

令和4年第4回さつま町議会定例会会期日程

| 月  | 日  | 曜 | 日  | 程 | 備 | 考 |
|----|----|---|--|---|---|---|
| 12 | 2  | 金 | 本会議（招集日）<br>・開会<br>・会議録署名議員の指名<br>・会期の決定<br>・諸般の報告<br>・行政報告<br>・決算特別委員長報告<br>・議案上程、提案理由説明<br>・一部議案審議 |   |   |   |
|    | 3  | 土 | 休日   |   |   |   |
|    | 4  | 日 | 休日   |   |   |   |
|    | 5  | 月 | 本会議（2日目）<br>・一般質問  |   |   |   |
|    | 6  | 火 | 本会議（3日目）<br>・一般質問  |   |   |   |
|    | 7  | 水 | 本会議（4日目）<br>・総括質疑<br>常任委員会   |   |   |   |
|    | 8  | 木 | 休会   |   |   |   |
|    | 9  | 金 | 休会   |   |   |   |
|    | 10 | 土 | 休日   |   |   |   |
|    | 11 | 日 | 休日   |   |   |   |
|    | 12 | 月 | 議会運営委員会  |   |   |   |
|    | 13 | 火 | 休会   |   |   |   |
|    | 14 | 水 | 全員協議会<br>本会議（5日目）<br>・処分要求の件<br>懲罰特別委員会  |   |   |   |
|    | 15 | 木 | 休会   |   |   |   |
|    | 16 | 金 | 懲罰特別委員会  |   |   |   |
|    | 17 | 土 | 休日   |   |   |   |
|    | 18 | 日 | 休日   |   |   |   |
|    | 19 | 月 | 休会   |   |   |   |
|    | 20 | 火 | 懲罰特別委員会  |   |   |   |
|    | 21 | 水 | 常任委員会、議会運営委員会、全員協議会  |   |   |   |
|    | 22 | 木 | 休会   |   |   |   |

| 月 日 | 曜 | 日 程  | 備 考 |
|-----|---|--|-----|
| 2 3 | 金 | 本会議（最終日） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸般の報告</li> <li>・ 常任委員長報告</li> <li>・ 修正動議</li> <li>・ 追加議案上程</li> <li>・ 議案等審議</li> <li>・ 発委</li> <li>・ 処分要求の件</li> <li>・ 所管事務調査報告</li> <li>・ 議員派遣の件</li> <li>・ 閉会中の継続調査の件</li> <li>・ 閉会</li> </ul> |     |

令和4年第4回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和4年12月 2日

閉会 令和4年12月23日

| 議案番号 | 件名   | 上程日     | 議決日      | 議決結果 | 付託委員会 |
|------|--|---------|----------|------|-------|
| 議案61 | 令和3年度さつま町歳入歳出決算の認定について                           | R4.9.22 | R4.12.2  | 認定   | 決算特別  |
| 62   | 令和3年度さつま町上水道事業会計決算の認定について                        | 〃       | 〃        | 〃    | 〃     |
| 63   | 令和3年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について                  | 〃       | 〃        | 原案可決 | 〃     |
| 67   | 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（令和4年度さつま町一般会計補正予算（第8号）） | R4.12.2 | 〃        | 承認   | —     |
| 68   | さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について                         | 〃       | 〃        | 原案可決 | —     |
| 69   | さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について                         | 〃       | 〃        | 〃    | —     |
| 70   | 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第9号）                           | 〃       | 〃        | 〃    | —     |
| 71   | 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）                     | 〃       | 〃        | 〃    | —     |
| 72   | 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）                        | 〃       | 〃        | 〃    | —     |
| 73   | さつま町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について                      | 〃       | R4.12.23 | 〃    | 総務厚生  |
| 74   | さつま町個人情報保護審査会条例の制定について                           | 〃       | 〃        | 〃    | 〃     |
| 75   | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について       | 〃       | 〃        | 〃    | 〃     |
| 76   | さつま町営住宅等条例の一部改正について                              | 〃       | 〃        | 〃    | 文教経済  |
| 77   | 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について                           | 〃       | 〃        | 可決   | 〃     |
| 78   | 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）                          | 〃       | 〃        | 原案可決 | 2委員会  |
| 79   | 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）                   | 〃       | 〃        | 〃    | 総務厚生  |
| 80   | 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）                        | 〃       | 〃        | 〃    | 文教経済  |

| 議案番号     | 件名                                       | 上程日      | 議決日      | 議決結果 | 付託委員会 |
|----------|--|----------|----------|------|-------|
| 議案<br>81 | 庁舎内WEB会議用端末等導入契約の締結について                  | R4.12.2  | R4.12.2  | 可決   | —     |
| 82       | 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第11号）                  | R4.12.23 | R4.12.23 | 原案可決 | —     |
| 発委<br>3  | さつま町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について              | 〃        | 〃        | 〃    | —     |
| 報告<br>10 | 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について | R4.12.2  | 〃        | 報告済  | —     |
|          | 岸良光廣議員に対する処分要求の件                         | R4.12.14 | 〃        | 陳謝   | 懲罰特別  |
|          | 所管事務調査報告の件                               | R4.12.23 | 〃        | 報告済  | —     |
|          | 議員派遣の件                                   | 〃        | 〃        | 決定   | —     |
|          | 閉会中の継続調査の件                               | 〃        | 〃        | 〃    | —     |

令和4年第4回さつま町議会定例会会議録

目 次

|   |    |
|---|----|
| ○12月2日（第1日）   |    |
| 会議を開催した年月日及び場所  | 1  |
| 出欠席議員氏名   | 1  |
| 出席事務局職員   | 1  |
| 出席説明員氏名   | 1  |
| 本日の会議に付した事件   | 2  |
| 開 会   | 3  |
| 開 議   | 3  |
| 会議録署名議員の指名  | 3  |
| 会期の決定   | 3  |
| 諸般の報告   | 3  |
| 行政報告  | 3  |
| 議案第61号 令和3年度さつま町歳入歳出決算の認定について                           | 5  |
| （委員長報告・質疑・討論・採決）  |    |
| 議案第62号 令和3年度さつま町上水道事業会計決算の認定について                        | 5  |
| （委員長報告・質疑・討論・採決）  |    |
| 議案第63号 令和3年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について                  | 5  |
| （委員長報告・質疑・討論・採決）  |    |
| 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（令和4年度さつま町一般会計補正予算（第8号）） | 9  |
| （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）                               |    |
| 議案第68号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について                         | 10 |
| （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）                               |    |
| 議案第69号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について                         | 11 |
| （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）                               |    |
| 議案第70号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第9号）                           | 12 |
| （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）                               |    |
| 議案第71号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）                     | 15 |
| （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）                               |    |
| 議案第72号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）                        | 16 |
| （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）                               |    |
| 議案第73号 さつま町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について                     | 17 |
| （提案理由説明）  |    |
| 議案第74号 さつま町個人情報保護審査会条例の制定について                           | 17 |
| （提案理由説明）  |    |
| 議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について       | 17 |

|   |    |
|---|----|
| (提案理由説明)  |    |
| 議案第76号 さつま町営住宅等条例の一部改正について .....                          | 17 |
| (提案理由説明)  |    |
| 議案第77号 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について .....                       | 17 |
| (提案理由説明)  |    |
| 議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算(第10号) .....                      | 17 |
| (提案理由説明)  |    |
| 議案第79号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)<br>.....            | 17 |
| (提案理由説明)  |    |
| 議案第80号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算(第4号) .....                    | 17 |
| (提案理由説明)  |    |
| 議案第81号 庁舎内WEB会議用端末等導入契約の締結について .....                      | 19 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)                                 |    |
| 報告第10号 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算<br>(第2号)について ..... | 20 |
| (内容説明)  |    |
| 散    会 .....  | 21 |
| ○12月5日(第2日)   |    |
| 一般質問表 .....   | 23 |
| 会議を開催した年月日及び場所 .....                                      | 26 |
| 出欠席議員氏名 .....   | 26 |
| 出席事務局職員 .....   | 26 |
| 出席説明員氏名 .....   | 26 |
| 本日の会議に付した事件 .....   | 27 |
| 開    議 .....  | 28 |
| 一 般 質 問 .....   | 28 |
| 岸良 光廣議員 .....   | 28 |
| 行政改革について  |    |
| 上圀 一行議員 .....   | 39 |
| 安全で安心して暮らせるまちづくりについて                                      |    |
| 人口減対策について   |    |
| 平山 俊郎議員 .....   | 44 |
| 道路の交通安全対策について   |    |
| 平川地区における異臭問題について  |    |
| 川口 憲男議員 .....   | 47 |
| 農林業の活性化について   |    |
| 古田 昌也議員 .....   | 55 |
| ローカルブランディングについて   |    |
| 災害復旧について  |    |
| あなたも1日議員について  |    |

|                |                              |                         |       |       |     |
|----------------|------------------------------|-------------------------|-------|-------|-----|
| 散              | 会                            | .....                   | 6 5   |       |     |
| ○12月6日(第3日)    |                              |                         |       |       |     |
| 一般質問表          | .....                        |                         | 6 7   |       |     |
| 会議を開催した年月日及び場所 | .....                        |                         | 7 1   |       |     |
| 出欠席議員氏名        | .....                        |                         | 7 1   |       |     |
| 出席事務局職員        | .....                        |                         | 7 1   |       |     |
| 出席説明員氏名        | .....                        |                         | 7 1   |       |     |
| 本日の会議に付した事件    | .....                        |                         | 7 2   |       |     |
| 開              | 議                            | .....                   | 7 3   |       |     |
| 一              | 般                            | 質                       | 問     | ..... | 7 3 |
| 森山             | 大                            | 議                       | 員     | ..... | 7 3 |
|                |                              | 子どもを主体とした政策づくりについて      |       |       |     |
|                |                              | 子どもの自殺対策について            |       |       |     |
| 上別府ユキ          | 議                            | 員                       | ..... | 8 2   |     |
|                |                              | 婦人科検診受診率向上について          |       |       |     |
|                |                              | 学校の樹木の管理について            |       |       |     |
| 中村 慎一          | 議                            | 員                       | ..... | 8 9   |     |
|                |                              | これまでの一般質問での回答に対する取組について |       |       |     |
|                |                              | 町勢振興の取組について             |       |       |     |
| 有川 美子          | 議                            | 員                       | ..... | 9 9   |     |
|                |                              | みどりの食料システム戦略について        |       |       |     |
|                |                              | 高齢者の健康増進における支援者育成について   |       |       |     |
|                |                              | 通学バスの安全管理と今後について        |       |       |     |
|                |                              | 住宅改修等費用助成について           |       |       |     |
| 新改 秀作          | 議                            | 員                       | ..... | 1 1 1 |     |
|                |                              | 本町出身画家の周知について           |       |       |     |
|                |                              | ふるさと文化教育について            |       |       |     |
| 散              | 会                            | .....                   | 1 1 6 |       |     |
| ○12月7日(第4日)    |                              |                         |       |       |     |
| 会議を開催した年月日及び場所 | .....                        |                         | 1 1 7 |       |     |
| 出欠席議員氏名        | .....                        |                         | 1 1 7 |       |     |
| 出席事務局職員        | .....                        |                         | 1 1 7 |       |     |
| 出席説明員氏名        | .....                        |                         | 1 1 7 |       |     |
| 本日の会議に付した事件    | .....                        |                         | 1 1 8 |       |     |
| 議案付託表          | .....                        |                         | 1 1 9 |       |     |
| 開              | 議                            | .....                   | 1 2 1 |       |     |
| 議案第73号         | さつま町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について | .....                   | 1 2 1 |       |     |
|                | (総括質疑・委員会付託)                 |                         |       |       |     |
| 議案第74号         | さつま町個人情報保護審査会条例の制定について       | .....                   | 1 2 1 |       |     |
|                | (総括質疑・委員会付託)                 |                         |       |       |     |

|   |       |
|---|-------|
| 議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ..... | 1 2 1 |
| (総括質疑・委員会付託)  |       |
| 議案第76号 さつま町営住宅等条例の一部改正について .....                        | 1 2 1 |
| (総括質疑・委員会付託)  |       |
| 議案第77号 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について .....                     | 1 2 2 |
| (総括質疑・委員会付託)  |       |
| 議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算(第10号) .....                    | 1 2 2 |
| (総括質疑・委員会付託)  |       |
| 議案第79号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)<br>.....          | 1 2 3 |
| (総括質疑・委員会付託)  |       |
| 議案第80号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算(第4号) .....                  | 1 2 3 |
| (総括質疑・委員会付託)  |       |
| 散 会 .....   | 1 2 3 |
| ○12月14日(第5日)  |       |
| 会議を開催した年月日及び場所 .....                                    | 1 2 5 |
| 出欠席議員氏名 .....   | 1 2 5 |
| 出席事務局職員 .....   | 1 2 5 |
| 本日の会議に付した事件 .....                                       | 1 2 6 |
| 開 議 .....   | 1 2 7 |
| 岸良光廣議員に対する処分要求の件 .....                                  | 1 2 7 |
| (趣旨説明・弁明・質疑・懲罰特別委員会設置による委員会付託)                          |       |
| 散 会 .....   | 1 2 9 |
| ○12月23日(第6日)  |       |
| 会議を開催した年月日及び場所 .....                                    | 1 3 1 |
| 出欠席議員氏名 .....   | 1 3 1 |
| 出席事務局職員 .....   | 1 3 1 |
| 出席説明員氏名 .....   | 1 3 1 |
| 本日の会議に付した事件 .....                                       | 1 3 2 |
| 開 議 .....   | 1 3 3 |
| 諸般の報告 .....   | 1 3 3 |
| 議案第73号 さつま町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について .....               | 1 3 3 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)  |       |
| 議案第74号 さつま町個人情報保護審査会条例の制定について .....                     | 1 3 3 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)  |       |
| 議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ..... | 1 3 3 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)  |       |
| 議案第76号 さつま町営住宅等条例の一部改正について .....                        | 1 3 3 |

|                           |  |     |
|---------------------------|--|-----|
| (委員長報告・質疑・討論・採決)          |  |     |
| 議案第77号                    | 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について                   | 133 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)          |  |     |
| 議案第78号                    | 令和4年度さつま町一般会計補正予算(第10号)                  | 133 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)          |  |     |
| 議案第79号                    | 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)           | 133 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)          |  |     |
| 議案第80号                    | 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算(第4号)                | 133 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決)          |  |     |
| 議案第82号                    | 令和4年度さつま町一般会計補正予算(第11号)                  | 144 |
| (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決) |  |     |
| 発委第3号                     | さつま町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について              | 145 |
| (趣旨説明・質疑・討論・採決)           |  |     |
| 報告第10号                    | 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第2号)について | 147 |
| (質疑)                      |  |     |
| 岸良光廣議員に対する処分要求の件          |  | 147 |
| (委員長報告・質疑・討論・採決・宣告・陳謝)    |  |     |
| 所管事務調査報告の件                |  | 149 |
| (委員長報告・質疑)                |  |     |
| 議員派遣の件                    |  | 152 |
| (決定)                      |  |     |
| 閉会中の継続調査の件                |  | 153 |
| (決定)                      |  |     |
| 閉                         | 会  | 153 |



令和4年第4回さつま町議会定例会

第 1 日

令和4年12月2日



令和4年第4回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和4年12月2日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議場

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 新 改 幸 一 議員 | 2番  | 平 山 俊 郎 議員 |
| 3番  | 上 圀 一 行 議員 | 4番  | 橋之口 富 雄 議員 |
| 5番  | 中 村 慎 一 議員 | 6番  | 上別府 ユ キ 議員 |
| 7番  | 森 山 大 議員   | 8番  | 新 改 秀 作 議員 |
| 9番  | 平八重 光 輝 議員 | 10番 | 有 川 美 子 議員 |
| 11番 | 古 田 昌 也 議員 | 12番 | 岸 良 光 廣 議員 |
| 13番 | 上久保 澄 雄 議員 | 14番 | 川 口 憲 男 議員 |
| 15番 | 柏 木 幸 平 議員 | 16番 | 宮之脇 尚 美 議員 |

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

|        |           |       |         |
|--------|-----------|-------|---------|
| 事務局 長  | 早 崎 行 宏 君 | 議事係 長 | 西 浩 司 君 |
| 議事係 主任 | 杉 元 大 輔 君 |       |         |

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|          |           |                 |           |
|----------|-----------|-----------------|-----------|
| 町 長      | 上 野 俊 市 君 | 副 町 長           | 高 田 真 君   |
| 教 育 長    | 原 園 修 二 君 | 総 務 課 長         | 角 茂 樹 君   |
| 企画政策課 長  | 小野原 和 人 君 | 財 政 課 長         | 富 満 悦 郎 君 |
| 町民環境課 長  | 松 山 和 久 君 | 保 健 福 祉 課 長     | 甫 立 光 治 君 |
| 高齢者支援課 長 | 久保田 春 彦 君 | 子 ども 支 援 課 長    | 藤 園 育 美 君 |
| 農 政 課 長  | 山 口 泰 徳 君 | ふ る さ と 振 興 課 長 | 米 丸 鉄 男 君 |
| 建 設 課 長  | 原 田 健 二 君 | 水 道 課 長         | 出 水 隆 君   |
| 代表監査委員   | 紺 屋 一 幸 君 | 監 査 委 員 事 務 局 長 | 山 田 博 彦 君 |
| 社会教育課 長  | 永 江 寿 好 君 |                 |           |

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第61号 令和3年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第62号 令和3年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第63号 令和3年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 8 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（令和4年度さつま町一般会計補正予算（第8号））
- 第 9 議案第68号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第69号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第70号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第9号）
- 第12 議案第71号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第72号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第73号 さつま町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第15 議案第74号 さつま町個人情報保護審査会条例の制定について
- 第16 議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第17 議案第76号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第18 議案第77号 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について
- 第19 議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）
- 第20 議案第79号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第80号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）
- 第22 議案第81号 庁舎内WEB会議用端末等導入契約の締結について
- 第23 報告第10号 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について

△開 会 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第4回さつま町議会定例会を開会します。

---

△開 議

○議長（宮之脇尚美議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、橋之口富雄議員及び5番、中村慎一議員を指名します。

---

△日程第2「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月23日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月23日までの22日間に決定しました。

---

△日程第3「諸般の報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は、省略します。

なお、監査委員から例月出納検査及び財政援助団体等の監査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで、諸般の報告を終わります。

---

△日程第4「行政報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。行政報告の前に、昨日、出水市内の養鶏場におきまして、4例目となる高病原性のインフルエンザが発生した件について報告をさせていただきます。

この4例目につきましては、出水市高尾野町の採卵鶏の養鶏場で12万羽が飼養されている養鶏場におきまして発生したものでございます。場所につきましては、2例目に発生した場所の近

いところであるようでございます。

県におきましては、昨日、対策本部会議を開催され、また本町におきましても、今朝4回目の対策本部を開催しまして、情報の共有化と今後の対応策を協議したところであります。

3例目となりました47万羽の殺処分につきましては、昨日までに全体の73%に当たる約34万羽の処分が完了している状況でございます。現在、本町職員につきましても、交代で殺処分の作業と国道328号における消毒作業に従事しているところでございますけれども、4例目の養鶏場につきましても、引き続き殺処分への派遣要請があったところでございます。

また、町民の方々へも行政無線やお知らせ版などにより、情報の提供と感染防止対策へのお願いも行っているところでございます。

続きまして、行政報告について報告をさせていただきます。

行政報告につきましては、印刷してお配りしてあるところでございますけれども、この中で11月15日から17日までの各種の全国大会及び11月20日の第1回さつま町産業祭&JA農業祭について補足して御報告をいたします。

初めに、11月15日から17日に行われた各種の全国大会についてでございます。

まず、15日に開催されました全国治水砂防促進大会では、大会に先立ち、全国治水砂防協会の会長でもございます森山衆議院議員に対しまして、県内24市町村の首長が土砂災害対策の着実な推進と予算確保について要望を行ったところであります。

引き続き行われました大会におきましては、国土交通大臣をはじめ国の幹部、全国の市町村長、都道府県関係者など多くの参加の下、開催され、土砂災害防止施設の強力な整備促進、流域治水型砂防事業の展開など、6つの提言が決議されたところであります。

大会後には、防災・減災、国土強靱化のための5か年対策について、インフラの老朽化や気候変動の対応など、近年の情勢を踏まえ事業の充実の上、取組のさらなる加速化を図ることなどについて、鹿児島県選出の国会議員及び国土交通省への要望を行ってまいったところでございます。

同じく15日に開催されましたダム発電関係市町村全国協議会理事会には、鹿児島県の協議会長として出席したところでございます。

理事会では、水力発電施設周辺地域交付金の引上げや既設ダムの設備更新・改修等による水力発電の出力・電力増加並びに地域振興の十分な予算を講じることなどとともに、地域が主体となった小水力発電の導入促進についても要望する旨、決議がなされたところであります。

理事会終了後におきましては、国会議員連盟との合同の勉強会が開催されましたけれども、この中で、地域が主体となった小水力発電の地域貢献事例の紹介があったところであります。

この中では、土地改良区による小水力発電については、売電収益が農家や土地改良設備の整備に還元されている事例等の紹介があり、また、当協議会に新たに小水力発電の研究・検討を行う専門部会を設置することも提案があり、了承されたところであります。

次に、16日の治水事業促進全国大会についてでございます。

この構成団体の全国治水期成同盟会連合会では、私も評議員を務めておりまして、今回、鹿児島県支部として促進大会及び要望会に出席したところでございます。

大会では、気候変動等を踏まえた治水事業の加速と財源の確保や流域治水対策の推進など5つの提言が決議され、また、大会後には、鹿児島県選出の国会議員及び国土交通省への要望行っ  
てまいったところであります。

17日には全国町村長大会が開催されまして、新型コロナウイルス感染症対策の充実強化や原油価格・物価高騰対策、食料安全保障の確立と持続可能な農業・農村政策の推進など、17の提言が決議されたところでございます。

次に、11月20日に開催されました第1回さつま町産業祭&JA農業祭についてでございます。

今回の催しにつきましては、新たに北さつま農業協同組合と共同開催したもので、3年前より実施に向けて協議をしまいたところでありすけれども、新型コロナウイルス感染拡大により、これまで開催を見送ってきたところでございます。

しかしながら、経済活動の後押しにつなげ、また地域活性化のために、いまだ新型コロナウイルスが収束していない中ではございましたけれども、感染防止対策をしっかりと取りながら今回開催させていただいたところであります。

当日は、時間短縮や検温などの感染防止対策を取り入れながら、友好交流協定を結んでいる青森県鶴田町、中種子町、龍郷町の特産品販売をはじめ、町内の新鮮な農林水産物、牛肉・特産品の展示販売、またステージでは、陸上自衛隊音楽部による演奏など盛りだくさんの内容での開催となったところであります。

来場者数につきましては約1万人とのことではございましたけれども、久しぶりの大きなイベントの開催を喜んでおられる声をじかに聞きし、本当に開催してよかったと感じたところでございます。

今後、町としましても、この新型コロナウイルスと共生する中で、各種イベントの開催に向け取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

[町長 上野 俊市君降壇]

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

これで、行政報告を終わります。

---

△日程第5「議案第61号 令和3年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第6「議案第62号 令和3年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、日程第7「議案第63号 令和3年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第61号 令和3年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第7「議案第63号 令和3年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの議案3件を一括して議題とします。

決算特別委員会の審査の中で決算書に併せて提出のありました書類等に印刷誤りがあり、執行部から訂正の申出を受けて審査が行われております。配布しました正誤表により訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

それでは、決算特別委員長長の審査報告を求めます。

[平八重光輝議員登壇]

#### ○決算特別委員長（平八重光輝議員）

決算特別委員会に付託されました「議案第61号 令和3年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第62号 令和3年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」及び「議案第63号 令和3年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」審査の過程と結果につきまして、御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月22日の第3回定例会最終日において、委員8人で設置され、委員長に

私、平八重光輝が、副委員長に橋之口富雄委員が選任されました。

審査は9月27日から30日までの4日間の日程で行い、執行部から各種資料の提出を求め、計数等の精査については既に監査委員が例月出納検査や決算審査等を実施済みで、専門的立場で照査されていることから必要最小限にとどめ、予算の適正な執行、事業による行政効果や経済効果、今後の行財政執行上、改善すべき点等に主眼を置き、慎重に審査を行ったところであります。

その結果、当委員会に審査を付託されました議案3件のうち、議案第61号及び議案62号については認定すべきもの、議案第63号については原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第61号 令和3年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

初めに、消防本部の関係では、主に消防団員に係る旅費で2,000万円以上の不用額が発生している理由と、これらの不用額を団員への処遇改善に充てられるように運用方法を見直す考えはないかたどしましたところ、災害はいつ起こるか判らないため補正予算で減額しなかったこともあり、不用額が多額になった。また、消防団員の負担軽減を考慮し、処遇改善に努めたいとのことであります。

この回答を受けて、消防団員の意見も十分に聞き、団員がより活動しやすいような体制を取るよう要請しました。

次に、町民環境課の関係では、改良住宅で空き家となっている住宅の廃止や解体などを計画的に管理されているのかたどしましたところ、退去により1棟が全て空けば解体する方向で考えているが、入居者が1棟に1人の場合などについては、別の棟に移っていただくなどの相談をして、理解が得られた場合は空いた棟の解体を検討していきたいとのことであります。

次に、保健福祉課の関係では、保健衛生費において、職員手当等、報償費、需用費、委託料などで6,000万円以上の不用額が発生している理由、また、不用額の半額は財政調整基金への積立てとなるのかたどしましたところ、不用額については、新型コロナウイルス接種に関わる費用であり、集団接種の回数が予定より少なくなったため、職員の時間外手当や接種委託料などに不用額が発生したとのことである。また、当該事業は国の補助事業であるため、不用額は国に全額返還するとのことであります。

次に、子ども支援課の関係では、子供の人数は減ってきているが、各保育所の運営は今後どのようになっていくのかたどしましたところ、保育所から利用定員を減らしたいという相談もある。町としては各保育所の状況を把握し、定員数の削減などの相談に対応していきたいとのことあります。

この回答を受けて、特に周辺地域の子供の人数は急激に減少していることから、5年後、10年後の児童数を試算し、現実を直視した上で、今後の検討をするよう要請しました。

次に、税務課の関係では、滞納整理の関係でコロナ禍の感染予防のため公売会を中止したとあるが、差押えを行った54件についてはどのように処理したのかたどしましたところ、過去には動産を差し押さえて公売会より換価したこともあるが、今回行った差押えは預貯金や給与などであるため、公売会を開催せずに換価しているとのことあります。

次に、担い手育成支援室の関係では、農地の集積及び集約化におけるこれまでの実績をたどしましたところ、農地中間管理事業は平成26年度から一ツ木地区を県のモデル地区として実施しており、令和3年度までに合計701.2ヘクタール、県内6位の農地集積を行った。農地の名義を変えて貸し借りし、農地が集積されることで管理運営がしやすくなり、集落営農的な活動ができていくとのことあります。

次に、耕地林業課の関係では、森林経営管理法に基づく集積計画及び配分計画を作成するための意向調査及びその活用方法についてたまたましたところ、あまり手入りがされていないと思われる森林の所有者に対し、これまでの管理状況やこれからの管理方法についてアンケートを行うものである。この調査で所有者が希望し、町が可能と判断すれば、町が一定期間預かって、森林整備をしてから所有者に返すことで、森林の持つ公益的機能の維持も図りたいとのことであります。

次に、農政課の関係では、薩摩農産物加工センターの施設利用と製造販売の状況についてたまたましたところ、指定管理者である薩摩西郷梅生産組合との連携により、加工グループを中心として年間を通じた施設活用がなされ、安定的な製造販売につながっている。

また、加工センターで商品の開発や販路拡大などを学び、その後、独立して加工販売をしている方もいるとのことであります。

次に、ふるさと振興課の関係では、空き家情報バンクの地域別の契約状況と移住体験ハウスを地方に設置する考えはないかたまたましたところ、これまでの空き家情報バンクの契約件数75件のうち、中心部は20件、中間部は23件、周辺部は32件であり、中心部の人気は高いが、周辺部を好む方も多くいる。現在移住体験ハウスは中心部にあるが、周辺部でも生活を体験できるような取組も検討していきたいとのことであります。

次に、商工観光PR課の関係では、「薩摩のさつま」ブランドについて、若い経営者が頑張っているが、補助金の要望等はないのかたまたましたところ、町、JA北さつま、商工会、観光特産品協会で薩摩のさつまブランド推進協議会を設置し取り組んでおり、各団体20万円を負担して運営しているが、事業者から補助金の要望等はないとのことであります。

この回答を受けて、今後、事業を進めていく中で、事業者へのサポート体制を今以上に構築し、対応するよう要請しました。

次に、企画政策課の関係では、高校振興対策として協議会だよりの配布、看板設置による情報発信、各種補助金の交付などに取り組んでいるが、学科等の見直しなど根本的な検討を行う考えはないかたまたましたところ、学科の再編については、その影響について総合的に判断した上で県と協議していきたい。また、高校生や中学生、その保護者に対しアンケート調査を計画しており、学科に対する生徒の意向についても調査していきたいとのことであります。

次に、学校給食センターの関係では、令和6年度から2センターを1センターに統合し、その後、民間委託については検討していくとのことであるが、児童生徒数が減少していく中、民間委託で運営していくことができるのかたまたましたところ、将来の児童生徒数を想定し、民間で運営できるのかどうかについてはさらに検討を進めていきたいとのことであります。

次に、建設課の関係では、15か所の水こう門については操作人の選任に苦慮しているようだが、遠隔操作等により対応する考えはないかたまたましたところ、現在、河川事務所等にも要望しているところであり、操作人に危険が及ばない方法について検討をしていきたいとのことであります。

次に、高齢者支援課の関係では、いぬまき荘は利用者も減少傾向にあり、施設の老朽化に伴い維持費も増大してきていることから、今後の方向性についてたまたましたところ、公共施設の検討委員会を経て、将来的には廃止の方向で検討を進めており、老人福祉施設の機能については鶴田保健センターに移すことを検討しているとのことであります。

この回答を受けて、温泉施設として近隣住民の利用者も多いため、地域住民を含めた関係機関と十分協議するよう要請しました。

次に、社会教育課の関係では、文化施設建設検討委員会は宮之城文化センターの整備について

どのような検討を行ってきたのか。また、検討委員会で一定の方向性が決まるのかただしましたところ、宮之城文化センターについては、建設ありきではなく改修も含めて検討を重ねているとのことであり、指宿市への先進地研修を参考にしながら検討委員会で方向性を示し、町長へ報告したいとのことでもあります。

この回答を受けて、毎年、多額の修繕費を要しているため、早い時期に建設または改修を行う必要がある。一年でも早く方向性が示せるよう、スピード感を持って協議していくことを要請しました。

次に、総務課の関係では、町道の中央線、外側線の消失が目立っているが、地域住民から要望はないのかただしましたところ、道路の区画線については運転者にとって非常に重要であるが、消えかかっている町道も多いため、早急な対応が必要だと考えている。また、地域から交通安全施設の要望は14件あり、そのうち10件が対応済みとのことでもあります。

次に、財政課の関係では、財政調整基金が令和3年度末で43億円あり、本町の財政規模からするとかなり多い額だと思われるが、基金を取り崩して必要な住民サービスを拡大する考えはないかただしましたところ、基金を含めた財源の有効活用については、今後の人口減少等を考慮し、長期的な目線で考えていきたい。総合振興計画に沿った予算措置を行うため、計画の見直しも含めて予算措置の在り方について検討をしていきたいとのことでもあります。

次に、教育総務課の関係では、教職員住宅が60戸あるが、約半分しか教職員が居住していない。学校再編や児童生徒数の減少により教職員数も減ってきているが、教職員住宅の今後の管理方法についてどのように考えているかただしましたところ、教職員住宅も空き家が多くなってきていることから、今後においては、半分程度を廃止または譲渡して計画的な管理を行ってきたいとのことでもあります。

次は、「議案第62号 令和3年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」及び「議案第63号 令和3年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。

水道事業では、水道管の老朽化による工事費も多くなり、経営が一層厳しくなってくると思われるが、水道料金を改定する考えはないかただしましたところ、前回の改定から5年が経過し、次回の改定時期は近いと考えているが、昨今の社会情勢やコロナ禍ということを考慮して、改定は見合わせているところである。水道料金の改定については、諮問機関である水道運営委員会の意見をお聞きするなどして検討を進めていきたいとのことでもあります。

最後に、豪雨に伴う災害復旧や新型コロナウイルス感染防止対策などにより、一般会計では歳入総額177億9,107万556円、歳出総額164億8,224万2,457円となり、前年度と比較し、いずれも増額となっております。また、経常収支比率は84.4%と改善され、実質公債費比率は4.3%となり、財政の健全化を維持しているようであります。

以上、決算審査の概要等を申し上げましたが、報告の中では直接触れなかった事項につきましても、慎重に審査した次第であります。

今後とも効率的な行財政運営に努められるとともに、指摘事項等が次年度の予算編成や行政執行に生かされるよう要請し、決算特別委員会の報告を終わります。

[平八重光輝議員降壇]

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで決算特別委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第61号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第61号 令和3年度さつま町歳入歳出決算の認定について」を採決します。  
この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮之脇尚美議員）

お座りください。起立全員です。よって、「議案第61号 令和3年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、議案第62号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第62号 令和3年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮之脇尚美議員）

お座りください。起立全員です。よって、「議案第62号 令和3年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、議案第63号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第63号 令和3年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第63号 令和3年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

---

△日程第8「議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（令和4年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第8「議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第67号 専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

これは、令和4年度さつま町一般会計補正予算（第8号）につきまして、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」の予算書で御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」は、承認されました。

---

△日程第9「議案第68号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第9「議案第68号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

「議案第68号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」でございます。

これは、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じまして、さつま町長等の期末手当の支給率を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 上野 俊市君降壇]

○総務課長（角 茂樹君）

それでは、「議案第68号 さつま町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第68号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第68号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第10「議案第69号 さつま町職員の給与に関する  
条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第10「議案第69号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

「議案第69号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」でございます。  
これは、人事院勧告に基づき、本町職員の給与を改定しようとするものでございます。  
内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 上野 俊市君降壇]

○総務課長（角 茂樹君）

それでは、「議案第69号 さつま町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第69号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第69号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第11「議案第70号 令和4年度さつま町一般会計  
補正予算（第9号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第11「議案第70号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

「議案第70号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」についてでございます。

これは、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた人件費の調整に要する経費及び水道事業費、介護保険対策費、保健衛生総務費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,705万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億7,164万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第70号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○中村 慎一議員

それでは、この予算書の10ページ、12ページであります。

民生費、それから、この衛生費で物価高騰対策につきまして予算計上してございます。町のほうで影響額の4分の1程度といったようなことでございました。

資料によりますと2,600万円から計上されておりますので、影響額そのものはもう1億円を超えるとといったようなことでありまして、これに対する手だてで町が4分の1、県が4分の1といったようなことでありますが、今回のこの物価高騰につきましては、光熱水費といったようなことでありますけれども、給食等に係る食材の関係等も相当大きな影響を受けていらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですが、それらに対して現場のほうでどういったような財源措置もされていらっしゃるのか、施設のほうで見ていらっしゃるのか、利用者のほうにこの負担が行っているのか、そこらもあると思いますが、これについての町内のこういった施設等の実態ですね、影響額、それから財源の手当て、そういったところにつきまして、もう少し詳しく説明をいただきたいというふうに思います。

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

ただいま質問がございました物価高騰等対策支援給付金につきまして、この給付金を今回計上するに当たっての時系列的な流れを説明させていただきたいと思いますが、10月の中旬に課長連絡会のほうにおきまして、町長のほうから、子ども支援課、高齢者支援課、保健福祉課の民生3課が所管いたします福祉施設等について、物価高騰・燃料高騰についての支援策を講じるようにということで指示がございました。

その後、それぞれの所管する福祉施設等の高騰額の影響額の調査を行ったところでございます。積算をした上で、財政課との協議の上で10月末の段階で支援額を積算していたところでございますが、その後、11月7日付で県のほうから物価高騰対策支援を打ち出す旨の通知がありましたことから、この県の支援策を確認した上で、町における支援策を再度見直したところでございます。

県の支援策につきましては、今説明がありましたように、物価高騰分の4分の1程度を支援するというものでございます。県におきましては、10月28日付で国の総合経済対策におきまして、事業所に対して2分の1相当分を支援するという施策が打ち出しておりましたので、それによりまして、国は2分の1、県がまたその4分の1を補助するというところでございましたので、

町におきましても、4分の1相当分を支援するという形にしております。

なお、この負担割合につきましては、医療機関につきましてはまた違う対策で打ち出されているようでございます。

今ありましたように、物価高騰によります燃料費、それと食料費や給食等の食材費等も含んだ形での支援となっているところでございます。

ただ、子ども支援課等が所管する施設等につきましては、これまでに食事に関する支援等をしてきていることから、また、今回の対象経費には食事に関する部分を除く光熱費に関する高騰分の対応ということになっているようでございます。

**○議長（宮之脇尚美議員）**

ほかにありませんか。

**○中村 慎一議員**

ありがとうございます。国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで、ほとんどを今回の予算措置で対処ができるんだといったような説明でございます。

全国各地いろんなところでこういう支援がなされていると思うんですけども、鹿児島県自体はこういったようなことなんですが、ほかの自治体等でこういった取組がされていらっしゃるのか。県内ですね、それぞれ市町村43ございますが、こういった状況なのか、そこらについて判っている範囲でちょっと説明をお願いします。

**○高齢者支援課長（久保田春彦君）**

この支援策の協議を始めた段階で、隣接する市町村等に確認をしたところでございますが、まだちょうど協議の段階でありまして、具体的な支援策というのは、その段階ではどこもできていなかったために、県の支援策をある程度見ながら自治体の支援策をするということで、この支援策につきましては、国の交付金を充当するというところでしているために、その充当、交付金がある程度二重に充当されることがないように、県の支援策を確認した上で、自治体の対策を講じるというスタイルの自治体が多かったのではないかとこの予測されるところでございます。

**○議長（宮之脇尚美議員）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮之脇尚美議員）**

以上で質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮之脇尚美議員）**

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮之脇尚美議員）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第70号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮之脇尚美議員）**

異議なしと認めます。よって、「議案第70号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね10時50分とします。

---

休憩 午前10時38分

---

再開 午前10時50分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

△日程第12「議案第71号 令和4年度さつま町介護保険  
事業特別会計補正予算（第4号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第12「議案第71号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

「議案第71号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてでございます。これは、一般介護予防事業費及びその他、所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ37億3,588万6,000円とするものでございます。内容につきましては、高齢者支援課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

それでは、「議案第71号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第71号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって「議案第71号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第13「議案第72号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第13「議案第72号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

「議案第72号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」でございます。

これは、物価高騰等対策としまして、水道料の基本料金を3か月分免除することに伴う経費、及び人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた人件費等の調整に伴う補正でございまして、収益的収入を4億2,154万7,000円とし、収益的支出から626万円を減額した収益的支出の合計額を4億1,916万6,000円にしようとするものでございます。

内容につきましては、水道課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○水道課長（出水 隆君）

それでは、「議案第72号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第72号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって「議案第72号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第14「議案第73号 さつま町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、△日程第15「議案第74号 さつま町個人情報保護審査会条例の制定について」、△日程第16「議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、△日程第17「議案第76号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、△日程第18「議案第77号 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について」、△日程第19「議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」、△日程第20「議案第79号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、△日程第21「議案第80号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第14「議案第73号 さつま町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」から日程第21「議案第80号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）」までの議案8件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第73号から議案第80号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第73号 さつま町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」であります。

これは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、現行のさつま町個人情報保護条例を廃止し、新たに本条例を制定しようとするものでございます。

次に、「議案第74号 さつま町個人情報保護審査会条例の制定について」であります。

これは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、現行のさつま町個人情報保護条例を廃止し、条例に定められている個人情報保護審査会に関する本条例を新たに制定しようとするものでございます。

次に、「議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。

これは、地方公務員法の一部改正に伴い、本町職員の定年引上げ等に関し、関係条例の整備を

しようとするものでございます。

次に、「議案第76号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

これは、上向東団地の一部用途廃止及び湯之元団地の用途廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第77号 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について」であります。

これは、指定した指定管理者の一般社団法人化に伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」についてであります。

これは、学校管理費に要する経費及び諸費、公園費、農産園芸振興費並びにその他所要の経費を補正しようとするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,813万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億8,977万8,000円とするものでございます。

次に、「議案第79号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

これは、葬祭費に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,568万6,000円とするものであります。

次に、「議案第80号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）」についてでございます。

これは、水道使用水量の減少に伴う営業収入の減額及び動力費等に要する補正で、収益的収入から474万円を減額した収益的収入の合計額を4億1,680万7,000円、収益的支出から486万2,000円を減額した収益的支出の合計額を4億2,402万8,000円とし、資本的支出を2億3,543万9,000円にしようとするものでございます。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（角 茂樹君）

それでは、「議案第73号 さつま町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（角 茂樹君）

続きまして、「議案第74号 さつま町個人情報保護審査会条例の制定について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（角 茂樹君）

引き続きまして、「議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（原田 健二君）

それでは、「議案第76号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○農政課長（山口 泰徳君）

それでは、「議案第77号 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について」内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○保健福祉課長（甫立 光治君）

それでは、「議案第79号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（出水 隆君）

それでは、「議案第80号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、12月7日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

---

△日程第22「議案第81号 庁舎内WEB会議用端末等導入契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第22「議案第81号 庁舎内WEB会議用端末等導入契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

「議案第81号 庁舎内WEB会議用端末等導入契約の締結について」であります。これは、庁舎内WEB会議用端末等導入につきまして、去る10月26日入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 上野 俊市君降壇]

○総務課長（角 茂樹君）

「議案第81号 庁舎内WEB会議用端末等導入契約の締結について」御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第81号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第81号 庁舎内WEB会議用端末等導入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって「議案第81号 庁舎内WEB会議用端末等導入契約の締結について」は可決されました。

---

△日程第23「報告第10号 令和4年度さつま町土地開発  
公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）につ  
いて」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第23「報告第10号 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

内容の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

「報告第10号 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、ふるさと振興課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

それでは、「報告第10号 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの報告に対する質疑は、12月23日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

---

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月5日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。  
本日は、これで散会します。

**散会時刻 午前11時54分**



令和4年第4回さつま町議会定例会

第 2 日

令和4年12月5日



令和4年第4回定例会一般質問  
令和4年12月5日（第2日）

| 順番 | (議席番号)<br>質問者  | 質問事項・要旨   |
|----|----------------|---|
| 1  | (12)<br>岸良 光廣  | <p>1 行政改革について</p> <p>(1) 町民の安心・安全・生命・財産を守る上で、今後、消防団の必要性は、ますます重要になると考えるが、町長の考えを伺う。</p> <p>(2) 本町の人口減少のスピードは、国の人口調査会等の説明よりはるかに早くなっているが、今後10年先を考えた場合、定員管理も含めいろいろ見直しが必要と考えるが、町長の考えを伺う。</p>  |
| 2  | (3)<br>上 園 一 行 | <p>1 安全で安心して暮らせるまちづくりについて</p> <p>町道の維持管理で草払いや側溝の土砂除去に取り組んでいるが追いつかない状況である。</p> <p>今後の町道における維持管理の在り方について問う。</p> <p>2 人口減対策について</p> <p>(1) 産み、育て、安心して暮らせるまちづくりについて、町長独自の施策を問う。</p> <p>(2) 空き家の有効活用、方策・施策について問う。</p> <p>(3) 人口維持と企業誘致について問う。</p>  |
| 3  | (2)<br>平 山 俊 郎 | <p>1 道路の交通安全対策について</p> <p>道路における「交通安全対策」の一環である白線のある道路が、消失又は摩耗しており危険であるとの声を聞く。特に高齢者から「夜間、特に雨天時に白線が見えないと路外逸脱や対向車線にはみ出すなど危険である」等の声があることから、道路の実態について調査したところ、白線の消失や摩耗している道路が多く見受けられた。</p> <p>そこで白線の消失対策などに関して、次のことについて問う。</p> <p>(1) 町道の白線の消失について、全体の実態の把握がなされているのか。これまで各地区から改善などの要望があったのか。あったとすれば、それに対しての改善はどの程度なされているのか。</p> |

| 順番 | (議席番号)<br>質問者 | 質問事項・要旨  |
|----|---------------|--|
|    |               | <p>(2) 町道以外の県道等についても、白線の消失などが多く見受けられるが、関係機関団体等に町から改善等の要望はできないのか。</p> <p>2 平川地区における異臭問題について</p> <p>平川地区（特に下平川・大薄上）では、数年前から牧場の糞尿による異臭に大変困っており、本年6月に地域住民の苦情・要望に基づいて、異臭場所への立入調査を実施されているが、次のことについて問う。</p> <p>(1) 調査結果と結果に基づく行政指導の内容及びその後の改善効果は。</p> <p>(2) 行政指導による改善内容を踏まえ、今後業者に対してどのように指導していくのか。</p>                                     |
| 4  | (14)<br>川口 憲男 | <p>1 農林業の活性化について</p> <p>(1) 林業の活性化をどのように捉えているのか考えを問う。</p> <p>(2) 森林は、防災面や脱炭素社会の実現など、非常に重要な役割を担っている。</p> <p>国や民間における、森林の多面的機能の維持・継続に対する取組をいかに捉え、推進を図る考えか。</p>   |
| 5  | (11)<br>古田 昌也 | <p>1 ローカルブランディングについて</p> <p>(1) 鹿児島銀行に委託してローカルブランディングを行っているが、進捗状況はどのようになっているか。</p> <p>また、ローカルブランドを認知してもらうために、どのように発信していくのか。ブランディングの今後の計画は。</p> <p>(2) 約5年前も同じようなローカルブランディングを行ったと記憶しているが、その時の結果と再度実施することになった経緯は。</p> <p>(3) 「薩摩のさつま」は、町、JA北さつま、町商工会、町特産品協会と団結して進めているところであるが、現在進めているローカルブランディングと「薩摩のさつま」との違いは何か。</p> <p>2 災害復旧について</p> |

| <p>順 番</p> | <p>(議席番号)<br/>質 問 者</p> | <p>質 問 事 項 ・ 要 旨</p>   |
|------------|-------------------------|--|
|            |                         | <p>(1) 令和3年度豪雨災害における公共災害復旧の進捗率や発注率などは、どのようになっているか。</p> <p>(2) 町単独事業や維持補修等の復旧を含め、全町的な復旧に向けた問題点とそれに対する改善策は。</p> <p>(3) 道路における小規模災害や維持作業などは、道路整備作業員が対応しているが、慢性的な人員不足が見られ、各地域でも高齢化や働き手不足が顕在化している。</p> <p>災害復旧を優先するのは当然であるが、地域からも補修等の要望が多くなっているため、作業員の増員や給与改善、効率化のための機械導入など、具体的な方策を行う考えはないか。</p> <p>3 あなたも1日議員について</p> <p>10月に開催された「あなたも1日議員」の質問事項について、課内又は課を超えた横断的な検討を行い、実施に向けた予算化などを協議したか。</p> <p>検討・協議を行ったのであれば、その内容はどのようなものか。</p> |

令和4年第4回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和4年12月5日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会会議場

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 新 改 幸 一 議員 | 2番  | 平 山 俊 郎 議員 |
| 3番  | 上 圀 一 行 議員 | 4番  | 橋之口 富 雄 議員 |
| 5番  | 中 村 慎 一 議員 | 6番  | 上別府 ユ キ 議員 |
| 7番  | 森 山 大 議員   | 8番  | 新 改 秀 作 議員 |
| 9番  | 平八重 光 輝 議員 | 10番 | 有 川 美 子 議員 |
| 11番 | 古 田 昌 也 議員 | 12番 | 岸 良 光 廣 議員 |
| 13番 | 上久保 澄 雄 議員 | 14番 | 川 口 憲 男 議員 |
| 15番 | 柏 木 幸 平 議員 | 16番 | 宮之脇 尚 美 議員 |

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

|        |           |       |         |
|--------|-----------|-------|---------|
| 事務局 長  | 早 崎 行 宏 君 | 議事係 長 | 西 浩 司 君 |
| 議事係 主任 | 杉 元 大 輔 君 |       |         |

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 町 長       | 上 野 俊 市 君 | 副 町 長     | 高 田 真 君   |
| 教 育 長     | 原 園 修 二 君 | 総 務 課 長   | 角 茂 樹 君   |
| 企画政策課 長   | 小野原 和 人 君 | 財 政 課 長   | 富 満 悦 郎 君 |
| 町民環境課 長   | 松 山 和 久 君 | 子ども支援課 長  | 藤 園 育 美 君 |
| 農 政 課 長   | 山 口 泰 徳 君 | 耕地林業課 長   | 上谷川 征 和 君 |
| 商工観光PR課 長 | 中 村 英 美 君 | ふるさと振興課 長 | 米 丸 鉄 男 君 |
| 建 設 課 長   | 原 田 健 二 君 | 消 防 長     | 下 村 晴 彦 君 |

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第4回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、12番、岸良光廣議員に発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

質問に入る前に、今出水市では、鳥インフルエンザで多大な被害が出ておりますが、さつま町も多くの養鶏業者がおられます。その養鶏業者を守るためにも、町長におかれましては最大の防疫対策を取っていただけますよう強く要請し、質問に入らせていただきます。

まず、行政改革について。

町民の安心、安全、生命・財産を守る上で、今後消防団の必要性はますます重要になってくると考えるが、町長の考えを伺う。

2番目に、本町の人口減少のスピードが、国の人口調査会等の説明よりはるかに早くなっているが、今後10年先を考えた場合、定員管理も含めていろいろ見直しが必要と考えるが、町長の考えを伺う。

以上、2点です。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

おはようございます。

岸良光廣議員からの質問にお答えさせていただきます。

安心・安全・生命を守る上で、消防団のこの必要性をどう考えるかということでございます。

私のマニフェストの1番に、この安全で安心して暮らせるまちづくりを掲げ、その中で消防団組織の充実強化及び消防団員の確保対策を掲げているところでございます。

消防団の役割と住民の安全・安心を守るためのこの重要性ということにつきましては、十分理解しているところでございます。

消防団員の皆様におかれましては、生業の傍ら、高い消防精神を持って町民の安全・安心のため昼夜を問わず献身的に御尽力頂いており、改めて感謝を申し上げます。

また、地域住民の方々も大いにこの消防団員の方々に頼りにしているものと考えているところであります。

御承知のとおり、近年は全国各地で大規模な災害が発生しており、多くの尊い人命や財産が失われております。さつま町も例外ではなく、このような災害が発生した場合、常備の消防だけでは対応することには限界があります。

こういう中で、その地域の実情をよく知る消防団員の役割は非常に重要であり、また高齢化が

進む中、頻繁に発生する大きな風水害など、今後ますます消防団員の役割は大きくなっていくものと考えているところであります。

一方で、社会情勢の変化等により、消防団員の確保は年々困難になっていますことから、これまで行ってきました処遇改善と併せて、火災予防運動の訓練式や、その他の行事の在り方も含めまして、団員の負担軽減を検討するとともに、消防団施設及び資機材等の計画的な更新を行いながら、活動しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えているところであります。

また、消防団の役割やその重要性、活動内容なども町民の皆様にしっかりとやはり伝えていくということも必要であろうと考えているところでございます。

また、団員の所属する企業、会社等などにも、この消防団員の役割、必要性というのをしっかりと説明していく責任もあるのではなかろうかと考えているところであります。

次に、2点目の行政改革のこの人口減少のことでございます。

議員御指摘のとおり、本町の人口減少は国の想定を上回る勢いで進んでおりまして、私自身も大変危惧いたしているところでございます。非常にこの厳しい現実として、重く受け止めているところであります。

この危機的とも言える人口減少に加えまして、新型コロナウイルス感染症や物価高騰など、様々な要因が絡みまして、社会経済状況の激変なども、現行の行財政運営をはじめ、本町が策定しております各種の計画や施策におきまして、大きな影響が生じてくるものと予想しているところであります。

議員から御指摘のありました職員の定員管理計画をとりましても、人口減少が進む中、人口規模に見合う職員数はいかにあるべきかなど、大きな難題があるところでございます。

現行の第4次の定員管理計画につきましては、今定例会にも御提案いたしておりますとおり、地方公務員法の改正に伴います定年の段階的引上げ等を踏まえまして、本年3月に策定をいたしたところでございます。

しかしながら、本計画では、人口減少下における職員数のあり方を、課題・検討事項としており、その対策につきまして具体的に言及できていないところもありますことから、議員のお考えのとおり、この厳しい人口減少等を考慮した計画の再検討も必要であろうかと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○岸良 光廣議員

今町長の1回目の答弁を頂いたんですが、まず2問目の質問に入る前に、基本的なことをお伺いします。

私は、災害が起きた場合には消防本部が基となり、いろいろな指示を出して、それに伴って消防団が活動するというふうに考えておりますが、ただ災害でない通常の場合においては、消防職員と消防団員のこれは人間的な立場ちゅうのは、お互い平等であってフィフティー・フィフティーと。

要するに、災害が起きたときには消防本部のほうで指示を出しますけれども、そういう平時の場合には、消防職員と消防団の地位のそういう差はないんだというふうに私は考えておりますが、その点について町長の考えをお伺いします。

#### ○町長（上野 俊市君）

大規模災害時、それから平常時の災害時ということはないんですけれども、この組織の中で消防団、それからそれを管轄する消防本部があります。当然ながら、これは命令系統に、消防団本部の中に消防団員も入ってきますので、当然ながら消防団のその指揮の下に動いていくというこ

とになろうかと思っています。

○岸良 光廣議員

いえ、私が一番聞きたかったのは、平時の場合には、消防本部の職員の方と消防団員の方の立場というのは、平時の場合、これは平等ですよねっちゅうことですよ。そこを聞いているんですよ。

○町長（上野 俊市君）

その平等と言われる部分がちょっと、私にはちょっと難しい、理解が難しいところがあるんですけども、その平時におけるその立場ということでしょうか、身分ということでしょうかね。そこをちょっとお聞きしたいんです。

○岸良 光廣議員

要するに平時の場合、災害が起きた場合には確かに消防本部の指示の下に消防団は活動するわけですけども、ただ平時の場合、一般的に何事も災害が起きないときには、これは消防職員も消防団も全く地位は変わりませんよねっちゅうことです。そこを聞いているんですよ。

○町長（上野 俊市君）

消防団員につきましても、非常勤の公務員と、地方公務員という形に、立場になります。その身分から考えますと、これはもう一緒だと理解しております。

○岸良 光廣議員

判りました。

次に、消防団の今の現状から質問させていただきますが、ただ昨年、あの消防団員の待遇面において、1日4,500円があまりにも低いっちゅうことで、7,000円に上げてもらいました。そのときに、消防団車庫にエアコンがないところが非常に多いと。特に、今物すごい、夏場については猛暑が続いております。

そういう意味で、消防団員の健康を守る上でも、各消防団車庫に全てにエアコンを設置していただくよう強く要請しておりましたが、現状でエアコンの設置率がどの程度か、町長お伺いいたします。

○町長（上野 俊市君）

この環境整備の関係等につきましては、今議員がおっしゃられるとおり、委員会の総括等でも出されたところをごさいますて、その後、各分団の車庫の調査等も終わっているところであります。

23の消防団車庫のうち、今9つがエアコンの整備が進んでいるところであります。

○岸良 光廣議員

なぜこの今、実際約45%ぐらいがエアコンが設置されているんですけど、この設置された理由ちゅうのも、行政が協力して設置したエアコンじゃないんですよ。全てが消防団のOBの方、あるいはそういう後援会の方々からの援助で、ほとんどエアコンは設置されています。

残念なのは、消防団のアンペアがもう最初から15アンペア。要するに消防本部としては、消防団車庫にはエアコンは要りませんよというようなやり方になっているんですよ。だから、そこをまず早急に変えていただいて、各消防団のほうにせめてエアコンぐらいは早急に設置していただくよう、1年前もそういう要求をしたんですが、今後について町長もできるだけ早く、全部の消防団車庫にエアコンの設置をしていただきたいと思います、その辺についてのお考えをお伺いします。

○町長（上野 俊市君）

これにつきましては、やっぱり消防団員のそういう環境整備を図るのが非常に重要な部分で

ざいます。健康管理面を含めまして、そういうことをございますので、これにつきましては来年度の予算のほうで整備を進めるよう、指示もいたしているところをございます。

○岸良 光廣議員

ということは、3月の当初予算で計上されるというふうに理解してよろしいですか。

○町長（上野 俊市君）

はい。来年度のこの当初予算で、一応予算を計上する予定といたしているところをございます。

○岸良 光廣議員

判りました。ぜひ設置をしていただくよう。

次に、報酬の費用弁償等についてであります。これをまず質問する前に、本当は人口については、この次の2番目とする予定なんです。ただなぜ私が消防団が必要になってくるかちゅう一番の基は、今年の12月1日でさつま町の人口が1万9,159人、ただし、そのうちに415人の外国人がおられます。外国人を除けば、もう1万8,614人しかおられません、さつま町の人口ちゅうのは。

そのうち、あとで述べますが、もう高齢化率というのが物すごく速いスピードで、今後5年、10年進んでいきます。そういう中で、消防団の役割ちゅうのは物すごく重要性が増してくるだろうと。

そこについて、この報酬も費用弁償も、実際今年の決算等を見た中でびっくりするのが、もともと当初予算で報酬とは別に費用弁償というのが約4,300万円組まれておりました。令和3年度も。その令和3年度の決算を見ますと、消防団の活動費、要するに費用弁償が4,300万円組まれたけども、そのうち約2,000万円は不用額、要するに使わなかったと。

今年の令和4年度の予定を見ても、令和3年度不用額になった約2,000万円も同じ計上をして、また4,300万円予算が組まれております。

そこで、いろいろ消防団のほうとも話を聞きました。そしたら、私も私個人も、さつま町の消防団だけでなく、私もでしたが、現職の消防団員にも、ほかの町村の消防団の活動はどうなっているのか、よく調べてみてくれと。私も調べました。

その中で、ほかの私が聞いたこともですし、消防団が自らどういう形になっているか聞いてきたことを基にしますと、まず消防団というのがいつ災害が起きるか分からないと。そのために訓練をしたり、操法訓練をしたり、いろんな活動するんだと。それについては、予算をカットしたら訓練もできないから、予算をカットするちゅうのはありませんよねという話がほとんどでした。

その中で、さつま町においては、すごいですよ。訓練をあまりするなど、時間をほとんどカットしています。昨年、町長がまず7,000円に上げていただいたんですが、そのときに私も気がつかないんですけど、もう細かく時間を切っているんですよ。

特に、今年の夏台風が来ました。そのときに、消防団に出た指示が自宅待機なんですよ、約24時間。自宅待機ちゅうのは、費用弁償は起きないんですよ。

台風が過ぎた明るる日に、午前中だけ、4時間だけ活動が認められて、4時間分の費用弁償はありますけど、24時間自宅待機を指示が来たのに、それに対しては何の費用弁償も起きていません。ちゅうことは、私は自宅待機を指示したのであれば、消防団員もどこにも出れないわけですよ。

だから、そういうふうに自宅待機をさせているちゅうことは、指示を出したわけですから、そういうものに対しての費用弁償というのは、認めるべきであると考えるんですが、その辺について町長の考えをお伺いします。

○町長（上野 俊市君）

この自宅待機の取扱いということでありまして、自宅待機についても、いろいろな対応があろうかと思っております。自宅待機の中でそこで自分でまだ仕事ができる方、それと仕事を休まないといけない方、いろいろな対応はあろうかと思っております。

しかしながら、この前にあったこういう事例というのは、災害時にすぐ出動できるような形での自宅待機だと、私はそのような捉え方をいたしているところでございます。

もし現場に出るようであれば、当然ながらその費用弁償等については支払わなければならないと考えておりますが、自宅にそういうことをしながら、いつでも出動できる体制を取っていただくということで、今のところはその支払い等については、していないものと思っております。

#### ○岸良 光廣議員

町長、自宅待機が出れば、例えば会社に勤めている人、これも会社を休むかどうか判りませんが、自営業の方であっても、家を出て2時間、3時間出られないんですよ。いつ指令が来るかわからないから、そこにおらにやいかん。

ちゅうことは、消防本部は団員に対して、自宅待機をなさいといった時点で、これは指示が出て、そこで団員は自分が自由が利かないんです。それをして、費用弁償も何も出ないちゅうことは、消防本部が今年組んだこの4,300万円の費用弁償のこの金額って、何を基にしているんですか。

令和3年度、これはいろいろ調べてみました。そしたら、約5年ぐらい前から、消防団のほうから活動の時間短縮、特になぜ今この自宅待機の話をしているかちゅうと、自宅待機で全くの費用弁償も出ないんですが、訓練等についても消防本部から、特に機関整備については、団員が10名から12人のところは、手入れ人数は4人以内でなさいと。しかしながら、消防本部は毎日勤務の交代はありますが、ほぼ団員の方は出てくりゃ毎日訓練されています。

だけど、消防団ちゅうのは自分の仕事を抱えており、なおかつ今会社勤めの人も多いです。そういう方々が訓練するちゅうのは、操法訓練とかいろんな消防車庫の手入れについても、そこでみんな集まって、そこでいろんな話をしながら、あるいは先輩が後輩に教える、そういうのをして訓練はすると思うんですけども、その訓練自体も4時間以内、人数は何人以内、そんな時間を絞って経費を絞って、それだけ年間4,300万円組む予算の中で、2,000万円ぐらい費用を残すちゅうのは、これは町長からの指示なんですか、それとも消防本部の考えなんですか、その辺ちょっとお聞かせください。

#### ○町長（上野 俊市君）

昨年度決算におきまして、不用額が二千数百万円出たということは、私も承知いたしておるところであります。

これにつきましては、消防団もさっきありましたように、いつ災害時、大規模災害等が発生するか分からない、火災等もありますし、そういうことである程度の予算を確保しておかなければならないということでもあります。

昨年度のこの予算の計上の在り方というのは、最終的な予算のこの在り方については、予想される災害等を計算しても、これだけは要らなかったらという私は感じがいたしております。

ただ、その予算の関係等につきましては、私の指示がどう、私が直接指示はいたしておりませんが、これはもう私の命令系統の、指揮系統の下にありますから、当然私の責任でもございまして、そのような形で、ある程度の費用は、予算等については確保した上で、あと不要と見られるものについては、随時落としていく必要はあろうかと思っております。

そのようなことから、今後におきましては、そういう状況を見ながら適切に対応していきたい

と思っております。

○岸良 光廣議員

いや町長、適切に対応するちゅうことは、その時間短縮もですが、訓練の陣容、これも物すごく聞いてみれば削減されているんですよ。

例えば操法訓練は、例えば4人か5人操法訓練するのに、補助員が要るわけですよ。今までであれば、消防団員出られる人はみんな出てきてもらって、一緒に訓練をして、操法に出ない人も、その手伝いやらそれを見ながら覚えていただく、そういう時間があつたんですね、従来は。

だけど、それについては操法訓練はもう7名以内、それ以上は出しませんよと。だから、私が最初相談を受けた消防団については、出て来れる人はみんな出てきてくれと、11人出て来たそうです。

だけど、消防本部からは「7名っち言いましたよね。だから7名分しか出しませんよ」と。「ほかの8名から11名の分については、消防本部は一切見ませんよ」と。これもちょっと考えものですよね。

じゃあ、それがいつぐらいからなつたかちゅうと約5年ぐらい前からだそうですよ。それまでは全員出てました。私は全員出れる人は全員出るのが基本だと思うんですよ。消防署みたいに毎日訓練できないわけですから。毎日訓練するちゅうことは、いつ、いかなるときがあつてもできるように消防本部、訓練していると思うんですよ。消防団は限られた回数しかありませんので、その訓練を人数と時間を削減されるちゅうのは、消防団員にとっては訓練ができないちゅうことなんです。そういうところを町長、もう1回、消防団のそういう、いろんな話を私も聞きましたけど、せめて訓練だけは出れる人は全員出てもらって訓練をしてもらう。それに対して消防本部から人数制限とか、そういうのをかけないようにしてほしいんですが、それについて町長のお考えを伺います。

○町長（上野 俊市君）

今、議員がおっしゃられたことの中で、消防の訓練ということでありまして。今この機械点検につきましても今、月2回と、それから団員の負担を考慮しながら、1回の人員の目安を定めて今、やっています。これ、あくまでも目安でございます。これにつきましては団員のそれぞれの、団員、それから各分団での幹部、それから幹部会の中でこの議論をされて、このような取扱いになったものと思っております。我々が一方的にしたわけではないと考えているところであります。ですので、今後におきましてもそういう意見があるのであれば、消防団の分団等の意見をくみ上げて、また幹部会等でのしっかりとここは対応していきたいと思っております。

私も、当然ながらこの生命と財産を守る、非常に訓練というのは必要だと思っております。ですから、やはりそこはしっかりと確保しながら進めなければならないと思っております。今のやり方が後の、そういうことで、今の現状に沿わないのであれば、ここは見直しをしていく必要があるかと思っておりますが、これはまた消防団の幹部会等で議論して、これについてはまた見直しが必要であれば見直しをしていきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

町長、私が聞いた話では、消防本部からもう一方的ですよ。だから私が町長にお願いしたいのは、訓練等について消防団が、団員の方々が訓練に出てこれる人は、やっぱりみんな出てもらって訓練を受けることが基本だと思うんですよ。だから、そこについては町長のほうから、やはり訓練等については人数制限しないというようなことを消防本部のほうにやはりきつく指導していただきたい。そうしないと、まともな訓練できませんよ。よろしいでしょうか。お答えください。

○町長（上野 俊市君）

今の御意見等を踏まえまして、また幹部会等にも私も出席して、またそこで御意見を聞いて、それが本当に皆さんの総意でそれでやってもらいたいということがあれば、私もそれで指示をしていきたいと思っております。

#### ○岸良 光廣議員

ぜひ消防団員がいざというときに活動ができるように、普段の訓練が一番大事だと思いますので、その辺は町長のほうから消防本部にもきちっと指示していただきたい、そういうふうに答えていただきましたので、次へ行きますが、今度は消防団のほうに火災保険というのが年間2,400円やったかな、報酬の中から消防団員一人一人、報酬の中から火災保険というのが、お金が徴収されています。この火災保険は任意になっています。要するに、各市町村の消防本部が全員が全員、かけてるちゅう火災保険ではないみたいです。かけている町もあれば、かけてない町もある、市もある。

その中で、さつま町の消防本部はこの火災保険のかけるということで、団員から1人2,400円ぐらいを徴収しているんですが、この火災保険の内容について、各消防団員に何ら説明もされていないんですよ。それはどういうことかっちなって話を聞いてみますと、実際、消防団員の個人口座に直接報酬、あるいは費用弁償等が振り込まれるようになったのが平成28年ぐらいだったですかね。そのときになって初めてこの火災保険ちゅうのに各消防団の方々も、初めてその部分が徴収されたんだと。その内容があまりよく判らないと。

実際、去年の水害によって、その火災保険のほうから一部保険金が支払われたみたいなんですけど、ただ、それは消防本部からは、これは火災保険の部分ですよということではなくて、ただ見舞金としてもらいましたと。だけど火災保険でもらった記憶がないんだという話もありまして、じゃあ消防本部に問い合わせてみたらどうかという話をしました。ところが、その消防団員が消防本部へ電話して、実はこうこうして火災保険が引かれてるんだけど、これの証書はどこにあるんですか、見せてもらえませんかという内容で電話かけたそうです。そしたら消防本部の対応された方が、いや、上の方に確認をしないと、それは説明できませんという話だったそうです。それ、私は聞いたもんですから、じゃあ消防本部に直接行って話をし、見せてもらったらどうですかという話をしました。そしたら、ちょっといろいろあったみたいなんですけど、最終的には見せてもらいましたということでした。

ただし、私がそこで非常に疑問に思うのは、消防本部の説明では、その火災保険の証書が1枚しかないから消防団員には見せられないんだという説明があったみたいなんですけど、やはりこの火災保険をかけてあるのであれば、その内容といろんなもの、各消防団員に理解してもらうように説明すべきであると思っております。その中で、各消防団長に、せめて火災保険のかけて徴収してるんだから、それをコピー取って各消防団長に1枚ずつでもコピーを配って、この年間の火災保険は、こういう形でかけてありますよという、せめてそのぐらいの説明はあってしかるべきだと思うんです。それすらないんですよ。

中で、私が一番驚いたのは、ここにありますが、消防団の口座の写しもあるんですが、全部見させてもらいました。そしたら平成28年度に1回目の火災保険の引き去りがちゅうか、消防本部に入金した記録が残ってありました。ところが28年あって29年、30年はないんですよ。徴収してないんですよ。令和元年になって、また火災保険の徴収が始まっています。それは、私が聞いた消防団のほうで通帳の控えをもらいましたので、これは後で、もし必要であれば町長のほうに提出しますけども、何で28年徴収して、29年、30年ちゅうのが徴収されてないのかなと思うんですけど。そしてまたいきなり令和になって徴収が始まっている。そこについても詳しい説明がされてないんですよ。

これはやはり任意の保険ですので、各消防団に聞いて、本当にこの火災保険が必要なのか、必要でないのか。当然、火災保険はみんな、各消防団員もかけてます。けれどもただ人によっては持ち家もあるし、住宅等に入っている人もいます。そういう中であって、やはり消防団員のそういう意向を確かめてから私はこれやるべきだと思うんですけど、だから一番最初に聞いた消防本部の職員の方と消防団の、平時においては私はフィフティ・フィフティあると思うんですが、そういう火災保険等1つ取っても、消防本部の方々のやり方というのは団員に対して細かい説明をしなくてもいいんだというふうに思われてるんであれば、そこは大きな間違いだと思うんですよ。だから、その辺についても今後は各団員の希望を聞いて行っべきと思いますが、その点について町長のお考えを伺います。

#### ○町長（上野 俊市君）

確かにこの火災保険を任意でかけられておられる方が多数いらっしゃると思います。この火災保険については、今、議員がおっしゃるように、これはもう任意でございまして、当然ながらそれぞれが個々に加入・未加入というのは、入る・入らないは個々が判断されることであります。

その過程におきまして説明が十分であったかということになりますと、なかなかそこは難しいところであると思います。各分団の分団長さんが、我々も入っちゃるで入らんかという、そういうような呼びかけで入られたかもしれせんし、実際、しっかりとこの申し込みといいますか、そのパンフレットを見て、入ろうって決められた方もいらっしゃるかと思います。確かにそこにはいろんな差はあると思います。そこにあるのはやはり説明が足りない部分というのはあったところであると思います。

そのようなことから、さっきの証書の話もありました。私はこの話がありましてから、また消防のほうにはその今言われたように、写しだけでも、それとあと保険の内容の写しだけでも各分団の車庫のほうに貼っとくとか、そのような形にするようにも指示をいたしております。これはもうそういうことで進めさせていただきましても、説明が足りない部分があったかと私も思っております。そこについてはまたしっかりと、この消防本部のほうには指示をして対応するようにいたします。

#### ○岸良 光廣議員

町長も前向きに対応していただくということですので、もうあまり深くは突っ込みませんが、ただ町長、私が聞いたところでは、私が聞いた、相談を受けた団の団長さんも、この火災保険についての説明は一切受けていないそうです。内容がどういう内容で、どうなってるかちゅうのは全く知りませんでしたというのが団長さんのお話でした。まあそれは町長も前向きにやっていきたいんだということでもありますから、もうこれ以上は言いませんけれども、やはり消防団のやっぱり必要性ちゅうのは今後ますます大きくなりますから、消防団員に対するいろんな報酬についても一般の団員で年間3万6,000円くらいですからね。それにあと活動費が出るか、出ないかですよ。

だから、その辺から考えると、昨年も言ったと思うんですが、中には消防団の個人口座に入るその口座は、入ったお金は団員のお金なんですけど、予算が少ない団についてはその中からまだ団にお金を納めなければ活動ができないという団もあるちゅうことは、1年前も町長にお話したつもりなんですけど、そのときに、各消防団の活動費については行政のほうで予算見てもらえませんかという要請もしたんですが、ここについては、やはりもう1回、各消防団それぞれの団の経済状況もあるでしょうから、そこにいろんな話を聞いていただいて、苦しいところには必要な経費はやっぱり報酬、自分の報酬を団に納めないかんような、こういうことはやっぱりしてはならないと思うんですよ。だから、各団員の状況を聞いて、必要な予算については行政のほうで見る

のは、私は当たり前だろうと思うんですけど、その辺について町長のお考えをお伺いします。

○町長（上野 俊市君）

これまで消防の改善を行ってきている中に、やはりそういうような状況があるということから、この消防団のこの分団の運営の交付金というのも令和3年度に作りまして、各分団に交付金を出しているところであります。

それから加えまして、この団員の報酬等につきましても、やはり県内を見ても、まだこちらは下の低い状況等でもございますので、これにつきましても来年の4月からこれが改定できるように、今、準備も進めているところであります。基本的には町がやらなければならないものについては、やはり町がしていく義務があると思っております。ただ分団でやはりいろいろと飲み食いされる部分については、当然ながら少しの拠出というのは致し方ないものかと思っておりますけれども、町が本当にこの町として支給しなければならないもの等については、ここはしっかりと、またしっかりと言いますか、今後も対応させていただきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

もう残りが22分しかありませんので、次にも行かなきゃいけないんですが、やはり消防団の役割は今後、ますます大きくなりますので、まだ今の状況で若い方々が消防団に入るのが非常に入りにくい状況になっています。というのは、今、話しました消防団員の待遇面、あるいはその消防団車庫のいろんなその暑さ・寒さに対する設備の不備、そういうものがあって、入りたくても奥さんが、もう入ってくいやんなというような状況が今の現状ですよ。だから、それをやはり今後、消防団員がせめて町民の安心安全を守る、その今の消防団が維持できるようにするためには、処遇改善はしていかないと、やはりもう時代が違いますから。その辺について各消防団で経費が維持できるところはいいんですけど、やはりそれができないところについては町のほうでもやはり幾分か、今、町長の答弁にもありましたけど、ぜひそれを確認、各消防で確認していただいて、必要などころには必要な経費を出していただくよう、これも強く要請して、2問目のほうに入ります。本当は1時間全部、消防団に使おうかなと思ったんですけども、2問目も質問してまずので、これもしなきゃなりませんので、2問目に入らせていただきます。

2問目の町の、一番最初申し上げましたけど、令和4年、今年の12月1日付で1万9,159人、外国人が415人含めて1万9,100人だということを言いましたが、私が一番危惧しているのは新生児、新しくさつま町民として生まれてくる子供たち。これがもう激減しているんですよ。特に平成29年、これは旧宮之城地区で94人、旧鶴田で18人、旧薩摩が7人なんですけど、これ何が言いたいかわらうと、今年の二十歳の集い、何年かぶりに1月に開催されますけど、この二十歳の集い、要するに二十歳になった人、これが今回はぎりぎり200人を維持すると言いますか、なんですが、私が議員になって約8年、もう9年になりますけど、8年ぐらい前は二十歳の成人者が300人越えておったんですよ。しかし、今年はその成人者がぎりぎり200人いるか、いないか、という人数まで減ってきてます。要するに100人以上減ってきている。

その中で、今年、高校を卒業される方、これが何人いるかわらうと、来年の3月に高校を卒業される方が175名です。175名ちゃうことは、5年後の成人者はこれしかいない。それに増して、今、私が調べる中では、平成29年が新成人が119人、平成30年が126人、令和元年が123人、令和2年が81人、令和3年も81人です。要するに、もう100人切っています。その中で今年について言うならば、今年は4月1日から11月30日なんですけど、これで、今、新生児が47人しか生まれていません。これを通常は4月スタートの3月ですので、これ今年の4月1日から11月30日までの生まれた人間が44人で、それで1月1日からであれば66人です。そう考えると、昨年度、令和2年、3年は81人おったんですけど、令和4年度は下

手すると、もう80人下回ってしまう。恐らく70人まで行かないんじゃないかなというふうに考えられます。

そう考えると、少子高齢化が進んでいるちゅうことは申しあげましたけれども、本当に、もう二十歳以下が極端に少なくなってきたら、あと5年もすれば高齢化率がもう7割を超えるんじゃないかなという状況にあると思うんですが、そこで、今の人口推移を考えると、先ほど申しあげました外国人が415名あって約1万9,100人ぐらいなんですが、今の人口減少の年間の数を考えていくと、今1万9,000人外国人があるんですが、5年後には約1万6,000人を割り込むだろうと。10年後には1万3,000人を割り込むだろうというふうに私は予想しております。このことが、国の人口統計とは違って、さつま町の場合は特に進んでおるんですが、その辺の認識について、町長のお考えをお伺いします。

#### ○町長（上野 俊市君）

この人口減少は本当にこの予想以上のスピードで進んでおります。年間500人から600人がこの減少というようなスピードで進んでいるところでありまして、私も冒頭、回答で申しあげましたように、非常に危惧いたしているところであります。

これにつきまして、特にこの令和3年、4年から急激に生まれる数も減ってきております。これについてはコロナの関係等々、いろんな条件等もあろうかと思えますけれども、全体的には自然減というのが進んでいる状況下にあることは私も認識しております。でありますので、いかにこの部分を増やしていくかというのが大きな課題として捉えているところであります。もう10年後、本当にこの人口が予想していた以上に、もう1,000人、2,000人減る状況下にある中で、いかにしてここをしていくかということ、私も改めてこの今いろんなこの数字を見ながら考えているところでありまして、これに何とか歯止めをかける、人口減少を緩やかにしていくために様々なこの政策に取り組みながら、ここを進めていきたいと思っているところであります。

#### ○岸良 光廣議員

今ここに資料があるんですが、今現在で、19歳から29歳までの方々が何人いるかっちゅいますと、19歳から29歳までが男性が723人、女性が663人、合計で1,386人しかおられないんですよ。19歳から29歳というのは、一番さつま町にとって大事な年代層なんです。この29歳までの方がわずか1,300人しかいない。ということは、今後、子供の生まれる確率は、非常に低くなってきている。その中において、先ほど町長答弁がありました。役場職員の職員数のことについてちょっと質問させていただきますけども、今現在1万9,100人、外国人含んで。その中で、令和4年度で職員が306人で当年採用が16人、再任が26人、ほか任期付の方が2人、会計任用職員179人、合計513人が今の現状です。先ほど町長が申されました、第4次の計画について私も調べてみましたが、これは町の今計画であれば令和9年、5年後です。職員が302人、当年採用が5人、再任が21人、任期付はゼロ、会計任用職員は168人となっておりますので491人となります。

10年後、さつま町の人口が、今ぎりぎり1万9,000人ですけど、恐らく1万3,000人割り込みます、10年すれば。10年後の今の計画でいくと、職員数が296人、当年採用が3名、再任ゼロ、任期付もゼロ、会計年度任用職員が148人で合計で444人というのが第4次の町の計画になっております。当然、役場職員の人口が減ったから、それに合わせて減らさないというができません。当然これは毎年毎年新たな職員も採用しなきゃならんと思うんですが、ただ今後について、急激に人口が減っていきますんでそうすると、職員の数というのも非常に一般町民から見てどうなんだろうという声も出る可能性もあります。そこを考えたときに、

今後についてなんですが私の考えでは、町長がどうされるが町長の判断なんですが、新規採用だけではなくて、せめて使えるところは中途採用、要するに30代でも40代でもそういう専門的なことがある方々については、そういう中途採用も考えながら採用していかないと、ただ新規採用だけでいきますと非常に職員数ちゅうのが重荷になってくる。そこもあると思うんですが、それと同時に一つ町長に一番私は大事じゃないかなって提案するんですが、失礼な言い方ですけど、前職の町長さん、あるいは歴代の町長さんが始められた新しい事業、あるいは作業というのがあると思うんですけど、それについて、今現在はこれしなくてもいいんじゃないかなという事業が私はあるんじゃないかと思うんですよ。そういう事業仕分けについてですよ、今60歳で定年をされて、再任されていらっしゃる職員の方がいらっしゃいます。中には課長経験者も結構おられます。そういう方々をそういう作業仕分けといいますか、事業仕分けといいますか、これは、いつの代の町長が始めた仕事なんだけど、今現状はこれもやらなくてもいいんじゃないかなというのがあると思うんですが、そういう事業仕分けをして、職員の負担を減らす、軽減する、そういう作業も私は必要じゃないかと思うんですが、その辺について町長のお考えをお伺いします。

#### ○町長（上野 俊市君）

人口減少に伴いまして、この職員数の在り方というのは当然考えていかなければならない部分でございまして、単に職員数だけを減らせばいいというものではないと議員もおっしゃいましたけれども、私もそう思っているところであります。これだけ災害が頻繁に発生する、それから高齢化率が上がる、しかも行政区域が303平方キロメートルと非常に広い行政区域の中で、これを維持していくには、やはりその職員の役割というのはある一定程度は必ず必要かと私は思っているところであります。そういう中でありまして、いかにこの経費を削減していくか等々も含めまして、来年の予算編成の説明、この中で、私自身もとにかく思い切った取り組みやっていく必要があるということをお願いし、その中ではこれまでやってきた補助事業とか、事務事業について効果が得られないもの、ほとんど利用がないものについては思い切って廃止、もしくは一旦止まって停止をしろという指示もいたしたところであります。そうしながらまた新しい事業を導入して、何とかこの地域がまた活性化するような形での取組を進めたいということで、先般の予算説明会でも申し上げたところであります。町としてまたデジタル化の一層の推進というのを図りながら、職員の負担も減らし、それでまた事務事業もある程度は絞りながら、今後していかなければならないと思っております。当然ながら職員の削減もそうですけども、町民の方々にはまたそれなりのまた痛みをお願いしなければならないときも来るのかなと思っております。そういうことで、全体的な事務事業のこの評価をしながら、ここについては進めていきたいと思っております。

#### ○岸良 光廣議員

残りが8分しかありませんが、職員の負担軽減、それと町長も今申されましたけど、従来の歴代の町長さんが始められた作業についても、やはり早急に見直しをして、しなくてもいいものはもう外していく、そして職員の負担を減らす、そういうのもぜひ早急にやっていただきたいと。それと、先ほど子供の出生率を申し上げましたけど、今旧薩摩町の学校の統廃合が進められております。なおかつまた給食センター、これについても、1センター化をして、次は民間に移行するかどうか検討したいということなんですが、小学生も今先ほど申しました新生児が生まれていないということで、教育委員会からも資料をもらいました。そうすると、今小学校の児童数ちゅうのが今年の初めも私申しましたけど、今約970名ぐらい小学生がおります。ただし、5年後については、これも500人を割り込むでしょうと、10年後については、どんだけくるのかってなってくると私も想像するの怖いんですけど、ただ今判っている段階では令和8年度には盈

進小学校で新1年生が恐らく36名ぐらいしかいないんじゃないかなと。さつま町全体でも令和8年、令和9年になってきますと、全体で本当にもう400人いるかないかという小学の児童数なってくると思います。そうなってくると、役場職員もですけども、小学校の統廃合、あるいは給食センターこの辺の早急にもう1回見直しをして、今後、これも町長、十年後したら町長現職ですよ、多分。まだ今1期目の2年ですから。3期すると、あと10年は十分ありますので、この10年間っちゅうのは、私は町長が就任されたとき申し上げたんですが、一番きついつきに町長になりましたねという話をしたことがあるんですけど、町長が現職時代にこういうことが起こりますんで、この小学校の問題、給食センター、統廃合、これについては、本当に町長が大変ですけども、もう一回早期に見直しをして、今後どういうふうにしていくんだというのを改めて計画を練られたほうがいいんじゃないかなと私は思いますんで、その辺について町長のお考えをもう1回伺います。

**○町長（上野 俊市君）**

私が10年後どうなっているかは別問題といたしまして、とにかく、10年先とまあ昔、前は10年先である程度計画をつくっておりました。もう今しかしながら5年先、いや3年先、これがなかなか見えない状況の中でありまして。議員からもありましたように見直すべきところはしっかりと見直しをして、これはもう進めていくしかないと思っております。本当に、自分の腹を切る覚悟でこれは取り組んでいかなければならないと考えておりますので、また議会のほうにも、様々な御提案を申し上げながら、これも一緒になってまた進めさせていただきたいと思っておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思っております。

**○岸良 光廣議員**

もう5分になりましたので、時間がありませんのでやめますが、特に消防団の問題、あれば人口減少の問題今日質問しました事項については、やはり早急に見直しをかけるべきであろうと考えておりますので、できるだけ今日質問しました、答弁いただいたことについても早急に改善していただくよう強く要請をして私の質問を終わります。

**○議長（宮之脇尚美議員）**

以上で、岸良光廣議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね10時40分とします。

---

休憩 午前10時26分

---

再開 午前10時40分

---

**○議長（宮之脇尚美議員）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、3番、上圀一行議員に発言を許します。

〔上圀 一行議員登壇〕

**○上圀 一行議員**

改めて、おはようございます。通告しておりました1回目の質問をいたします。町長の公約で、安全で安心して暮らせるまちづくりとございます。町道の維持管理で、町道ののり面の草払いの困難な場所、また付随した側溝の土砂の除去作業が非常に困難となっております。二、三十年前までは各公民会にも若い人が多く、のり面の高いところも草払いができました。また側溝の土砂除去もできました。恐縮に思いますが、私を例えますが、現在73歳です。公民会でも若いほう

です。これはどこでもそうだと思います。

町長は地域を維持していくためにも、つながりを強め、互いに助けあえる関係性づくりを早急に進めると新聞に掲載してございますが、町道を維持管理していく中で、維持管理の作業員を増やす考えはないか、また業者に委託する考えはないか、お伺いいたします。

2問目は、人口減対策について伺います。これは先ほど岸良議員の質問と重複する部分があると思いますが、私なりの質問をさせていただきます。上野町長は公約で、生み育て、安心して暮らせるまちづくり、きめ細かな子育て支援、人口減対策、交流関係人口対策とあります。また、人口維持へ企業誘致とございます。ここ二、三年、年間何人の人が亡くなられ、何人の出生ですか、お尋ねいたします。

上野町政になってから独自の対策、または施策を教えてください。今まで実施してこられたことはよろしいですから、上野町長独自の施策ですので、間違えのないように。これも全国的に皆さん、あれこれ施策を打ち出しておられます。本町も空き家が多く見られます。調査はされましたが、これの活用策とか考えておいででしたら、教えてください。また人口維持へ企業誘致とございます。これも一朝一夕にはまいりませんが、町長に就任されてからの企業誘致に係る件数、あるいは現在取り組んでいらっしゃる案件がございましたら、差し支えのない範囲でお答えください。これで最初の質問を終わります。

〔上圀 一行議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

#### ○町長（上野 俊市君）

それでは上圀一行議員から、今後の町道等についての御質問を頂いておりますので、お答えさせていただきます。令和4年3月31日現在で、町が管理している町道は1,199路線、約801キロメートルでございます。維持管理につきましては、町のみに対応では作業は追いつかないことから、自助・共助の取組もそれぞれお願いいたしているところでございます。

町で設置しております道路作業員は現在2班の8名体制で、主にこの民間業者に委託している部分を除きます集落間の町道や通行に支障となる箇所、住民による作業が危険な箇所などを中心に、緊急度の高い箇所から作業を行っているところであります。

御質問の道路作業員の体制充実についてでございますけれども、現在2班10名体制を基本とした募集を行っておるところでございますけれども、非常にこの応募が少なく、ここ数年は8名から9名体制で維持しながら、業務を行っているというのが現状でございます。今後におきましては、処遇改善を含め、この作業員の増員を含めた検討を、今現在行っているところでございます。

また道路整備作業によるこの除草作業の効率化を図るために、建設機械、いわゆるバックホーに装着する油圧の草払い機の導入、それから公民会の愛護作業に対する補助対象経費に、このような機械等の借上げに対する補助も行えるように、今制度の見直しも行っているところでございます。

10月から各地で開催しておりますまちづくり座談会におきましても、この道路の維持管理に関する御要望や御意見も非常に多く出されておりますことから、より効率的、効果的な対応が取れるように努めてまいりたいと考えているところであります。

次の人口減対策の関係でございます。まず1項目めの町長独自の施策についての質問でございます。まずここ二、三年のこの死亡者数、出生者数については何人かということでございます。死亡者数につきましては、令和2年が372人、令和3年が386人、本年度が11月末時点で432人となっているところであります。また出生者数は令和2年が97人、令和3年が83人、

本年度は11月末時点67人となっているところであります。

死亡者数は増加傾向、出生者数は逆に減少傾向となっておりまして、自然減が非常に拡大している状況下にあるところであります。このような状況にありますことから、町としましても人口減少を最重要課題に位置づけまして、総合振興計画の後期基本計画や第2期のさつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略など、これまで各種施策を包括的に推進しておりますけれども、効果的な歯止めにつながっていないのが現状でございます。

独自の施策としまして、私のマニフェストの中でも新たな人口減対策としまして、庁舎内にこの移住定住対策のプロジェクトチームを設置しまして、人口減少に歯止めをかけるための問題点や有効な対策の洗い出しを行い、必要性の高い事業等について本年度予算に計上し、取組を進めるとともに、来年度に向けても引き続きこのプロジェクトチーム会議を行いながら、さつま町からの転出抑制に向けた施策なども含めまして、検討を行っているところでございます。

この中でも、子育てに関する施策として、高校生までの医療費の無償化、給食費・教育保育給付に係る副食費の助成、不妊治療に要する経費の助成など、出産・子育てのしやすい施策を推進しているところでございます。今後におきましても、このプロジェクトチーム会議を開催しながら、人口減少を抑制するための施策を、全庁を上げて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、2項目での空き家の有効活用等でございます。町では、現在全ての区を対象に、先ほど申しましたけど、まちづくり座談会を実施いたしているところでございます。その中でもこの空き家の活用方法については、多くの質問を頂いているところであります。本町の空き家につきましては、今年の4月1日現在で約2,500戸程度と把握をいたしているところであります。この数には、隠居に相当するものや長年空き家の状態が続き、利活用ができない空き家も含まれているところでございます。

議員が申されますように、本町には多くのこの空き家が見られまして、近年では利活用ができる空き家も相当数確認いたしております。また、本町の人口減少率は、専門機関の予測を上回るペースで進行しておりまして、この減少率の抑制を図るためにも、利活用できる空き家については空き家情報バンクへの登録をお願いし、移住定住対策として町や不動産仲介業者のホームページに掲載するなど、移住希望者等に紹介をいたしているところであります。

空き家情報バンク事業におきましては、令和3年度までに100件の登録がありまして、そのうち75件で売買や賃貸によるこの利活用が図られてきているところであります。現在、町内全域の空き家調査を行っておりますけれども、今年度末で現地調査を完了し、来年度は利活用が可能と思われる空き家について、所有者または相続人等の代表者と接触を図りまして、空き家情報バンクへの登録を依頼するなど、引き続き定住対策として利活用を促進することといたしているところであります。

次に、3項目めの人口維持と企業誘致の効果についてであります。私が就任しましてから現在までに、企業誘致に係る立地協定を6件締結しております。このうち2件は県外からの新たな誘致企業でありまして、残りの4件は町内企業による工場等の増設になります。この6件にかかる設備投資予定額は53億9,000万円、新規雇用者数は114人を見込んでいるところであります。

現在、取り組んでいる事業といたしまして、先日も大阪で開催されました鹿児島県企業立地推進協議会主催の企業立地懇話会に出席いたしまして、関西地区の企業に対し、本町の魅力と立地環境等についてPRするなど、トップセールスにも努めているところであります。また、町内企業の従業員のの中には、町内に住宅等の確保ができないことから、町外から通勤されている方も多

く見受けられているところであります。このことは本町にとって大きなデメリットでもあります。企業を誘致することで雇用機会の拡大を図り、それを持って人口減少の抑制とつなげることにならないところであると考えております。

そのようなことから、民間資本により社員用住宅等を取得された場合、もしくは中古住宅等を取得し、社員用住宅としてリフォームをされた場合等に、用地取得費、あるいは住宅建設費、リフォーム費等の一部を助成する、さつま町のこの就労者支援社員用住宅建設等促進補助金、この交付要綱等も設置したところであります。社員用住宅の取得を支援することで、不足する住宅問題の解消と空き家の利活用を促進し、従業員の方々が町内に居住されることで、定住促進を図るものでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○上岡 一行議員

る説明いただきました。町道ののり面の草払いの、今、作業班のことですが、10名単位でおりますけれども、今8名とのことで、これ以前にも私質問したと思うんですが、なかなか募集はするけれども応募がないということでございますから、何か手立てを打っていただけないかなと思っております。というのは、報酬の問題とかいろいろあると思いますが、そういうところは町長、いかように考えていらっしゃいますか。

#### ○町長（上野 俊市君）

雇用関係について、令和2年度からこの会計年度任用職員という制度が、これは非常勤の公務員となりますけれども、これらの制度を導入したところでありまして、現在この全庁的なこの調整の下、この取扱いを決めているところであります。そのようなことから、今議員からもありましたように、この処遇の改善は当然必要であろうかと思っているところであります。

なかなか募集をかけても、ほとんどいないというのが現実ではございまして、やはり類似の業種等の賃金等も参考にしながら、これを改善を図っていかなければならないと考えているところであります。一時的には、この非常に高い賃金を支給していた時期等もあったんですけれども、やはりこれは同種の業種のほうからも、ちょっと全部引き抜かれていくというようなことも昔はあったようでございますので、やっぱりそこ辺りはこの類似の業種等も見ながら、単価等も見ながら改善を図ることができないかと、今検討を進めているところであります。

#### ○上岡 一行議員

ただいま町長から処遇の改善、賃金の改善を見直しと言いますか、していかなければなかなか難しいだろうということで、ありがたいお言葉でございます。公約にありますように、安全で安心して暮らせるまちづくりを実現していただけるように、努力していただきたいと思っております。我々応援は幾らでもいたしますので、町道の維持管理のこれで質問は終わります。

次に、2問目の人口減対策ですが、これも全国どこでも取り組んでいらっしゃいます。先ほど企業の誘致、空き家の有効利用いただきました。私、以前にも申しましたが、子供を産むお母さんに町独自の助成ができないか。お母さん方は仕事を休んで、あるいは辞めて、出産育児に専念されるわけですから、きめ細かな子育て支援を考えるならば、もう少し考えたほうがいいのかと思っております。

公約に沿った実りある施策を考えていただきたい。国も子育て支援で、新たな支援策として出産準備金も盛り込まれました。妊娠届と出生届を提出したときに、妊産婦、つまりお母さんに10万円を支給する。国は伴走型支援の一環としてのゼロ歳から2歳児を育てる家計の負担軽減を担うとございます。これも令和4年10月29日の南日本新聞に掲載してございました。国も出生数が少なくなることを懸念しての方策だと思っております。私が以前から申しますように、子供を

生み育てるお母さんに助成を考えてください。町長のお考えはいかがでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

このお母さん方への助成ということでございます。本町におきましても、子供を産むお母さんたちが何に困っているかをお伺いしながら、進めてきているところでもありますけれども、いろいろ聞き取りをする中で、やっぱりさつま町に町内産婦人科がないというようなことから、令和4年度にはこの妊娠8か月を迎えられた妊婦の方に、出産準備応援給付金ということで、これを給付をいたしているところでもあります。またコロナ禍で、現在、産婦人科での妊婦教室等の開催がなかなか開催できず、沐浴やおむつ交換は数日間の入院中に教えてもらうだけで、非常に不安であったというようなことも多く聞いているところでもあります。

こちらにつきましても、令和4年度から妊婦家族を対象としましたハローベビー家族教室を開催しながら、赤ちゃんの抱き方、沐浴、妊産婦等の栄養等について、助産師と栄養士とこのお話もさせていただいているところでもあります。母親へのこの直接的な助成も一つの方法だと思えますけれども、子供の成長過程、その節目、節目に応じたような経済的支援も必要であろうかと思っているところでもあります。また継続的なこの支援というのが、やはり一番効果的ではなかろうかと考えているところでもあります。ここら辺りも踏まえまして、また総合的にこの人口減対策の関係等については検討してまいりたいと考えているところでもあります。

○上野 一行議員

女性の方々は仕事と子育てと両立していきたいというのが全国的に理想で、一番だということでございますので、何らかの支援、そういったものを要望したいと思います。国より地方のほうがやりやすいんじゃないかなと、私は私なりに考えております。国が10万円、10万円、今、20万円ほど現金支給ということでございますので、市町村のほうがそれよりも早く実施してほしい、そういうふうに思います。町長も今、そういう助成をしていきたいということでございますので、早く打ち出していきたい、そういうふうに思います。

次は空き家のリフォームに、先ほど少しいただきましたが、全国どこの市町村でも一生懸命取り組んでいらっしゃるんですが、長野県のある町では空き家を購入して、個人がです。それは、あつせんは町がいたします。リフォームするときに200万円ほどの補助金を出します。これはもうほんの一例ですが、もうほかの市町村、どこでもどんな方法でも取り組んでいらっしゃいます。

本町の独自の方策、施策をございましたら、こちらは今までのことはよろしいです。上野町長独自の施策を教えてください。これからは国の施策としまして、社会保障全ての個人負担の増額が懸念されます。これはもう団塊の世代、昭和22年生まれ、23年生まれ、24年生まれ、76歳、5歳、4歳なるわけですが、これらの方々がどうしても都会では生活が難しい、社会保障の増額もあるし、難しいということで、田舎、さつま町に住んでみたいという方がいらっしゃると思います。

小菜園でもやりながら、暮らしをしたい。そういう方には、さつま町には遊休地といいますか、そういう土地もたくさんございます。最適ではないかと思いますが、PRのほうよろしく願いしていただきたい。またそして、川北薩地域ではさつま町が地形的に、地理的に、中心にもなります。そういった場所でございますので、何とかさつま町に多くの方が住んでもらえるよう、努力させていただきたいと思いますが、町長のお考え、いかがでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

議員からもありましたように、この多くの市町村でこのいろいろ取得費用についてとか、リフォームの関係等についての助成を今のところ行っているところでもあります。本町におきましても、以前から移住定住促進の補助金の制度を設けているわけですが、この制度につきまして、

本年度末で有効期限といえますか、制度を一応一旦見直す時期としているところでございます。

先ほどもお答えいたしましたけれども、本町のこの人口減少が非常に速いスピードで進んでいるというような状況を踏まえまして、この人口減少対策を最優先に進めるということで、この制度につきまして新たに3年程度はこの有効期限を定めて延長し、この中で転入者による住宅取得の補助金を引き上げることで、転入を加速させていきたいと考えているところであります。

3年間というのは、一応この事業についてしっかりと検証しながら、これをまた新たに進めていくということで3年という、一応期限を設けながら、ここで集中的に投資を図っていくことといたしているところであります。それから、そのほかにも地域区分に関係なく、中学生以下の子育て世帯や、町や土地開発公社が保有する宅地の購入者には補助金等を加算して交付するなど、住宅取得がしやすいような条件整備も図っていきたいと考えているところであります。

それから、この高齢化がさらに進展しまして、いわゆるこの団塊の世代、先ほど言われました方々が75歳以上の後期高齢者になられます。年金、医療、介護、子ども・子育てなどの社会保障費は今後も増大していくことが予想されているところであります。この増額分を遊休地等から得た収入で補いながら、安定した老後を暮らすということでもございます。

遊休地や耕作放棄地等の作付につきましても、有害鳥獣の被害も考えられ、一筋縄にはいかないところもありますけれども、ただ、本町の場合におきましては、空き家情報バンクの登録時にその空き家に付随する農地等も併せて登録することで、農地法の規定を適用しまして、10平方メートル以上の農地であれば家屋及び宅地を取得する手続と併せまして、その農地を取得する手続も可能となります。そのようなことから、取得されたあとにつきましましては、野菜等を栽培しながら健康的で明るい生活が送れるのではないかと考えているところであります。

このように、1つの施策じゃなくて、いろいろ施策を集めて総合的にやっぱり取り組んでいく必要があるかと思っております。先ほど言いましたように、さつま町は周りを市に全て囲まれております。非常に交通のアクセスも便利になりまして、他の市への流出というのもやっぱり増えてきている現状等もありますので、何とかこのさつま町に来ていただく、こちらに住んでいただく施策というのをしっかりと進めていく必要があると考えているところであります。

#### ○上圀 一行議員

町長、2年間ではございましたが、多くの事業を手がけてございます。これからも今申されたことの実現には私、応援をいたします。

これで私の全ての質問を終わります。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、上圀一行議員の質問を終わります。

次は、2番、平山俊郎議員の発言を許します。

[平山 俊郎議員登壇]

#### ○平山 俊郎議員

私の質問は、通告書のとおり2項目であります。

まず、1項目めは、道路における交通安全対策の一環である白線の消失などに関してであります。

道路には、白線の全くないもの、外側線だけのもの、外側線とセンターラインのあるものの3種類があることは御存じのことだと思います。この白線のある道路の白線が消失または摩耗しており危険であるとの声があります。特に、高齢者の方たちから「夜間の走行時、特に雨天時には白線が見えないと路外逸脱や対向車線にはみ出すなど非常に危険である」などの声があります。私自身もそのような場に遭遇して冷やりとした経験がありました。

そこで、町内道路の実態について調査してみますと、白線の消失や摩耗している道路が多く見られました。さつま警察署によりますと昨年度の交通事故は、人身事故35件、物件事故、これはけがのない事故です。これが408件。発生場所については、町道などが140件、県道40件、国道119件、その他の駐車場などが144件ということでありました。この結果が白線の消失などに関係しているかは判りませんが、参考までに取り上げました。

さて、本題に入りますが、白線の消失対策などに関して次のことに問います。

1つ目が、町が管理する町道は、現在1,199路線、約801キロメートルあるということですが、白線の消失などについて全体の実態が把握されているのか。これまで各地区などから改善の要望があったのか。また、あったとすればそれらに対する改善はどの程度なされたのか。

2つ目が、これは管轄外だと思いますが、町道以外の県道などについても白線の消失などが多く見られるが、関係機関団体等に町から改善などの要望はできないのか。

次に、2項目めは、平川地区における異臭問題についてであります。

臭いは、目に見えず、また風向きによってはどこに現れるか判らない厄介者です。その厄介者の悪臭が数年前から平川地区に降りかかっており、地区住民は非常に困っています。今年6月に地域住民の苦情・要望に基づいて、異臭場所への立入調査を実施されたと思いますが、それらに関しまして次のことについて問います。

1つ目が、その調査結果について。また、調査結果に基づいて行政指導がなされたと思いますが、その指導内容にはどのようなものがあったのか。

2つ目が、行政指導による改善内容を踏まえ、今後業者に対してどのように指導していくのか。以上で、1回目の質問を終わります。

〔平山 俊郎議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

## ○町長（上野 俊市君）

平山俊郎議員からの道路の交通安全対策についての質問をまずお答えさせていただきます。

御質問の白線につきましては、道路標示や区画線に該当するものでございまして、設置者である都道府県公安委員会や道路の種類、先ほど申されましたけど、国道、県道、町道ごとにこの道路管理者である県や町が補修を行っているところであります。

1点目の町道の白線消失の実態把握や各地区からの要望への対応についてでありますけれども、道路の維持管理に関する情報につきましては、建設課による道路パトロールや、住民・公民会からの通報や要望書等により収集・把握いたしているところでございます。

また、町道の白線の復旧につきましては、交通安全施設整備工事、それから道路改良・舗装復旧事業や町単独の区画線の補修工事などによりまして実施しておりますけれども、優先順位をつけながら通行量の多い幹線道路から実施している状況であります。

なお、交通安全施設整備工事につきましては、各公民会長様へ要望箇所紹介し、昨年度につきましては14公民会のうち10公民会の要望に対して実施してきたところでございます。

2点目の国県道の白線消失に関する町の要望でございますけれども、通報のありました箇所につきましては、現地確認の上、箇所図の現況写真を添えて、県、北薩地域振興局でございますけれども、ここに随時連絡いたしているところであります。また、早期改善が図られるよう県北薩地域振興局で開催しております土木事業連絡会というのがございますけれども、ここあたりに対しましてもこの要望活動を毎年行っているところであります。

今後におきましても関係機関と連携・調整を行いながら改善していくことで、安全・安心に道路が利用できるよう安全確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、平川地区における異臭問題についての質問でございます。

異臭につきましては、悪臭防止法におきまして、苦情の受付、事業者に対する個別の指導、臭い物質の測定、改善勧告、改善命令の発動などの措置が町の役割とされているところであります。

一方、異臭の原因が家畜排せつ物にある場合、家畜排せつ物の適正な管理を確保するため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第3条第2項に基づき、「畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない。」と、このように規定されているところでありまして、県におきましても管理基準の遵守に必要な指導及び助言を行うこととされているところであります。

臭いの測定に関しまして専門機関に問合せをしましたところ、数値の測定は可能ではあるが、その臭いの原因の特定はなかなか難しいと、困難であるという回答をいただいているところであります。

通常、異臭に関する通報があり、その原因が家畜排せつ物等に起因すると考えられる場合におきましては、町民環境課、農政課と連携しまして、現地へ出向き、原因と思われる事業者を訪問し、事業者に対して適正な対応をするように指導しているところであります。

10月下旬より平川区の住民の方々からこの異臭について通報をいただいております、早速現地において状況を確認いたしているところであります。通報者より状況を伺い、発生源と思われる農場におきまして、通報のあった場所と同様の異臭が確認できたため、農場責任者に当該農場の異臭に関する通報があったことを伝えたと、堆肥場のブロワーが壊れていることや堆肥の攪拌が原因だったと思われることから、改善に向けて対応するように指導を行ったところでございます。

また、当時、場内には多量の処理済みの堆肥も保管してはございましたけれども、当該堆肥からは異臭は感じられず無臭に近いような状態であったため、堆肥化施設の攪拌機を稼働させる際に発生する臭気を軽減できないことが異臭の大きな原因になっているのではなかろうかと考えられるところであります。

農場に対しましては、堆肥化処理施設の攪拌機の稼働時間の短縮、それから晴天時のみの攪拌機稼働など、最大限の臭気の軽減措置を講じるよう指導もいたしているところであります。

なお、平成21年3月に平川区と今回指導を行った事業者及び本町を立会者とする環境保全に関する協定書を締結し、事業活動に伴う環境保全、悪臭防止対策、それから立入調査、苦情に対する措置などについて、事業者側の努力義務が定められているところでもございます。

今後は、この環境保全に関する協定書に基づく対応の遵守や、臭気測定を行い臭気の定期的確認を促すなどの指導を行いながら、また県北薩地域振興局とも連携して対応をしてまいりたいと考えているところであります。

[町長 上野 俊市君降壇]

## ○平山 俊郎議員

ありがとうございます。道路の白線など維持管理に関する情報については、建設課による道路パトロールや、住民・公民会からの通報・要望などにより収集・把握しているとのことでもあります。また、各公民館などから改善要望は14件あり、うち10件が改善されたとありますが、要望のあったものについては早急に改善を要請するとともに、要望の上がってきている場所は全体からすればほんの一部だと思いますので、他の場所についても早い段階での改善を要請します。

町道以外の県道、国道については、これまでも認知した場合には、県へ早期改善の要望活動を行ってきているとのことでもあります。町内には3国道が通っており、国道上での事故も多発していることなどから、今後もこれまで同様、関係機関と連携し、改善要望活動に取り組んで交通事

故防止に努めていただきたいと思います。

これで1項目めの質問は終わります。

次に、異臭問題についてであります。

立入調査の結果、悪臭の原因はふん尿を堆肥化するための攪拌機稼働中に発生することが判明したとのことでもあります。また、攪拌機の1台が故障で修理中のことであることなども判明したことから、攪拌機の早期正常化と稼働時間の短縮など、臭気低減対策を指導されたということも判りました。

今後の対応の一つとして、環境保全協定の遵守事項指導が取り上げられてありますが、この環境保全協定書は平成21年3月に当時のさつま町長を立会人として平川区公民館長と事業主との間に取り交わされたもので、事業主の遵守事項を主に全15条からなる立派なものであります。その中の第3条に悪臭防止対策の項があり、「事業所から発生する悪臭について、いかなる地点においても人に不快感を与えないように必要な措置を講ずる。」とあり、また第8条では違反時の措置についてなど事業主の遵守事項がきめ細かに掲載されています。この環境保全協定書に基づいて、事業主に対し、地域住民に不快感を与えるような悪臭をなくするよう徹底した行政指導を強く要請して、私の質問を終わります。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、平山俊郎議員の質問を終わります。

次は、14番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

#### ○川口 憲男議員

さきに通告しました農林業の取組について質問をいたします。

森林の果たす役割は、地球温暖化や脱炭素社会への構築など大きいものがあります。さつま町もSDGs、脱炭素宣言をし、まちぐるみで取り組む宣言をしたことはつい先日のことです。町の面積の70.7%が山林というまちです。山林、里山、竹林等の利活用は、この宣言を意にしたことではないでしょうか。

有害鳥獣等の防止を含め、農林業の活性化策について、次の2項目について質問をいたします。

1項目めは、林業の活性化をどのように捉えているのか。

2項目めに、森林は、防災面や脱炭素社会の実現など、非常に重要な役割を担っております。国や民間における森林の多面的機能の維持・継続に対する取組をいかに捉え、推進を図る考えなのか町長の考えをお伺いします。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

#### ○町長（上野 俊市君）

川口憲男議員からの農林業の活性化について2点の質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

まずは、1点目の林業の活性化をどのように捉えているかということでございます。

本町の森林面積は2万1,472ヘクタールでございまして、町の面積の約70.7%が森林であります。民有林の面積は1万5,776ヘクタールで、このうち杉・ヒノキの人工林の占める割合は49.8%となっています。また、10齢級、46年から50年生でございますけれども、これ以上の木材生産可能な林分は5,802ヘクタールの73.9%となっているところであります。

この杉・ヒノキを主体とした人工林の多くは、本格的な収穫期を迎えているところでありまして、林業はこうした木材等の生産活動を通じまして、森林の持つ多面的機能の発揮に寄与する産業であると考えているところでございます。

一方で、森林所有者の高齢化や世代交代、それから木材価格の長期低迷による採算性の悪化等により、森林経営意欲の減退が見受けられるところであり、またこうした状況を背景に森林への関心が希薄化し、伐採後の再生林も進まない状況にあると考えられるところでございます。

私有林は、小規模・分散型の所有構造でございまして、個々に効率的な施業を実施することは難しい状況下であり、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめ、施業の集約化をすることで効率的な作業により木材生産コストが低減することが期待できるところであります。

こうした一括した効率的な施業の実施や路網の整備、機械化の促進によって、作業の効率性を高めることで低コスト・高収益を実現させ、森林所有者の意識改革と森林経営意欲の向上を図り、伐採後の再生林、保育、木材生産といった森林資源の循環利用の取組が望まれているところであります。

また、様々な産業におきましても担い手の確保は喫緊の課題とされているところでございますけれども、林業におきましても効率的な森林経営に必要な専門的かつ高度な知識・技術を備えた人材を育成・確保することも林業の活性化に向けて大きな課題であると考えているところであります。

林業の活性化に向けましては、施業集約や機械化によるコスト削減、担い手の確保・育成はもとより森林所有者の意識改革など総合的な対策を図っていく必要がありますことから、国・県をはじめとする関係機関との連携を密にしまして、情報共有や研さんを重ね、森林・林業の発展に努めていきたいと考えているところであります。

次に、2点目の国や民間における森林の多面的機能の維持・継続に対する取組をいかに捉え、推進を図る考えかということでございます。

これにつきましては、杉・ヒノキの人工林におきまして、長期にわたり森林の経営・管理がなされていないとみなされる森林所有者に対しまして、これまでの管理状況やこれからの管理方法等についてお伺いし、自ら管理ができないため町に管理をお願いしたいという回答があった森林につきましては、現地調査等を行い、一定の手続を経まして、町や意欲と能力のある林業事業者が森林所有者に代わり、森林整備を行うものでございます。

この取組状況につきましては、令和元年度から2年度にかけて白男川・泊野区域で、令和3年度には神子区域で、本年度は求名区域で意向調査を実施したところであります。

また、白男川・泊野区域におきましては、意向調査の結果に基づき、令和3年度に集積計画案を作成しまして、所有者の同意を得て、この計画を公表し、町が森林経営管理権を取得したところでございます。

町では、こうした意向調査から、集積の計画の作成、その後の森林整備等を、この先15年ほどかけて進めていく計画であります。

今後、おおむね大字単位で計画的にこの取組を進め、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図っていきたいと考えているところであります。

このほか林業事業者におかれましては、森林経営計画の作成により、計画的な森林整備に努めていただいているところであります。現在の町内の森林における森林経営計画の作成状況は、属人計画が4件、属地計画が18件で、計画面積は約1,601ヘクタールとなっているところであります。

今後におきましても、こうした町の取組や林業事業者の取組を計画的に進めるとともに、一層

の促進を図っていきたいと考えているところであります。

また、国・県補助事業を活用した間伐や植林、下刈りなどの森林整備等に対する上乗せ補助によりまして、森林所有者の負担軽減や所得向上に努め、森林所有者の森林の経営管理に対する意欲の向上を図っているところであります。

加えまして、植林することで、その後、吸収することとなる二酸化炭素量を数値化し、固定される二酸化炭素量に応じて森林所有者へ直接交付金を交付する、持続可能な森づくり交付金事業を今年度から実施しているところであります。

今後におきましても、間伐や再造林等の促進に努めるとともに、県等の関係機関の指導や協力も仰ぎながら、二酸化炭素の吸収源対策を含め、森林の持つ多面的機能の発揮に取り組んでいきたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○川口 憲男議員

1 問目の林業の活性化をどのように捉えているのかという質問をいたしました。一般的に、今、森林が抱えている問題点を町長の答弁の中にお聞きしたところでございます。何せ林業、人工林の持っているもの、林業というのは多面的な機能の産業であるということをお聞きされました。

また、森林経営に現在は林業農家があまり関心がなくなっているとか、あるいは、そういう知識の薄れができてきているんじゃないかと思っております。

森林所有者の意識改革など総合的な対策、国・県との関係との連携を情報共有を図り、森林林業の発展に努めるということがありました。

先ほども申しましたように、森林面積が70.7%、うちの町にとっては非常に大きな広域な面積です。豊富な資源の山林、特に広葉樹や人工林の活用策は、地場産業や環境の充実にもつながると思っておりますが、再度お伺いいたします。

さらなる町の独自の支援策を講じて元気な地域づくり、農林業生産の活性化策への考えをお持ちなのか、特に里山の活性化への取組はどう考えていらっしゃるのかお聞きします。

#### ○耕地林業課長（上谷川征和君）

お答えをいたします。

森林所有者の森林経営力の向上を図ることは、林業の活性化の森林の多面的機能の発揮に重要なことであると考えております。森林が財産としての価値を上げることがいいと考えますが、現在の木材価格の長期低迷の状況から考えると、難しいといったようなところもあるかと思っております。

町では、こういった新たな森林経営管理するような取組を計画的に進めるとともに、森林所有者に代わって森林の適正な維持管理を図りたいと考えているところでございます。

また、本年度から、植林をすることで二酸化炭素を吸収する面積、固定する量に応じて、森林所有者に直接交付金を交付する森づくり事業を始めているところでございます。こういった事業を進めることで、森林所有者の意識改革にもつなげたいというふうに考えております。

里山林の整備につきましてですが、森林の木材価格の低迷というものが、森林経営意欲の減退につながっていると考えているところでございまして、それが森林所有者が山に入らない原因の一つにもなっているとございます。

里山林の整備につきましては、天然林改良など要望がございましたら、また県などとも情報を共有しながら対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

#### ○川口 憲男議員

担当課から、例えば木材の価格の低迷、あるいは町長のさっきの答弁の中にも、林業農家の意

欲の低減というのもございました。あえて、私が里山の活性化について質問しましたところは、町長自体が里山の動きに対してどのような考えを持っていらっしゃるのか、お聞きしたかったのが一番です。

そこを言うには、今、有害鳥獣対策で、フェンスや電気柵の施策を講じられています。これを設置した部分は、非常に効果が上がっていると思います。

しかし、今度は設置していないところに行けば、設置したところから、今度は次のところに移っていく、そういう非常に知恵のある有害鳥獣が多いんじゃないかと思っております。

だから、その以外のところの里山ちゅうのには、抜本的な効果は出ていないんです。そこにどのような施策を講じていかれるか、そういうことをすることによって、また先ほど林業農家があまり意欲がないちゅうことだったんですけど、自分の家から山に対して幾らかの距離のところも、山間地寄りに畑も荒れてきている。それから、山も荒れてきている。そういうところ有害鳥獣もだんだん里山に下りてきている状況なんです。

ですから、里山の活性化に向けて、町として何か対策はないかということをお聞きしたんです。町長、再度お聞きします。

#### ○町長（上野 俊市君）

里山の整備ということでございまして、最初の回答で基本的な考え方を回答させていただきましたけれども、里山の整備に限らず、今、農地等につきましても、個々の農地を管理するには、これやっぱり集約的なもので、中山間の事業等を活用しながら全体的に取組を進めていくというようなことも必要であろうかと思っております。

こういうことも林業のほうでも活用しながら、やはり山については、所有者がはっきりしないというようなもの、それから、ここにいられないというのが、農地以上にやっぱり多い状況下にあります。

そういう状況下にありますから、やはり伐採して再生林、そのあとの管理ということで、鳥獣害対策の管理等についても、やはり先ほど申しましたように、一体的な整備を図っていく必要があると。管理をしていく必要があると思っております。

そのようなことから、またここには、それぞれ今調査を進めておりまして、森林整備の経営計画の策定も進めておりますけれども、それと併せて、やっぱり地元でそういう取組ができるような対策も、ちょっと検討していかなければならないと考えているところでございます。どのような対策が一番効果的で、また林業の生業意欲を失わない対策も、併せて検討してまいりたいと思っております。

#### ○川口 憲男議員

今後、その地域でいかな取組ができるか、検討もしていくということですが、このことは町長、フェンス、電気柵等の施策が講じられるとき、申請があったときから、里山あるいは山に対する、何といいますか、活用策、これは非常に望まれてきたことなんです。

私たち議会の中で、先般、福岡のほうに研修に行きました。これは有害鳥獣の研修でしたんですが、そこの方々も非常に苦慮されとって、そこで、私ちょっと猟師の方に質問したのが、皆さんはどういう思いで有害鳥獣駆除はできるとお思いですかということしました。いうのが、有害鳥獣駆除に対する対策はどんなものがあるかということをお聞きしたんです。

そのとき、その猟師さんは、まず人々が山に入る機会が少なくなっていると。確かに私もそう思います。私の周辺でも山行っているのは、非常に少ないところがあります。

そういった面で、人々が昔はなたを持ってとか、焚き物取りにとか、いろいろ行ったんですが、それが非常に少なくなっている状況が、有害鳥獣がだんだん里山に来ている状況だということ

す。

私のところの地域でも、フェンスやら電気柵をしてあるところには、利口ですから寄りつきません。それしていないところの田んぼには、イノシシや鹿どんどん出てきとって、何か対策はなにかという質問を受けます。

そのような質問は、私は周りの山をきれいにしてくださいよと言うんですけれども、一人の人が山に対するどういう意気込みを持ってするか、先ほど町長が述べられたように、非常に山に対する意欲は薄れてきております。

その対策は先ほど申し上げましたけれども、どういう対策ができるか。地元等の協議、あるいは林業農家との対応とか、そういうので検討していくということだったんですけど、いま一歩踏み込んだ対策をしていかないと、極端な表現ですけれども、まちの中までイノシシが出てくる時期が来るんじゃないかと思っております。

果たして、林業に対する意欲は確かに少なくなってきました。

しかし、その意欲をいかに取り戻すか。やっぱり先ほど担当課長が申し上げましたけれども、木材価格が低迷していると。しかし、森林組合の一部に聞きますと、非常に丸太等は高騰しているみたいです。そして、小さなものでも多額で買ってもらえるということなんですけれども、いずれにしても林業農家が皆伐とか、あるいは間伐とか、そういう意欲がないというのが、一つの大きな原因じゃないかと思えます。

それは、先ほどから同僚議員も質問しているように、人口減にあって、そう山に意欲を持った人たちが少なくなっているんじゃないかと思えます。

町長、再度お伺いいたします。

そういう70%超の森林を有する町ですが、そこに意欲を持って、やっぱり山に向かう意欲を持つ町民を持っていくちなれば、やっぱりいかにして林業農家を育てていくかということもあります。

若い人たちが山に行かない状況、答弁の中にもありましたように、高規格といいますか、非常に優れた機械を使って皆伐して行って、重機を使って搬路を出したり、搬路を切り開いたりしているところもありますけれども、それも集団化で、今担当課の説明にもありましたように、担当課で30ヘクタールですか、一括まとめて伐採しているところもありますけど、そういうところまで、もうちょっと推進が必要じゃないかと思うんですけど、再度質問いたします。

#### ○町長（上野 俊市君）

森林に対する意欲がなかなか少ないといいますか、なぜかとやっぱり考えますと、やはり皆伐自体は、伐採自体は、これは機械等を使って、今どんどん効率化が図られておまして、皆伐はいいんですけども、そのあとの再造林、その費用につきましても、ある程度一定程度、町としましても上乘せしながら、再造林については助成も行っているところでもありますけれども、やはりその後の管理、先ほど出ましたように、有害鳥獣の対策、やっぱりここあたりをしますと、非常に伐採で得られる費用以上に労力と、またその管理に対して費用もかかってくるというような、やっぱり状況下があって、なかなか単体で施業をしていくというのは大変厳しい状況下にあります。

そのようなことから森林計画を定めまして、集中的にやはり広い面積を集約しまして、そこを皆伐して、全体で再造林を進めていくというようなことをしないと、それぞれ個々がやっぱり取組をしよったらば、これは進まない、やっぱり思っています。そのために森林経営計画を定めて取り組んでいくということでもあります。

また、町としましても、再造林をやっぱりしっかりと進めていくためには、一定程度のやはり

また補助金をお出ししながら、この取組を進めていかんことには、なかなか個々にお願ひしても難しい現実があります。ここあたりは、やっぱり県やら、また国やら、いろんな事業等も使いながら、できれば先ほど申しましたように、面積の集約化を図って全体的に取り組んでいく。里山についてもしかりです。

そのような形で進めていきたいと考えておまして、皆伐後の再生林に当たっての助成の在り方も、今見直しをするように、今指示もいたしているところでございます。

一番いい方策というのが、どういう形がいいのか、なかなかつかめないところもありますけれども、一つ一つそういう状況等をしっかりと把握しながら対応をしていく必要があると考えているところであります。

#### ○川口 憲男議員

お答えにあったように森林計画の集約化、これが一番まとめとして、ある皆伐をする。あるいは間伐をする。そういうことが非常にいいんですけども、なかなかそれが、地域によりましては目に見えてこないんですよ。はあ、じゃあ、そこはどこがしよっと。何しよっとねということで、私も担当課のほうに行き、森林経営計画の作成はどうしているのかということがあるんですけども、資料も頂きましたけれども、22社ぐらいがそういう計画のあれに上がっているんですけど、なかなかそれが、地域で森林を生かそうとしている方々には伝わってこないところが現実なんです。

集約して、そういうような皆伐を、皆伐といいますか、間伐をしたり、皆伐をして植林をしていく。これが理想なんだけど、国も県もうたっているのはこれなんですけど、なかなか末端の地方には、それが伝わってこないちゅうのが実情なんです。

ぜひそこは町長のところでも、あるいは担当課のところでも、地域にそういう気風生まれるような方向をしていただきたいと私は思います。そんなところは答弁にもありましたので、ぜひ今後の森林経営の中に生かしていただきたいと思います。

それと、2問目になりますけれども、国・県の補助を活用した持続可能な森林づくり、今、国・県、あるいはどこでも持続可能な森づくり交付金、これを活用して、二酸化炭素の数値に応じ、森林所有者にそういうのも配布するんだと、交付するんだということがありますけれども、これは実際、さつま町の林業所有者に伝わっているのか。

やはり、今のCO<sub>2</sub>の問題、いろんな問題、今非常に問題になっていますけれども、町長も、何ですかね、ちょっと言葉が足りませんでしたけど、持続可能なカーボンニュートラルの宣言もされましたけど、こういうのが、さつま町の町内に、こういうCO<sub>2</sub>削減に掲げる取組が、もう少し推進策を取り組むべきじゃないかと私は考えるんですけど、そこあたりの考え方は、町長どうなんですか。あるいは担当課、あるいは全庁舎内で進んでいるのか。

私はまだ、まだまだちょっと足りないなと。70%の町有林を、町有林じゃない、山を所有するまちですから、こちらに非常に生かせるような施策だと思んですけども、どうなんでしょう、町長。

#### ○町長（上野 俊市君）

本町におきましても、9月の22日にカーボンニュートラルの宣言もさせていただきました。あわせて、SDGsの宣言もいたしたところでありまして、これの実行に向けまして、今、来年度予算に反映できるもの等々を今検討を進めているところであります。

当然ながら、この取組につきましては、森林の持つ役割というのは、非常に大きなウエイトを占めているところであります。そのようなことから、ここにつきましては、来年度以降、目に見える形で、この取組も進めていきたいと考えているところでございます。

## ○川口 憲男議員

今、答弁頂きましたけども、やっぱり予算の対応をし、来年度の活用策にこれを取り入れていくという答弁を頂きましたけれども、先ほど申し上げました里山の活用、あるいは私は以前から、今の町長にはこれは初めてですけど、林業に関しては。以前の町長にも申し上げたんですけど、さつま町は以前から広葉樹のメッカと言われておりました。私たちが議員になった頃は、広葉樹を大事にして何かせんにゃいかんということがありました。

広葉樹は30年経ちますと、伐採ができるんですよ。そうすると、そして植林をせんでも、ニロクが出てきて、ニロクということですか、株から出てきて、それがまた生えていって、また30年すれば大きな木になるというような木で、広葉樹の展開を広く進めたこともあるんですけども。これも二酸化炭素の一番、何といえますか、活用策になるんじゃないかと私は感じております。

そうすることによって、里山もきれいに払えたり、あるいは有害鳥獣の人、人たちちゅうような言葉おかしいですね。有害鳥獣が望む実、柑子の実とか、あるいはドングリにしても、ドングリの実とかそういうのが、麓まで来んでも、中間の山地でも、それが食べられるということの活用策もあると思うんです。

こういうこともCO<sub>2</sub>の削減にも、こういう取組ができると思うんです。

一番手始めにできるのは、やっぱりこういう広葉樹の展開とか、こういうことを進めるのも、カーボンニュートラルの一つの提案じゃないかと思うんですけど、そののところをもう一回聞きます。町長に質問いたします。

## ○町長（上野 俊市君）

広葉樹の展開ということでございまして、今、二酸化炭素の吸収量をいかに進めていくかということであれば、やはり森林も新たな森林に変えていくと。老朽化したものを新しいものに変えていって、吸収量を増やしていくという、一つの大きな、これは手段でもあろうかと思っております。そこに広葉樹の果たす役割というものもあると思っております。

今、人工林等の皆伐、伐採、それから再造林という形で進めておりますけれども、広葉樹の関係等につきましては、またそれぞれ専門的な機関等やら協議をしながら、これはまた取組ができるのであれば進めていきたいと思っております。

## ○川口 憲男議員

ぜひ先ほどの人工林と併せて、そういうところもしていただきたいと。

先般ちょっとバイオマス発電所のほうに、今の材料、入荷、そこんところで聞きまして、広葉樹の持込みはどうかということを知りましたら、不可能ではないということもおっしゃいましたし、間伐材、あるいは人工林の杉・ヒノキの材も、まだまだ欲しいところですよということを要望されていましてから、そういうところに出せる用途はたくさんあると思いますので、ぜひCO<sub>2</sub>削減の関係から、こういうところも町長、町内にも推進をしていただきたいと要望いたします。

それと、これは古い話なんですけど、以前、鹿児島県知事がさつま町を訪問されたときがあったんですよ。誰やったけな、伊藤知事ですか。伊藤知事時代に、何のときか判らんかったんですけど、さつま町にいらしたときがあって、そんなとき、国道沿いとかいろんところが竹林が覆いかぶさってきて、これじゃいかん。この竹林をいけんかせえということで要望があって、その当時、竹林がきれいに、町有林の周りが、町有林じゃない、国道・県道の周りがきれいになったという記憶を覚えております。

先ほどの同僚議員の質問にもありましたけれども、町道、県道、いろんところが覆いかぶさってきて、伐採が不可能な状況にあるのも、先ほどの質問で十分承知されていると思います。そ

ういうなのも、やっぱり何らかの形で払っていく。きれいなまちづくりには、そういうところも必要じゃないかと私は感じております。

これには答弁は要りませんが、そういう話もあって、きれいになったというのを、ちょっと伝えておきたいと思います。

それから、まだありますね、町有林の維持管理に民間の、民間といいますか、普通の事業体に委託されています。

ですから、先ほど申しました人工林の中でも、特に町有林、この経営委託を民間業者に、5社ぐらいされているんですけども、こういうこともCO<sub>2</sub>削減の対策に十分寄与していると思うんですけども、こういうところから町が進める、あるいは町有林を中心にして、民有林プラスいろんな公団林もあると思います。

そういうところへの進展ちゅうのを進めていかれるべき、山に愛着を持っていかれるべきだと思うんですけど、まず町有林の面積的に、700町歩ぐらいですか、700ヘクタールぐらいされているみたいですけども、これをさらに延ばしていくちゅうような考え方は、町長ないですか。

#### ○耕地林業課長（上谷川征和君）

お答えいたします。

町有林につきましては、おっしゃるとおり町内の5林業事業体に経営を委託して、森林計画に基づいて適宜適正な森林整備に取り組んでいるところでございます。

町有林では、また今後におきましても、伐期が来た人工林については、適時に主伐、再造林を計画して、森林資源の循環を図って、持続可能な森づくりに努める考えであります。

以上です。

#### ○川口 憲男議員

町有林の維持管理に関して、担当のほうから答えがありましたけれど、町長、最初の答弁にもありましたように、林業経営者ですか、の意欲も低迷するし、あるいは、町として林業作業支援の助成も行ってきているんですが、何せ成り手が少なくなってきたって、そこあたりも不安を感じていらっしゃる場所もありました。

価格の低迷はありという答弁もありましたけれども、価格は次第に上がってきているような感じも受けております。

ですけれども、森林経営意欲をいかに高めるか。それと、カーボンニュートラル宣言で持続可能な未来づくりに、山を生かすことをぜひ努めていただきたい。そうすることによって、何らかのいろんな形が変わってくると思います。有害鳥獣対策等にも効果が出るんじゃないかと思えます。

最後に、町長の推進されています、推進というか、町を挙げてしました、カーボンニュートラル宣言で持続可能な未来づくり、まちの未来づくりに、町長、最後どう思われるかお聞きして、質問終わります。

#### ○町長（上野 俊市君）

木材価格については、今、持ち直してきているということでございますけど、先ほど来申し上げますように、伐採後のあとあとの管理、ここをいかにして支えていくかというのは、私は一番重要かと思っております。

それと、やはりまだまだ森林の持つ役割と重要性というのが、消費者はもちろんのことですが、やはり町民の方々にも、やっぱり広くしっかりとお知らせしていく必要があるかと思っております。それが我々行政の責任でもあろうかと思っております。

そういうような取組をしながら、総合的にこれを進めていきたいと考えているところであり  
ます。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね1時5分とします。

---

休憩 午前11時58分

---

再開 午後 1時05分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、11番、古田昌也議員に発言を許します。

〔古田 昌也議員登壇〕

○古田 昌也議員

改めまして、昼一番で、こんにちは。お疲れさまでございます。質問に入る前に、昨今、鳥インフルエンザ、役場職員の方々も従事していただいているということで、本当に感謝の意をここで表明して、本当にありがとうございます。まずは、さつま町に被害がないように岸良議員もおっしゃっていたように、強くそちらのほうは十分に気をつけていただいて、対応のほう、よろしくお願いたします。

それでは、通告書のとおり、質問のほうに入らせていただきます。

まず、最初に、ローカルブランディングについてでございます。

鹿児島銀行に委託してローカルブランディングを行っているが、進捗状況はどのようになっているか。また、ローカルブランディングを認知してもらうために、どのように発信していくのか。ブランディングの今後の計画はどうなっているのか、お聞かせください。

続きまして、約5年前にも同じようなローカルブランディングを行ったと記憶しておりますが、そのときの結果と再度実施することになった経緯をお聞かせください。

続きまして、現在、「薩摩のさつま」は、町、JA北さつま、町商工会、特産品協会と団結して進めているところではありますが、現在進めているローカルブランディングとの「薩摩のさつま」との違いはどうなっているのかお聞かせください。

続きまして、大項目2番目に、災害復旧についてお聞かせください。

まず最初に、令和3年度豪雨災害における公共災害復旧の進捗率や発注率などはどのようになっているのかお聞かせください。

続きまして、町単独事業や維持補修などの復旧を含め、全町的な復旧に向けた問題点とそれに対する改善策はあるのかどうかお聞かせください。

続きまして、道路における小規模災害や維持作業などは、道路整備作業員が対応しているが、慢性的な人員不足が見られ、各地域でも高齢化や働き手不足が顕在化しています。その中で災害復旧を優先するのは当然ではありますが、地域からも補修等の要望が多くなっているため、作業員の増員や給与改善、効率化のための機械導入など、具体的な方策を行う考えはないかお聞かせください。

最後に、先日、行われました、あなたも1日議員についてお聞かせください。

10月に開催された「あなたも1日議員」の質問事項について、課内又は課を超えた横断的な

検討を行い、実施に向けた予算化などを協議したのか。また、検討・協議を行ったのであれば、その内容はどのようなものになっているのかをお聞かせください。

以上、通告書のとおり質問を、1回目のほう、終わらせていただきます。

〔古田 昌也議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

## ○町長（上野 俊市君）

古田昌也議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、ローカルブランディングについての質問でございます。

本年度から3か年の計画で進めております、地方創生推進交付金を活用したローカルブランディング戦略の展開事業につきましては、鹿児島市などのローカルでのさつま町のブランド力を高めていく取組として、特に、「直売所」と「紫尾温泉」の魅力向上・PR強化により、鹿児島市等にお住まいの方が、日常的にさつま町での買物や温泉を楽しんでいただくための「人の流れをつくり出す」、そういう戦略を中心に実施いたしているところであります。

具体的には、コロナ禍での道の駅を含む物産館の需要が増えていることと、日帰りでの小旅行などのマイクロツーリズムの需要が増えていることなどから、町内の直売所の魅力向上を図りながら鹿児島市等からの新たな人の流れをつくり出す取組、神社から湧き出し神の湯と呼ばれるストーリー性、良質な泉質で知られる紫尾温泉での事業展開でございます。

事業初年度でありますけれども、令和4年度については、紫尾温泉と直売所等との回遊性に関する調査を始め、新たなサービス等の提案、鹿児島市を中心としたプロモーション活動などに取り組んでいるところであります。

2年目では、紫尾温泉と直売所との連携事業の実証展開、新たなサービスの実証や担い手確保に向けたマッチングの実施、近隣自治体へのプロモーション活動を予定しているところであります。

最終年度の令和6年度におきましては、2年目までの取組を継続しつつ、事業を継続的に実施できる担い手確保及び継続体制の構築を、主な取組予定としているところであります。

本事業の進捗状況につきましては、直売所・温泉に関するアンケート調査や直売所の利用者・出荷者を対象としたアンケートなど、利用者と出荷者それぞれのニーズ把握を行っているところであります。また、直売所連携会で実施されている「スタンプラリー」について、直売所プラス温泉という形式を提案し、直売所でなく温泉を加えた回遊性に視点を当て、紫尾温泉・宮之城温泉のPRにもつなげていきたいと、つなげるねらいといたしているところであります。

紫尾温泉に関しましては、コロナ禍等により観光需要の変化に左右されにくい、鹿児島市などの近隣自治体に住む方が、定期的に訪れてもらえる仕掛けづくりについて、紫尾区公民館・紫尾神社の役員の皆様へ提案し、実現に向けて協議を進めているところでございます。

これら町内の温泉や直売所の認知度を高める取組としましては、鹿児島市内の商業施設を活用したPRイベントの実施、アンテナショップなどの常設店の開設の可能性調査を実施しているところでございます。

次に、2点目の前回に実施した事業との違いについてであります。

前回の事業につきましては、さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に向けて、直売所等の魅力向上のための新商品開発や物産展での試食会等の実施、紫尾温泉周辺の観光振興に向けた調査・研究等が主な内容となったところであります。本年度の事業につきましては、前回実施しました内容等を踏まえ、データ等の比較を行いながら、先ほど申し上げました、直売所や温泉の魅力向上とPR強化、また、温泉と直売所が連携した取組の検討により、他の自治体との差

別化を図りたいと考えているところであります。

次に、3点目の「薩摩のさつま」との違いについてでございます。

「薩摩のさつま」は、独自の認証基準で認証し、商品をただ届けるだけではなく、その商品が生まれた背景や作り手のこだわりなど、人、風土、歴史といった土地の持つ豊かさと一緒に届ける、そのような地域プロジェクトでありまして、これにより、まちのよさや「人・もの」といった、まちの魅力が伝わっていく独自のブランドであると思っているところであります。

御質問の違いについてですけれども、現在実施している事業は、県内でも本町の強みである地域資源を活用し、集中的にさつま町を売り込む手法であり、他方で、「薩摩のさつま」は、はっきりとしたブランド・プロミスを持っており、「さつま町で生まれ、独自の認証基準を満たし、自信を持ってお勧めできるもの」としているところでございます。そういった違いがあるものと考えているところであります。

2項目目の災害復旧についてでございます。

令和3年度豪雨災害からの復旧・復興は、最優先の課題として捉えておりまして、被災された方などの御意見や御要望をお聞きすると共に、役場内部で検討を重ね、建設業協会には最大限の協力を依頼しながら、さらに国や県に継続して要望を行うなど、早期の復旧を目指して取り組んでいるところであります。また、現在実施している地区の町政座談会におきましても、直接、あるいは間接的にこの現在の状況等も説明いたしているところであります。

1点目の「公共災害復旧の進捗率等」につきましては、11月末現在であります。道路、橋梁、河川が、発注率9割、発注分の進捗率6割、農地・農業用施設が、発注率5割、進捗率3割、林道施設が、発注率8割、進捗率8割ということになっているところであります。

特に、耕地災害におきましては、稲作等の耕作時期があることや、河川工事等が優先されるため復旧が遅れている状況下にあります。

次に、2点目の「復旧に向けた問題点とそれに対する改善策」でございます。

冒頭、申し上げましたが、早期の復旧に向けて、官民一体となって今、進めているところでございますけれども、出水時期における河川工事の施工困難をはじめ、ブロック製品などの資材不足や請負会社の人手不足、さらに下請けの確保の困難など、いろいろなこの理由が重なりまして、思うように工事が進んでいない状況であります。

これまで、毎月のように建設業協会との連絡調整を行っているほか、災害復旧事務に関する緩和措置としまして、1つ目に、現場代理人が担当する工事件数の見直し、これは3件から5件できるような形の見直し、それから、建設工事の格付に係る発注金額の増額、それから、このようなことなど、できる対策を講じながら進めているところであります。今後、さらなる対応につきましては、県や町の建設工事受注者に対し、その現場に近い災害復旧工事を随意契約する方法のほか、下請け業者への協力体制の推奨、また、進捗が遅い受注者との個別協議など行い、これを進めていきたいと考えているところであります。

3点目の「道路整備作業員の増員や給与改善、効率化のための機械導入」についてであります。

先に上圏一行議員からも質問がございましたけれども、その回答と重複いたしますけれども、道路整備作業員の処遇改善の関係につきましては、令和2年度から「会計年度任用職員」制度が導入され、これにより、全庁的な調整のもと、現在の処遇となっていることを踏まえ、増員も含めこの処遇改善についても併せて検討しているところであります。また、人材確保が容易でない現状から、維持管理作業の効率化を図るため、建設機械に、バックホー等に装着する油圧草払機の導入の検討を今、しているところであります。

また、公民会の愛護作業に対する補助対象経費に、簡易補修に必要な補修材や建設機械の借上

げに関する補助なども加えるなど、共助での取組に対する支援も、これも積極的に行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、「あなたも一日議員」についての御質問でございます。あなたも一日議員では、小学生8名・中学生2名・一般1名の方が質問され、子供達の堂々と質問する姿やまちの将来につながる意見に、さつま町の明るい未来を感じるとともに、子供達の期待に応えられるまちづくりを進めなければならないと感じたところであります。また、今回の取組が、町民の皆様のまちづくりへの関心を高めていただくきっかけにもつながったのではなかろうかと考えているところであります。今回の質問内容については、各課において既に取組を進めているものや来年度実施に向けた検討が進められているところでございます。具体的には、「児童間の交流について」でございますけれども、本年度の英語スキットコンテストにおいて、学校、学年を越えて交流が図られるよう内容を検討しているほか、来年度の宿泊学習についても複数の学校で実施に向けた事前学習等も計画されているところであります。

また、「学校の環境整備について」の質問の関係では、宮之城中学校の生徒会により、公衆電話等に関するアンケート調査が10月末から11月中旬にかけて実施され、生徒の意見集約が行われており、そういったアンケート結果を踏まえて今後の対応を検討して参りたいと考えているところであります。

このほかにも、「環境への取組について」では、9月22日に「持続可能な未来づくりカーボンニュートラルさつま町宣言」を行いまして、7つの推進する施策を掲げ、今後、豊かな森林環境の保全、再生可能エネルギーの活用、省エネルギー活動の促進などを含め、来年度予算にも一部計上しながら、全庁的な取組を進めていくこととしているところであります。

また、通学路の歩道の除草等についても対応を行っているところであります。今回の「あなたも一日議員」の取組のように、子供達を含めた意見を聞く場を設けることは、非常に大切なことだと考えているところでありまして、今後におきましても、「子ども議会」の開催や、次期総合振興計画策定時に、子供を対象とした「未来ワークショップ」の開催など、さつま町の未来を担う子供達の活躍できる場の創出を検討して参りたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○古田 昌也議員

回答をいただきました。それで、最初のほうから質問のほうをしていきたいと思うんですが、ローカルブランディングのほうなんですが、3年後の着地地点とかいうのは検討とかいうのはされてきているんでしょうか。お聞かせください。

#### ○企画政策課長（小野原和人君）

この事業の最終的な目標というか着地点はどこかという御質問かと思えますけれども、物産館、紫尾温泉等も施設、またはエリア全体の今、魅力向上を図っているという最中でございます。町外からの交流人口の増加と外貨の獲得のための集客力向上をねらいとしているところであります。

将来的には、この薩摩のさつまを含めて、様々な観光資源などを総動員しながら、町全体の魅力向上に向けて波及効果、相乗効果を図っていききたいと考えているところであります。

#### ○古田 昌也議員

相乗効果という言葉もいただきました。結局、相乗効果というところというのはすごく理解できるんですが、ブランドの発信をちゃんとしていかないと、混同をして何をやっているのか見えなくなってしまうんですが、その発信のことについてはどう考えているのかお聞かせください。

#### ○企画政策課長（小野原和人君）

本事業における情報発信は、どこが責任を持っていくのかというようなことかと思えますけれ

ども、ここについては、町と委託事業者の双方で情報発信を行うこととしております。町としましては、広報さつま、町のお知らせ版、あるいはホームページやSNS、そういった媒体を使って周知、広報をしていきたいと思っております。

県外などへにつきましては、委託事業者において、例えば、フリーペーパーなんかを活用した情報発信を予定しております。

様々な場所で行われるイベントなどに出かけて行ってPRをするというようなことも情報発信かなと思っているところでした、先日、12月3日から、3、4、土日ですね。九州電力がセンターラス鹿児島でちょっとイベントを開催したんですけども、そこにも出店させていただいて、本町からは紫尾温泉の啓蒙、体験、それと地元野菜の販売、それと小牧さん、軸屋さん、それぞれ酒造会社が参加をされて、焼酎の試飲であったり販売であったりということもされておまして、そういったことを総合的に含めて情報発信を図っているところでございます。

#### ○古田 昌也議員

情報発信をそういう形で、いろんなイベントに出でするという事で認識はいたします。ただ、特売所プラス温泉という形を提案しという形で回答いただいておりますが、その提案というのは、町のほうから提案をしたという形でよろしいですか。鹿児島銀行側に提案をしたというのは、町からの提案、それとも町からの提案という形で考えていいですか。

#### ○企画政策課長（小野原和人君）

事業の始まるに当たってのスタート地点をどのような協議をしたかというような御質問かと思えますけども、ここは町としてもいろいろな課題を持ってしまして、御質問にもあったように、前回、地方創生推進交付金を使った同様の事業をしておまして、そこをまた補完する形で、町も発展的に進めたいなど思いがある中で、包括連携協定先の鹿児島銀行と協議を重ねて、今回のこの事業の開始に至ったところでございます。

#### ○古田 昌也議員

分かりました。それでしたら、すごく着地点もしっかりしていて、町も投げた形だけではなく、町も連携をしてちゃんとするという形の認識でよろしいですか、お聞かせください。

#### ○企画政策課長（小野原和人君）

当然ながら事業者任せっぱなしということじゃなくて、この事業は3年間終わったあとは4年目以降は自走をしていく、もう自分たちで動かしていかないとはいけませんので、当然ながら町としても初年度から主体的に動いているところでございます。

#### ○古田 昌也議員

分かりました。そういった計画があって、しっかりとした目標があって3年間の計画があるということで認識をいたします。

そしたら、次の質問の中で、5年前も同じようなブランド化について回答もいただきましたが、僕の中では、やっていることはすごく似ている、同じではないかということ認識の中ではあるんですが、回答いただいたとおりでやるとちょっと違うよと、もう少し具体的に違うところというのがあるのであれば、ちょっとお聞かせください。

#### ○企画政策課長（小野原和人君）

5年前、平成28年と29年、2か年かけて同様の事業を実施したわけですけど、主に前回、町内食品加工事業者による新商品の開発、このときに8商品ぐらいの開発がされているということでございます。併せて、今薩摩の農産物加工センターに高温高圧調理器の交付金を活用して入れたということでございまして、その加工品の新商品の開発等を中心に来てきたところです。

また、紫尾温泉に関しましては、紫尾区の地域活性化計画に基づき、地域振興につながる事業

の支援として、温泉タンクの改修の調査や助言等を行ったというところです。

また、私は実績に活動期間が短かったという中で、もう少し、やっぱり事業の取組も時間をかけて、じっくりと行うべきだったんだろうと、そのときに課題としてちょっとあったところです。

アフターコロナを見据えて、近隣自治体で、全員協議会でも説明をさせていただいたと思うんですけども、近隣自治体で道の駅の計画があったり、具体的に建設が進んでいたり、それぞれの各自治体が集客力の向上の対策を進める中で、本町としても、やはり競争力を、他自治体に負けない競争力は高める必要があります、取組の足がかり、5年前に取組の足がかりをつくった物産館と紫尾温泉のブランディングを発展的に進めようとする計画が、今回の計画でございまして、前回の取組では、知見やノウハウなどを蓄積するとともに、事業所との関係も構築をされました鹿児島銀行と連携をすることとなったところでございます。

#### ○古田 昌也議員

という回答の中で解釈いたしますと、前回、5年前の反省点、また改善点を取り組んで、再度また活用しながらこの3年間を進めていくという形の理解でよろしいですか。

#### ○企画政策課長（小野原和人君）

今おっしゃるとおりでございまして、前回の課題もまだ残っている部分がありますし、そういったのをカバーしながらも新しいアフターコロナを見据えたブランディングというものを発展的に進めていきたいと考えております。

#### ○古田 昌也議員

でしたら、ぜひともお願いしたいことが、要請したいことがございまして、次の質問にも関わってくるんですが、薩摩のさつまという形で、町、農協さん、商工会さん、特産品協会さんと、あとは民間の事業者がひっくるめて、全く同じような認識の中で取組を進めていくところであったのです。それで、特産品協会、PR化とか、そういった枠組みの中で、こういうことを始めるよというような話も含めてやっていただきたいのですが、そういう話はあったのでしょうか。お聞かせください。

#### ○企画政策課長（小野原和人君）

この事業につきましては、商工観光PR課、また農政課と協議をしながら進めているところでもございましたけれども、薩摩のさつまと事業の関係者というのは、そもそも我々の取組と、薩摩のさつまと事業目的自体が違うといったことから、特段、事前の協議というのはしていないところです。

#### ○古田 昌也議員

認識的に、今、回答を受けて率直に思ったことは、今までそういう形でやってきたからこそ、ちゃんとした形のものが生まれなかったような気がしてならないのです。せっかく薩摩のさつまという形で、町長の発言の中でも、いろんなことを取り込んでいくよという形で、もう少し、薩摩のさつまであったり、ローカルブランディングであったり、各同じ方々が密に連携を取り合って、協議をして、同じ方向性をせっかく向いているのですから、手を取り合っていくような形にならないのかなというのが僕の中の気持ちではあるのですが、そういった考え方はないのでしょうか。お聞かせください。

#### ○企画政策課長（小野原和人君）

先ほど申し上げましたように、このブランディングも、薩摩のさつまもですけども、将来的には、そういったものをトータルで、ひっくるめて、まちの魅力の発信ということをしていかないと、個々がそれぞればらばらで頑張っても、なかなか難しいところもございまして、将来的には、そういった方々との連絡会といいますか、そういったものをつくりながら、情報交換も共

通理解も図る必要があるものと考えております。

○古田 昌也議員

すごくありがたい回答をいただいたと思います。ローカルブランディングという言葉自体が、何がしたいのか、すごく判りにくいと思っております。しかし、本年度より、薩摩のさつまを育てていくと、町長の議会の中での発言もあり、町、農協、商工会、一般社団法人の特産品協会と、民間事業者で、せっかく一つになったところであります。また、違うブランディングを始めるのか、何がしたいのかよく判らなくなるという不安がすごくあったので、今回、こういう質問にさせていただきます。

あえて僕の認識の中で言わせていただきますと、薩摩のさつまは、本町、さつま町の統一のキャッチコピーだと認識していただいて、この言葉がローカルブランディングだ、キャッチコピーでみんなに売りに行くぞという意思統一の言葉だと本当に認識しています。そういった形で、このさつま町というまちをブランディングするに当たっては、2年、3年ではできないことではないと思います。5年、10年、何十年とかけて育てていく。町自体を、生き残っていくために、持続可能なまちにするためには、絶対に必要なことだと思いますので、ぜひとも全庁で、各課だけではなく、本当にせっかく一つになったのですから、お互いに手を取り合って進めていっていただきたいということを強く要請して、次の質問に移りたいと思います。

回答でもありましたけれども、農業、農耕の工事がすごく遅れていると認識するのですが、その点についてどう考えているのか、お聞かせください。

○耕地林業課長（上谷川征和君）

お答えいたします。農地農業用施設の災害復旧につきましては、未発注の箇所も多く、また、進捗も遅れている状況でございます。町長の答弁にもありましたとおり、今後の対応に加え、耕作者の皆様には工事関係用地の耕作を控えていただくなど、御理解と御協力をいただきながら、復旧に努めてまいりたいと考えているところでございます。どうしても仮設道路などの関係用地に耕作をされておりますと、収穫まで工事に入れないといったような状況も出てまいりますので、今後におきましては、丁寧な説明をもって御理解と御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

○古田 昌也議員

生活に関わってくる工事の復旧なので、やはりいち早く取りかかっていたいただきたいというのが本音などころではあるのですが、実際のところ率直にお聞きします。激甚指定が入って、国の予算が下りてきて、いろいろとなっているのですけれども、3年間という縛りが逆についてしまったという認識があるのですが、率直に聞きます。間に合うのですか。お聞かせください。

○耕地林業課長（上谷川征和君）

工事が遅れている様々な問題に加えまして、先ほど申しました仮設道路など、工事に関係する用地の関係で工事に入れないといったような制限を受けている工事箇所もございます。こうした状況が今後も続きますと、現実問題として3年以内の復旧も難しくなることもあろうかと存じますが、なるべく3年以内の復旧の完成に向けて努めてまいりたいと考えているところです。

○町長（上野 俊市君）

私のほうから1点、この災害復旧につきましては、激甚だろうが、通常の災害だろうが、一応3年ということで、激甚災害に指定されれば補助率が上がるということで御理解いただきたいと思っております。

○古田 昌也議員

理解不足で申し訳なかったです。本当に間に合う、間に合わないにかかわらず、原因がある

のであれば、改善点が必要だと思えます。災害以外の、次の質問になるのですが、町単独事業の中で維持補修、復旧などを含めて、問題点が判っているのであれば改善点があるのですが、改善点をするためには、今、回答いただいた以外にも原因はあると僕は認識するのですが、それ以外の問題点・改善点というのはあるのか、お聞かせください。

○建設課長（原田 健二君）

ただいま、その他の問題点ということで御質問でございます。今現在、物価の変動の関係もございませぬけれども、それらの対応につきましても、県土木部の通知によりまして、公共事業設計単価などに基つきまして、発注時点で最新のものを活用するなどして、対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

○古田 昌也議員

単価のほうが高騰になって、それで資材が入ってこない、見合わないということで、発注率がちょっと遅れているのかなという不安もあったのですが、そこら辺は対応はしていただけるということで認識してよろしいですか。

○建設課長（原田 健二君）

ただいま議員がおっしゃられたとおりでございます。

以上です。

○古田 昌也議員

判りました。いろんな情勢のある中で、本当に建築会社の方々や、役場の担当の方々が苦慮しているのが、すごく理解はできているのですが、やはり復旧というものを、いち早くしていただきたいということはすごくありますので、その点は本当にできるだけ早く、発注、その他進捗状況の確認というのを綿密にさせていただくことを強く要請して、次の質問に移らせていただきます。

3点目は、道路維持の作業員の給料の改善であつたりとか、処遇の改善のことに、上野議員も午前中していただいたのですが、その点、会計年度職員で、みんな一緒という形で回答しておりましたが、そこは早くしようかなという考えはないのか。もう一度、再度お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

処遇改善の関係等について、この点については検討を進めたいと思っております。先ほど来ありますように、会計年度任用職員制度が導入されましてから、ここ辺りが一緒くたといいますか、一つのくくりになってしまっていることもあります。このようなこともありますので、制度上の、そこ辺りも踏まえながら、この処遇改善については検討していきたいと思えます。

○古田 昌也議員

ということは、その処遇改善、給料アップという言い方が正しいのか、給料の向上であつたりとかというのは、ちょっと時間がかかるという認識でよろしいですか。

○町長（上野 俊市君）

各地域からの要望も非常に多い状況下でありますので、そんなに長く時間をかけて議論している場合にはございませぬ。できるだけ早く、ここ辺りは改善して、また次の募集等につなげていかなければならないと考えているところであります。

○古田 昌也議員

それでしたら、時間がかかる中で、いち早くしていただけるということですが、それと同時進行に、人員の確保が難しいのであれば機材導入という考え方があると思えます。機材を導入して人員を削除という形は、今、当然のことで、民間企業では行われておりますので、機材導入を早

く進める考え方はないか、お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

先ほど回答で申し上げましたけれども、草払い、伐採等を進めるために、この建設機械に装着します油圧の草払い機の導入、これをしたいということで、来年度の予算に計上できるように、今、調整をしているところであります。

○古田 昌也議員

ということは、予算の増入で3月議会には新予算で上がってくるということの認識でよろしいですか。お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

そのような形ができるように努力したいと思います。

○古田 昌也議員

ぜひとも、そこは強く要請したいと思います。道路維持、何人の議員の方々も質問の内容で取り入れて、本当に大変になってきている中、作業員の班の方々、人が集まらないので、後手後手になっている現状もあると思います。そして、その機材を導入することによって、貸出しであったりとか、回答にもいただきましたように、資材の舗装材のバックホーやホイールローダーなどの建築機械の補助なども考えているということで、加えているのであれば、早くやっていただいて、地域の住民の方々も、それを借りて、自分たちでやるという共助のところも強く進められると思います。機材があれば共助でできるところもありますし、材料があればということもあると思いますので、ボランティアではなく、本当に共助、皆の助け合いの中で、そこら辺は強く、早く進めていただいて、人口が減っていく中、それでも維持ができる、さつま町ってきれいなまちだよと言えるような体制づくりのほうを強く要請して、次の質問に移りたいと思います。

○古田 昌也議員

最後になります。あなたも一日議員の中で、いろんな発言がありました。その中で、回答の中でもあるのですが、中学校の電話に関するアンケート中で、いろいろと話を聞くのですが、どういった形でアンケートを取って、どういった形で集計しているのか、お聞かせください。

○教育長（原園 修二君）

電話は公衆電話を設置してほしいという要望がありましたが、その中で、急々には増設はできないというようなことをお聞きしておりました。どういう方法があるかということで、アンケート等を調査して、何か方法はないか考えるようにということとは、校長と話をしておりました。10月中旬にかけて実施されたということで、結果等については、まだ把握をしていないところであります。

○古田 昌也議員

今、いろいろと話を聞きますと、タブレットのほうにアンケートが流れて、回答する形だったということで、通常、アンケートを取るときというのは、プリントで配られるということをお聞きしたのですが、今回に限ってはタブレットで、急にあって、回答が300人程度だったとお聞きしております。ただ、何が言いたいかというと、せっかく中学生だったり、いろんな方々が、この議場に來られて、緊張しながら発言したところ、やはり何も検討、何も回答がないということが、僕は一番の不安要素だと思っているのです。その中で、町長と教育長にお伺いしたいのですが、今回、いろんな発言、いろんな形で意見が出ましたが、こういうことをやっていただきたい、ああいうことをやっていただきたいという意見がありましたが、そういった発言の中で、その発言をやる、やらないじゃなく、こういう声があったよということに対して、どういうふうな考え方を持っているのかをお聞かせください。

### ○町長（上野 俊市君）

今回、あなたも一日議員ということで実施いたしました。今、古田議員からありましたように、子供たちが緊張しながらも、自分の思いというのを届けていただいたところでもあります。やはりそういう場に出された意見、また子供たちが、今後、このまちづくりにどういう形で参画できるのか。私もいろんな子供たちの声を率直に聞けるような場というの、また自分でつくっていきなと考えているところでありまして、子供たちの将来をしっかりと育てていくためにも、こういう機会は非常に大事にしていきたいと思っております。

### ○教育長（原園 修二君）

あなたも一日議員については、たくさんの子供たち、小学生、中学生が質問してくれたわけですが、私が教育委員会として感じましたことは、今、町長がお答えになられましたように、町の未来とか、そういったことを考えていく、そういった目を子供たち自身が持つということも非常に大事なことでありますし、それともう一つ、教育的な効果といいますか、非常に小規模な学校の子供たちも参加してくれました。こういう議場で、誰も知っている人があまりいないような中で、自分の意見を堂々と述べると、そういう経験を子供たちがしたということが非常に良かったと思っています。やはり自分の考えを、子供なりの発想でもありますが、それでも堂々と人の前で言えるという、そういう積極性といいますか、全体の場所で臆することなく、物を発表していく、そういったことをするためには、非常にいい経験であったと思います。6年生の男子の生徒が感想で述べておりましたが、これまでの人生で一番いい経験だったというような言い方をしておりました。それぐらい非常に大きな出来事だったのだらうと思います。そういったことが経験できたということも、まちの未来を考えるということのほかにも、また教育的な意義というものがあったらうというふうに考えています。

### ○古田 昌也議員

本当にそう思います。いざ、この場で発言するというのは、本当に今でも僕はすごく緊張し、手が震えながら、どうしようかと悩みながら、前もって事前準備をする中で、小学生、中学生、また一般の方々、そういった意見を堂々と発表していただける場というのがすごく貴重な場であり、そして僕たちにとっても貴重な情報源、こういった声があるという再認識を強く考えさせられる場だったと思います。

もし仮に、自分が発表したことが現実起こったという成功体験が、本当にこれからのまちをつかっていく町民という言い方が正しいのかもしれないですけども、本当は宝だと思うのです。ぜひとも、そこら辺は、本当に重く受け止めていただいて、どうにかできる方法、どうにかやれる方法というものを、各担当課を通じて、担当課かもしれないですけども、全庁を通じて、ぜひとも、一つでもいいから成功体験をつかってあげていただきたいということを強く要請します。

こういった場をつくらせていただいた女性団体の方々が、すごい発想がいいと思いますので、そういった形で、どんどん意見の取り込みということを、再度また要請します。

今回、最後になるのですが、要望というか、本当に情報というものは、これから生きていく上で、すごく必要で、重要なことだと認識します。いろんな縛りがあると思います。有料広告を出してはいけない、チラシを出せないであったりとか、そういった形で、役場として発信がしづらい中もあるかもしれないですが、今現在はSNS、無料の発信ツールというのがあります。そこを本当に活用して、皆さんこういったいいことをやっていますよ、こういったことをやっていますよというアピールを、ぜひとも町を上げて取り組んでいただきたい。そういったことで、作業の方々、会計年度職員の人材募集、その他もろもろ、いろんな意見の集約という形ができると

思います。

コロナ禍だからこそ人が集まって会えないとか、そういう問題ではなく、本当に情報の使い道、使い方というものは、再度、強く考えていただいて、こういう場だからこそ、お互い話をしていただいて、いろんな情報の共有という形を取っていただいて、全ての問題の解決というのは人と話をする事だと思しますので、ぜひともそれを強く要請して、質問を終わりたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、古田昌也議員の質問を終わります。

---

## △散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで本日の日程は全部終了しました。

12月6日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後1時49分



令和4年第4回さつま町議会定例会

第 3 日

令和4年12月6日



令和4年第4回定例会一般質問  
令和4年12月6日（第3日）

| 順番 | (議席番号)<br>質問者 | 質問事項・要旨   |
|----|---------------|---|
| 6  | (7)<br>森山 大   | <p>1 子どもを主体とした政策づくりについて</p> <p>政府は、来年4月に「子ども家庭庁」を設置し、子どもを主体にした政策づくりに乗り出すといわれている。子どもを取り巻く課題は、虐待や貧困、少子化などの問題が深刻化する中、当事者の声をどのように吸い上げるかだと考える。</p> <p>日本は、1994年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に批准したが、今まで有効な対策が取られないまま子どもを取り巻く状況は年々悪化している。また2020年度の不登校の小中学生は約19万6,000人、児童虐待数は約20万5,000人で、いずれも過去最多である。</p> <p>本町において、このような課題についてどのように解決していく考えか。</p> <p>2 子どもの自殺対策について</p> <p>学校では2学期が始まって早くも3か月が過ぎたが、9月から11月までの時期は、勉強や人間関係の悩みを背景に、子どもの自殺が増える傾向にある。</p> <p>最近新型コロナウイルスの感染状況により生活環境が変化しており、家庭はもちろん地域や学校で子どもたちの些細な変化を発見し、「助けて」という心の声をキャッチすることが重要だと考える。</p> <p>厚生労働省によると、2020年の小・中・高校生の自殺は過去最多の499人であり、コロナ禍の一斉休校で孤立感が深まったことが一因とされている。月別に見ると、8月が65人で最も多く、9月も55人であり、長期休業後の学校再開が精神的な負担になっている可能性が高いが、子どもの自殺問題についてどのように考えているか。</p> |
| 7  | (6)<br>上別府 ユキ | <p>1 婦人科検診受診率向上について</p> <p>女性特有の乳がん・子宮がんなどを早期発見するため、婦人科検診の受診率向上に向けてどのように取り組んでいるか。</p>   |

| 順番 | (議席番号)<br>質問者 | 質問事項・要旨  |
|----|---------------|--|
|    |               | <p>(1) ワンコイン検診・節目検診・土曜日検診など、検診の機会を増やして様々な対策を図り、3か年計画で事業を進めているが、その手ごたえはどうか。</p> <p>(2) 令和2年男女共同参画第5次基本計画の中で、乳がん・子宮がんなどの婦人科検診を受診しやすい環境整備をうたっているが、さつま町役場女性職員の婦人科検診の受診状況は把握できているか。</p> <p>2 学校の樹木の管理について</p> <p>今年8月に曾於市立の小学校でイチョウの大木の枝が折れて落下し、校長が下敷きになり死亡した事故を受け、学校では樹木管理の安全点検が行われたと思うが、その経過について問う。</p> <p>(1) 9月から10月にかけて、町などで行った安全対策はどのようなものか。</p> <p>(2) 11月に樹木専門医がそれぞれの学校で診察を行ったと思うが、その結果を受け、今後行っていく安全対策はどのような計画であるか。</p> |
| 8  | (5)<br>中村 慎一  | <p>1 これまでの一般質問での回答に対する取組について</p> <p>(1) 町の地域公共交通における乗合タクシーの運行について</p> <p>(2) 2025年問題における介護保険事業所、社協への支援について</p> <p>(3) 中山間地域における農福連携による集落支援の取組への支援、単独加算制度等について</p> <p>2 町勢振興の取組について</p> <p>(1) SDGsとゼロカーボンの宣言に係る具体的な取組は。</p> <p>(2) 道路の維持管理について、景観行政団体として国・県・町道を問わず、まちづくりの観点に景観・美観をいかした取組を進める考えはないか。</p>  |
| 9  | (10)<br>有川 美子 | <p>1 みどりの食料システム戦略について</p> <p>農林水産省が令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」について、本町の考えを問う。</p>   |

| <p>順 番</p> | <p>(議席番号)<br/>質 問 者</p> | <p>質 問 事 項 ・ 要 旨</p>   |
|------------|-------------------------|--|
|            |                         | <p>(1) 本町の有機農業の現状について示されよ。</p> <p>(2) 本町は、みどりの食料システム戦略をどのように捉えているのか。</p> <p>今後取り組む考えはないか。</p> <p>2 高齢者の健康増進における支援者育成について</p> <p>本町は高齢者向けサロン・ころばん体操などの高齢者の健康増進について取り組まれる地域・団体が多くあり、一定の効果もみられている。しかし、支援者側の高齢化による活動継続への不安や、担い手不足という従来の仕組みの中で解決できていない課題が、コロナ下で顕在化したことにより活動中止を考えている団体もあるようだ。</p> <p>本町は、このような支援者からの不安や要望を把握しているのか。</p> <p>また、今後の支援者及び指導者の育成についての考えは。</p> <p>3 通学バスの安全管理と今後について</p> <p>10月に求名地区から宮之城中学校への通学バスが、遅れてきたそう。更に到着後には、運転手が乗降ドアの開閉ができず、通りかかった保護者が急遽学校へ送ったというトラブルが発生した。</p> <p>このことを踏まえて問う。</p> <p>(1) この件について学校や教育委員会は、状況把握をしたのはいつか。</p> <p>また、この件をどのように受け止め対応をしたのか。</p> <p>(2) 運転手への研修や指導内容および業務連絡等の体制は。</p> <p>(3) 中学校並びに小学校の通学バスの運行課題を解決する体制は。</p> <p>4 住宅改修等費用助成について</p> <p>令和4年3月定例会にて質問した、在宅介護における住宅改修等の費用助成について、償還払いのほかに受領委任払いを選択できるように準備を進めていきたいとの回答であった。</p> <p>進捗状況はどうか。</p> |

| 順 番 | (議席番号)<br>質 問 者  | 質 問 事 項 ・ 要 旨  |
|-----|------------------|--|
| 1 0 | ( 8 )<br>新 改 秀 作 | <p>1 本町出身画家の周知について<br/>本町出身で日展審査員や日展評議員を務め、武蔵野美術大学の講師であった画家がおり、日本画家として有名な方であるが、地元での知名度は低い。<br/>作品の展示等を行い、広く町民に周知する考えはないか。</p> <p>2 ふるさと文化教育について<br/>本町出身者の中にも文化面で貢献した人たちがいる。<br/>自分たちの町を知るうえでも、「ふるさと文化教育（仮称）」として学校等で取上げ、子どもたちに学びの機会を与える考えはないか。</p> |

令和4年第4回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和4年12月6日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議場

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 新 改 幸 一 議員 | 2番  | 平 山 俊 郎 議員 |
| 3番  | 上 圀 一 行 議員 | 4番  | 橋之口 富 雄 議員 |
| 5番  | 中 村 慎 一 議員 | 6番  | 上別府 ユ キ 議員 |
| 7番  | 森 山 大 議員   | 8番  | 新 改 秀 作 議員 |
| 9番  | 平八重 光 輝 議員 | 10番 | 有 川 美 子 議員 |
| 11番 | 古 田 昌 也 議員 | 12番 | 岸 良 光 廣 議員 |
| 13番 | 上久保 澄 雄 議員 | 14番 | 川 口 憲 男 議員 |
| 15番 | 柏 木 幸 平 議員 | 16番 | 宮之脇 尚 美 議員 |

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

|        |           |       |         |
|--------|-----------|-------|---------|
| 事務局 長  | 早 崎 行 宏 君 | 議事係 長 | 西 浩 司 君 |
| 議事係 主任 | 杉 元 大 輔 君 |       |         |

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|          |           |          |           |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 町 長      | 上 野 俊 市 君 | 副 町 長    | 高 田 真 君   |
| 教 育 長    | 原 園 修 二 君 | 総 務 課 長  | 角 茂 樹 君   |
| 企画政策課 長  | 小野原 和 人 君 | 財 政 課 長  | 富 満 悦 郎 君 |
| 保健福祉課 長  | 甫 立 光 治 君 | 高齢者支援課 長 | 久保田 春 彦 君 |
| 子ども支援課 長 | 藤 園 育 美 君 | 農 政 課 長  | 山 口 泰 徳 君 |
| 建 設 課 長  | 原 田 健 二 君 | 教育総務課 長  | 大 平 誠 君   |
| 学校教育課 長  | 岩 脇 勝 広 君 | 社会教育課 長  | 永 江 寿 好 君 |

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第4回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布してあります議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、7番、森山大議員に発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

おはようございます。通告に従いまして、2点ほど質問をいたします。

1点目は、子供を主体にした政策づくりについて。

政府は、来年4月にこども家庭庁を設置し、子供を主体にした政策づくりに乗り出すと言われております。

子供をめぐる課題は、虐待や貧困、少子化などの問題が深刻化する中、当事者の声をどのように吸い上げるかだと考える。

日本は、1994年の子どもの権利条約と位置づけされた。しかし、有効な対策が取られないまま、子供を取り巻く状況は年々悪化していると言われております。2020年度は、不登校の小中学生は約19万6,000人、21年度は約24万5,000人、全国の児童相談所が対応した児童虐待件数は20万5,000人で、いずれも過去最多だったと言われております。

このような課題について、どのように解決していく考えか、町長にお伺いをいたします。

2点目は、子供の自殺対策について。

鹿児島県内の多くの学校では、2学期が始まって早くも3か月が過ぎました。9月、10月、11月の時期は、勉強や人間関係の悩みを背景に子供の自殺が増える傾向にあると。

最近、コロナウイルス現象で多少なり変化をしていると言われております。食欲が落ちていないか、口数が少なくなっていないか、家族はもちろん、地域や学校で子供たちの子細な変化を発見し、「助けて」という心の声をキャッチすることが重要だと。

厚生労働省によると、2020年度の小中高校生の自殺は499名であり、コロナ禍の一斉休校で孤立感が深まったことが一因とされている。

月別に見ると、8月が65名で最も多く、9月が55名であり、長期休業後の学校再開が精神的な負担になっている可能性が高いが、子供の自殺問題についてどのように考えているか、教育長にお伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めましておはようございます。森山大議員からの御質問にお答えいたします。

まず、子供を主体とした政策づくりについての御質問でございます。

議員が言われたとおり、子供を取り巻く課題につきましては、深刻化し、本町での相談対応件

数も多くなっている現状でございます。

国では、内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省の権限が一部移譲されまして、令和5年4月にこども家庭庁が創設されたところであります。

こども家庭庁は子供に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、これを「こどもまん中社会」と言いますけれども、子供の視点、子育て当事者の視点に立った政策立案を基本理念とされているようであります。

こども家庭庁は、子供が自立した個人として、等しく健やかに成長することのできる社会の実現を目的として創設されているところでございます。

子供の健やかな成長のための支援はいろいろございますけれども、支援の中で重要なことは、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援、これであろうかと考えているところであります。このためには、子供たちに携わる全ての機関が連携し対応していく必要がございます。

現在は、子ども支援課で、出産前からの支援が始まり、保育園、小中学校と教育委員会、場合によってはさつま警察署や児童相談所等の関係機関が連携して支援する体制を取っておりますけれども、今後も、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を実現するために、この関係機関も含めた連携をより充実させていきたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

#### ○教育長（原園 修二君）

次に、子供の自殺問題についてどのように考えるかという御質問であります。

子供の自殺については、様々な観点から考える幅広い問題でありますので、御質問の中にありました長期休業後の子供の自殺という点から回答させていただきます。

内閣府が発表した自殺対策白書から、過去40年の統計で見ると、小中高校生の自殺は夏休み明けの9月1日が最も多くなっています。このほか、春休み明けやゴールデンウィークなどの連休明けに自殺者が増える傾向になっています。

このような長期の休み明けは、生活環境や生活リズムが大きく変わることから、体の不調を訴えたりプレッシャーを感じたりして、精神的な動揺が生じやすい時期であるというふうにもこれまで言われてきました。

ただ、昔も新学期が始まると学校へ行きたくないという子供はおりましたが、そのことが直接的に自殺につながる事例というのはそう多くなかったというふうに認識をしております。

しかし、内閣府による自殺者の数字の大きさは、今の子供たちが新学期に感じる精神的なプレッシャーは、私たちの想像を超えてより深刻なものであるということを示していると思います。大人が、自分たちの子供時代の経験を基に今の子供たちを考えることは適当ではないと言ってよいというふうに思います。

このことは、学期初めに当たって、学校の教職員が十分に再確認すべき問題であり、これまでの慣例や経験に頼った従来どおりの指導はそのまま通用しないことが十分あり得るという認識が必要であるというふうに思っています。

教師全員がこのような認識を持って、一人一人の児童生徒に丁寧な指導を心がけることで、少しでも自殺予防につなげることができるのではないかと考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

#### ○森山 大議員

ただいま、先ほど町長から答弁を頂きました。そこで質問でございます。子供をめぐる課題は、虐待や貧困、少子化など多岐にわたると言われております。省庁間の壁を越え、司令塔として政

策形成を図るのが狙いだと言われておりますが、この省庁間のはざまで埋もれがちだった課題とは、また具体的な取組は何なのか、町長にお尋ねをいたします。

#### ○町長（上野 俊市君）

省庁間のこのはざまで埋もれがちな課題とその取組ということでございますけれども、課題につきましては、子供に関する省庁が今分かれていたということで、連携が取れていなかったと思っ  
ているところであります。そのため、この司令塔となるこども家庭庁が今回設置されるということで、認識しているところでございます。

本町におきましても、以前より切れ目のない支援ということで、子供に関する業務を一体的に行う課をつくる必要があると考えまして、平成29年の9月に子ども支援課ということで設置したところでございます。その後、子育て世代の包括支援センターの役割も位置づけまして、今現在これを進めているところでございます。

支援につきましては、保護者からの相談が始まる場合が多いわけでございますけれども、なかなか相談ができない保護者もいらっしゃるということでございます。

そこで、健診や産後ケア、子育てサークル等に出向きまして、このような機会を通じまして、気軽に相談ができる機会をつくっているところでございます。

また、訪問しての相談対応につきましても、積極的に実施しながら、相談をしてくださるのを待つではなく、いろいろな機会をつくり、そこに我々が出向いていって、こういう困り事がないかお伺いしながら、必要な支援につながるようにいたしているところでございます。

#### ○森山 大議員

ただいま町長が言われたように、子供の関係が分かれていたから、今回、こどもの家庭庁をつくったというようなことでございます。

次に、質問ですけれども、子育て予算は負担ではなく将来への投資だという認識が必要だと、子供や子育て支援に目が向けられるのはありがたいと、でも、親の負担は実際にどう減るんだろうと、パートのお母さんは、具体的な政策や肝腎の財源が見えないと戸惑っておられました。

一方では、このお母さんが言われるように、財源の問題があると、際限なく予算が膨張すれば、結果的に未来の子供にしわ寄せが行き本末転倒だと。

そこで、本町では限られた予算をどのような方法で子供たちに手当てすべきか、町長にお尋ねをいたします。

#### ○町長（上野 俊市君）

私も、先日実施いたしました令和5年度の当初予算の編成方針説明会の中におきましても、職員には未来への投資と選択と集中を掲げ、限られた財源の中で今何をなすべきかというのを真剣に考えてもらいたいと言ったところでございます。

子育てにつきましては、就職したら終わりという区切りのあるものではございません。親にとって、子供はずっと子であり、また、未来の子供たちの負担をなくすためにも、限りある財源どう効果的に活用していくかということが重要かと思っているところでございます。

子育て支援につきましては、経済的な支援だけすればいいというわけではないと考えております。保護者が安心して子育てができる環境を整えていくことが、最も重要かと思っております。

昨日の上野議員からの御質問にもありましたが、母親への助成ということも、一つの方法であろうかと思っているところでございますけれども、やはり議員の質問の中にもありましたように、子供の成長過程の節目節目に応じた経済的な支援、切れ目のない支援というのが必要ではなからうかと考えているところでありまして、これにつきましても検討するよう指示を出しているところでございます。

今後におきましても、経済的な支援と、安心して子の出産を迎えられる相談支援など、切れ目ない取組をしていきたいと考えているところでございます。

**○森山 大議員**

ただいま町長から、5年度の当初予算として、子供の支援はしていると、検討をこれからしていきたいというような答弁でございました。

次に、質問ですが、児童手当や育休給付の拡充、出産費無償化など手厚い内容ですが、実効性は未知数だと、応急的な給付では根本的な解決策にはならないと、子供が育つまでの長い期間をどう支えるのか、長期的な展望を示してほしいと求めているが、このことについて町長の考えをお伺いいたします。

**○町長（上野 俊市君）**

確かに国の施策につきましては、児童手当等、子育て世帯には手厚い内容となっているところであります。

長期的な展望ということでございますけれども、目まぐるしく変化していくこの社会情勢の中で、なかなか支援の長期的な展望は難しいところではございます。

子供が巣立つまでの長い間、保護者の悩みもその時々で様々であろうかと考えております。その様々な悩み近くで寄り添い、また、そのときに必要な支援に結びつけていくことが、我々行政に課せられた役割だと、課題だと考えているところであります。

今後におきましても、子育て世代の声を聴きながら、町の宝である子供たちを大切に、保護者とともに育てていく、支援をしていきたいと考えているところであります。

また、子供を安心して育てていくこと、これ、社会全体でやっぱり支えていくという取組も必要だろうと考えているところでございます。

さきに述べましたように、子供の成長過程に応じたような支援というのが必要でなかろうかと、改めて考えているところであります。

**○森山 大議員**

ただいま町長から、回答、答弁を頂きました。山積する課題の解決には、当事者である子供の意見が欠かせないと、不安に耳を傾け、誠実に寄り添うことが、子供たちのよりよい未来を信じる力につながるはずだと、応急的な手当てでは解決策にはならないと、子供が育つまでの長い期間等をどう支えるか、財源を含めて大人たちの責任で乗り越えていっていただきたいと強く要請をいたします。

1問目はこれで終わりますが、2問目に、教育長から回答を頂きました。

そこで質問でございますが、食欲が落ちていないか、口数が少なくなっていないか、家族はもちろん地域や学校で子供たちの「助けて」という心の声をキャッチしたい。そういったときに、児童生徒がSOSを出しやすくするためにはどうすればいいのか、教育長、教えていただきたい。

**○教育長（原園 修二君）**

SOSの出し方についての御質問でございますが、即答するのは大変難しい問題であるというふうに思っております。

SOSのサインを出すこと自体が非常に難しいことでもありまして、特にあまり自己主張しない子供たち、児童生徒にとってはSOSを出すということは、大変ハードルの高い行為であるというふうに思っています。

何とかしてSOSを出させたいわけですが、出させることについては、やはりもう教師、ありきたりな言い方になるかもしれませんが、教師のほうで年間を通して子供とのコミュニケーションをしっかりとって、そういったことを、コミュニケーションを取ることを大事にして、言い出

しやすい雰囲気をつくると、そういうことに、雰囲気づくりに努めるということが大切だと思います。学校でもそういう努力をしているところです。

また、大人が、勇気を出して言うてみようというふう呼びかけるというようなことも大事なことでありまして、取りわけ、先ほど御指摘ありましたけれども、長期の休み明けは特に注意が必要だということで、文部科学大臣も、ここ数年のことですけれども、毎年3月と8月、春休み明けと夏休み明けの前の時期に、全国の小中高校生及び保護者に対して、不安や悩みがあったら話してみようと、そういうメッセージを出しております。プリントして、学校にも配布をしているというところでもあります。

そのほか、学校では、家庭との連絡を密にするなどしておりますが、教師からの積極的な声かけやアンケートの実施など通して、学校で児童生徒の小さな変化も見逃さないような努力をしておりますが、こうすればSOSが出せるようになりますよというような方法はなかなか見出だせないというのが実際の状況であります。要はちょっとした表情やしぐさから、子供が何か不安を抱えているな、SOSを出しているなど、そういうことをキャッチする教師の目といいますか、それが一層重要だというふうに思います。

そういうことから、今この時間、この時期、瞬間でもSOSを発信している児童生徒がいるのではないかと、そういう危機感を持って、教職員全員で危機感を共有して、年間を通して地道に丁寧に児童生徒に向き合っていく、そういった努力を積み重ねていくということがやはり大事だというふうに思っております。

#### ○森山 大議員

3月、8月に、小中高校生に話があったら欲しいと呼びかけていると、まず学校側は、丁寧に向き合える環境を築かなければならないということでございます。判りました。

次に、質問をいたします。鹿児島県教育委員会は、昨年4月からスクールカウンセラーを増員し、公立小中学校への派遣回数を大幅に増やしたということですが、鹿児島県では、スクールカウンセラーは何名か、また、さつま町でスクールカウンセラーは何名なのか、またこの増員した経緯は何なのか、お尋ねをいたします。

#### ○学校教育課長（岩脇 勝広君）

では今、スクールカウンセラーに関するお尋ねでございますけれども、スクールカウンセラーにつきましては、不登校やいじめなど、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るために、国の事業としまして、平成7年度から全国の各学校に配置され始めました。

スクールカウンセラーの主な役割は、児童生徒や教職員に対する相談、また、各学校での校内研修等の講師として派遣されているところでございます。

令和4年8月現在、鹿児島県では専門的な知識を持ちました97名のスクールカウンセラーが、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校も合わせまして、合計714校に派遣されているところでございます。

本町には、現在、2名のスクールカウンセラーが県から派遣されておりまして、中学校のほうに年間23回、各小学校に年間3回から4回程度の計48回訪問しまして、児童生徒や保護者等からの相談対応、また教職員への指導助言、さらに家庭教育学級で保護者に対して講話等を行っているところでございます。

スクールカウンセラーにつきましては、児童生徒への心理的な支援を行ったり、各学校のニーズに応じて、より柔軟に対応したりできるようにするため増員が図られたと考えているところでございますが、現在、児童生徒の悩みは非常に多様化してきておりまして、スクールカウンセラーだけでは十分な対応ができないものと考えているところでございます。

そこで、本町におきましては、不登校やいじめ、非行、児童虐待など、生徒指導上の問題等へ対応するためのスクールソーシャルワーカー、通称S S Wと申しますけれども、この方々を宮之城中学校と盈進小学校を拠点校といたしまして、1名ずつ配置しているところでございます。

このスクールソーシャルワーカーの活用によりまして、児童生徒だけでなく、保護者等に対する支援・相談や、子ども支援課等の各関係機関をつなぐ役割を担っているところでございます。

また、なかなか教室に入れないう児童生徒や悩みを抱える児童生徒、保護者へのカウンセリング等を行うための教育相談員を宮之城中学校内のふれあい教室に1名配置しているところでございます。本年度からは小学校においてもきめ細やかな支援を行うため、中学校に在籍するこの教育相談員を各小学校にも年間3回派遣していることで、相談業務の充実だけではなく小中間における情報の共有化も図られつつあるところであります。

今後もこれらの相談支援体制を生かし、丁寧な支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

### ○森山 大議員

ただいまスクールソーシャルワーカーのいろいろなことで答弁をいただきましたが、専門的な知識をもとに子供の本音を引き出すことが期待されるということでございます。

それで、県内でのスクールカウンセラーは714校におき97名で本町は2名だと。そしたら2名で私は足りないのではないかと思います、今、質問をしようと思いましたがけれども、この3番目の質問にスクールカウンセラーは、学校内で子供や保護者などの心のケアや支援を行う人で、教員とともに子供や保護者をサポートする人ですと。これだけの不登校や自殺者が出てくる状況であれば、やはり中学校同様、小学校や高等学校にもできる限り配置することが望ましいと、私はそういうふうに思いました。しかし、ただいま学校教育課長のお話では、不登校等に対する関係で、スクールソーシャルワーカーを中学校と盈進小学校に1名ずつ置いておられるということは、非常に私はいいことではないかというふうに思いました。

ただ、本町で2名ということをおっしゃったんですが、やはり中学校同様、小学校や高等学校にもできるだけ配置をするということは考えておるんですけれども、こういったあと1名や2名、やっぱりこういったソーシャルワーカー等、あるいはスクールカウンセラーという方々をもう少し私は増やしてほしいというふうに思うんですけど、しかし、限られた予算でもあることです。何かできないのかということで、教育長に頑張っていていただけませんかという質問で3問目にしたんですけれども、これを通告してなかったんですけども、この点について教育長は何かありましたらお答えをいただきたいと思っております。よろしいですか。

### ○教育長（原園 修二君）

ただいま増員ということでありましたが、今、議員のほうからもありましたとおり、これは町費で雇用しているものでありまして、やはり各学校に手厚く行けるように回数を多くしたり、あるいはその要請があるところに多く行ったりとか、それで言葉は悪いですけど、やりくりをしているというのが今の状況であります。

その中で、問題になるようなものについてはその都度、その都度、協議をしております、委員会でも情報が入ってきますし、そういったところで校長先生方とも話をしながら対応していると、増やしていただくことには非常にありがたいことでもありますが、またそういったことも実現できたらいいなあというふうに思っております。

本町の場合は、相談はこういったものと、それからあと特別支援教育のほうにも相談員を、指導員を町で雇用しております、これ19名の方をお願いしているわけです。いろんな形でその正規の通常のその教育活動の外側と言いますか、周りから支援をしていただくような体制という

のは非常に興味を持っていただいておりますし、積極的に支援というのは町の方針でもありますので、それに従ってこうやっていただいているということでもあります。

#### ○森山 大議員

ただいま教育長が答弁をされましたように、やはりこのことは非常に大事なことですので私のほうとしてはしっかりと要請をしておきます。

次に質問ですが、2018年9月、2学期の始業式の日には宿題を忘れて担任から指導を受けた鹿児島市の中学3年生が、その後、自殺をしたと。市教委が設置した第三者調査委員会は昨年6月にまとめた最終報告書は、元担任の大声での叱責が引き金になったということですが、ここで指導する側としての教員の大声ではなくて、ほかに何か言葉としてなかったのか。教育長としての助言は、お尋ねをいたします。

#### ○教育長（原園 修二君）

ただいま議員が触れられました、これは4年前のことなのですが、中学3年生が自殺、2学期の始業式の日には宿題が済んでなかったということで指導を受けて、それで帰ってそのまま自殺をしたという事件でありました。私も大変、大きな興味を持ってこれ事件を見ておまして、経緯もずっとこう見ているところでもあります。そして、あの事件以後は、2学期が始まる前の校長会、校長研修会、それから教頭研修会、本町のですね、必ず取り上げて指導している、そういった事例でもあります。これは、宿題をしてなかったということで強く指導を受けて、取りに帰ってこいというようなことで指導されているんですね。家に忘れてきたというようなことを言って、それを取りに帰って、しかしそのままもう自殺をしたということでありました。

こういった始業式の日には、夏休みの宿題を家に取りに帰らせると、そういった指導というものは、かつては多くの学校でも実際、行われてたように思います。ただ、その当時、何でもないように感じていた指導というものが痛ましい結果につながったわけで、先ほども述べましたけれども、かつての指導方法が今は通用しないということを経験に銘じてほしいということをお伝えたいがために、校長研修会、教頭研修会で毎年、この事例を出して指導しているところであります。

調査委員会の報告書は私も読んでみましたが、この生徒は普段は非常に口数が少なく、物静かで、自分から自己主張する、意見を言ったりするというタイプの生徒ではなかったというふうに書かれております。割と物静か、おとなしい感じの印象を与える子供、生徒だったと思うんですが、指導した担任は当然、このことを知っていたはずですので、知っていたはずだと思うんですね。母親も手のかからない、育てやすい子供だったというようなことを言うておられるようです。こういう子供に大声で叱責をしたり、何か問い詰めたりするようなそういった指導というものは教育的な指導とはなかなか言えないといえますか、指導の効果というのはなかなか上がらないだろうというふうに思います。宿題を出してなくて家に忘れてきましたというような生徒、いるわけですが、大概は宿題、済んでない場合が多い訳ですね。そういうことを前提にして考えると、そういった生徒にはなぜ宿題をしてこなかったのか理由をちゃんと聞いて、今から毎日、2学期始まるけど放課後1時間ずつ毎日残って、ちょっとずつやっつけていこうと、そういうようなことで計画を子供と約束をして計画を立てさせるとか、何月何日までは絶対出せるように頑張ろうねというようなことで、頑張りますというようなこと、子供にも言わせたりしながら、そういう寄り添うようになって言いますか、カウンセリング的と言いますか、そういったような指導というものが必要じゃないかなと思います。このケースの場合は宿題取りに帰らされたのは6人いたようです。そのうちの一人なんですね。宿題が終わってない背景は、一人一人異なっていますので、大切なことは子供一人一人に合った指導するということが大事だと思います。画一的な指導というのがこのケースの場合、非常に適切ではなかったのかなと、適切なやり方ではなかったと

いうふうに感じて、外野からですけれども、感じているところです。

今後こうした痛ましい事件が起こらないようにするために、校則をはじめとするような学校内のルールの見直しの在り方の見直し、今、宮之城中学校が進めておりますけれども、児童生徒の心をしっかりと受け止めるとともに、一人一人が状況をしっかりと見極めて、一人一人子供の状況をしっかりと見極めながら、注意深く観察をして、それに合わせた指導していくような姿勢をしっかりと持つということがやっぱり必要だろうというふうに思っております。

#### ○森山 大議員

ただいま教育長からいろんな答弁をいただきました。そういったものをしっかりと心に留めて、また指導していただきたいというふうに思っているところでございます。この自殺をされたお母さんはこう言っておられました。指導する側は相手を責めるのではなく、まずしっかりと話を聞いてほしいと。怠けている、努力が足りないなどの決めつけは子供たちを追い込んでしまうという話をされておられました。

次に、質問でございます。教員がいつも忙しそうにしていれば、子供たちは相談をしにくいだろうと。教員の働き方改革を一層進め、変化を察知できる環境を作る必要があると。学校に行けない子供の学習支援を考えるべきであると。オンラインの環境は家庭によってばらつきがあらうと、誰でも等しく自宅で授業が受けられるように整備するにはどうすればいいのか、教育長、考えを伺いたい。

#### ○教育長（原園 修二君）

教師が子供の小さな変化を察知できるような環境を作ると。そのためにも働き方改革が必要であるというようなことを、そういった議員のご指摘には大いに賛同するものであります。教師に時間的なゆとりが生まれて、子供と顔を見合わせながら言葉を交わせるような時間を生み出すこと。そうしたゆとりの中で大した用事がなくてもコミュニケーションを交わせるような、そういったような教師と子供の信頼関係と、そうすることでそういった信頼関係というのは築いていけるものだろうと思っております。やはりコミュニケーション、十分取るということが必要だと思います。ですから、学校のほうでは意識的に、計画的にと言いますか、子供と向き合う時間を作り出す工夫、そういったものをするよう、こういったことも学校を指導してまいりたいというふうに思ってます。

また、学校に行けない子供の学習支援についてお尋ねがありましたが、誰でも等しく自宅で授業を受けられると、そういった環境を作るとした場合、今、タブレットは非常に有効な道具と言いますか、というふうに考えております。御承知のとおり、昨年度、児童生徒に1人1台のタブレット端末を整備していただきました。今年度は教師一人一人もタブレットを整備していただいたところであります。おかげさまで、コロナウイルスによる学級閉鎖などの期間はタブレットを使ったリモート授業を実施することができました。

ただ、急に欠席した児童生徒が出ると、急に欠席をするような場合には、まだ十分に対応し切れない場合もありますが、しかし、今後は教師が機器の操作やタブレットの指導に習熟をしていきますし、子供たちも自宅でのリモート授業に慣れていきますし、いろんな面ではその環境がさらに整備をされていくというふうに思っています。

また、不登校傾向の児童生徒がリモート授業を受けることができるように、現在、町の適応指導教室、さつまルーム、文化センターにあります。でもポケットWi-Fiを貸し出したり、インターネット環境が整っていない家庭にはモバイルルーター貸し出して、それが可能になるような、そういったものを貸し出したりして、学習機会の確保というものには努めているところであります。

## ○森山 大議員

教育長から回答をいただきまして、コミュニケーションをしっかりと取って、タブレットでやっているというようなことを今、述べられました。

最後の質問でございますが、自殺につながりかねない、いじめへの目配りが大事なのは言うまでもないと。個々の経験や感覚に頼る判断は危うく、兆候を察知したら複数で検討することも必要だと。先生にも親にも心を開けない子供はどうしたらいいか、教育長、教えていただきたい。

## ○教育長（原園 修二君）

先生にも、親にも心を開かない子供の存在というものが、新聞・テレビ等で取り上げられることがあります。現在、さつま町においてはそういう事例は把握していないところであります。仮に学校でそういう事例があったとした場合は、担任の先生が一番の窓口といえますか、一番担任の先生が接する機会が多いわけですが、学校には担任の先生のほかにも、例えば年配の先生や若手の先生がいたり、それから親しみやすい先生がいたり、それから運動が得意な先生、歌が上手い先生と、いろいろな個性を持った先生がいます。そういった職員がいるわけですから、その子供の波長に合うと言いますか、そういう先生はたくさん職員がいれば必ず何人かそういった先生がいると思います。ですから、その子供にとって話をしやすい先生って必ずいるというふうに思っているわけでありまして、学校では担任の先生だけではなくて、できるだけそういった先生も一緒になって、おっしゃったように複数で子供に接するように、そういったように努めているところであります。

さらに先ほど出ましたけど、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーですね、それから教育相談員なども加えて、複数でチームを組んで、子供についての情報交換を通しながら指導の在り方、対応の仕方というものを検討しながら進めていくということが望ましいと思います。

教育委員会でも文部科学省が出している資料等を使って研修を深め、子供への声のかけ方とか接し方など、カウンセリングの技能・技術、そういったものを教師自身が力を高められるように、学校を指導してまいりたいと。研修を一生懸命やってほしいということで研修の質も上げるように指導してまいりたいというふうに思っています。

それから、親にも心を開けない子供についてですが、親にも心を開けない子供については学校が介入できることには自ずと限界があるようなふうに感じております。福祉関係の機関との連携など図ることで、解決の糸口を見出せたらなと思っています。現在、子供を取り巻く様々な課題を解決するために学校の教員だけではなくて学校外の関係者や専門家を含めた、例えば子ども支援課、先ほどもありましたが子ども支援課など、町の福祉部門の職員とかや民生委員、それから警察、それから社会福祉関係の人やお医者さん、そういったいろんな方を含めたケース会議というものを組織できるようになっておりますので、事実、いろんなケースによってこのケース会議を開催しているわけですが、このケース会議を開催するというのも一つの有効な方法になるのではないかなというふうに思っています。

そのほか、寄り添いホットラインとか、いのちの電話とか、チャイルドラインといった行政の相談窓口などもありますので、そういったものやパンフレットなどを紹介するなどして学校では様々な手立てを取っていますが、なかなか成果につながらないという場合もあります。それでもいつか子供が心を開いてくれるだろうと、いつか開いてくるだろうっていうことを信じながら学校や親、関係機関が連携しながら今のところ粘り強く取り組みを進めているという状況であります。教育委員会としましても、そういった学校の取り組みを今後も積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

## ○森山 大議員

ただいま教育長から強い要請というか、結果を教えてくださいました。さつま町では今のところはこういうことがないということで、私はよかったというふうに思いますけれども、またチームを作って対処していきたいということのようでございますので、それでぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

来年、令和5年度からさつま町の合庁の一室に児童相談所が開設されるということでございます。非常にありがたいことで、これまでは鹿児島県の中央児童相談所や川内の児童相談所に行っていたものが、本庁で相談ができるということは大変喜ばしいことであると、私は思っております。学校での行動や家庭環境に問題のあった中学生の事象では、連絡を受けた相談員がすぐに生徒と面談、担任や保護者と情報交換をするということで、子や保護者にとって身近になり、児相との連携も取りやすくなったというようなことだというふうに考えているところでございます。

また、不安に耳を傾け、誠実に寄り添うことが、子供たちのよりよい未来を信じる力につながるはずだと私は思っております。先生方も忙しい中にも優しく子供たちに接していただきたいと思ひまして、これで、私の一般質問を終わります。

## ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、森山大議員の質問を終わります。

次は、6番、上別府ユキ議員に発言を許します。

〔上別府 ユキ議員登壇〕

## ○上別府ユキ議員

皆さん、こんにちは。昨日、私はこの会に出席するためにラジオをつけてきたんですけども、その中でアナウンサーが適切なマスクの着脱をしましょうとおっしゃいましたので、ここにスクリーンもありますので、今日はマスクを取らせていただいて質問しようかと思ひます。

まず最初に、婦人科検診受診率の向上についてということで質問させていただきます。

女性特有の乳がん、子宮がんの発症数は年々増え続けています。乳がんの罹患数は2021年で9万4,400人、がんの中で最も多くなっており、今や9人に1人が乳がんになる時代です。その死亡数も2021年で1万4,908人になっています。また、子宮がんの中で、子宮がんと診断された患者数は1万1,000人、その死亡数は4,000人になっており、20歳から30歳代の若い女性の罹患が多くなっています。

皆さんもご存じのように、子宮頸がんはワクチンが開発され、予防できるがんになりました。乳がんも、子宮頸がんも働き盛り、子育て世代の比較的若い世代がかかるがんです。ですが、早期発見で治るがんです。早期で発見できれば、とても高い確率で命を救うことができる病気です。若いうちから、きちんと検査を受けていくことがとても大事です。産み育てる女性の健康を重視し、女性特有の乳がん・子宮がんなどを早期発見するため、婦人科検診の受診率向上に向けてどのように取り組んでおられるか、質問します。

その1、ワンコイン検診・節目検診・土曜日検診など、検診の機会を増やして様々な対策を図り、3年計画で事業を進めておられるが、その手応えはどうであるか。

2、令和2年、男女共同参画第5次基本計画の中で、乳がん・子宮がんなどの婦人科検診を受診しやすい環境整備をうたっているが、さつま町役場女性職員の婦人科検診の受診状況は把握できているかを問います。

次に、2番目、学校樹木の管理についてです。

今年8月に曾於市立の小学校でイチョウの大木の枝が折れて落下し、校長が下敷きになり死亡した事故を受け、学校では樹木管理の安全点検が行われたと思ひますが、その結果について質問

します。

1、9月から10月にかけて、町などで行った安全対策はどのようなものか。

2、11月に樹木専門医がそれぞれの学校で診察を行ったと思うが、その結果を受け、今後行っていく安全対策はどのような計画であるか。

1回目の質問を終わります。

〔上別府ユキ議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

### ○町長（上野 俊市君）

上別府ユキ議員からの御質問の婦人科検診受診率向上について、回答させていただきます。

まず、1点目のワンコイン検診などのこの手応えはどうかというような御質問でございます。

女性特有のがん検診につきましては、5月及び9月におきまして、待ち時間の短縮を図るため、完全予約制による検診体制を取っているところであります。

また、宮之城保健センター、鶴田保健センターと薩摩農村環境改善センターを巡回いたしまして、7日間のうち、土曜日は2日間、日曜日は1日間実施いたしておきまして、受診しやすい環境づくりに努めているところであります。

また、これまで予約なしで受診率可能な子宮頸がん検診を11月に3日間実施しておりましたが、この機会に乳がん検診や骨粗鬆症検診を同時に受診できるように、本年度新たに追加をいたしたところでございます。

乳がん検診や子宮がん検診につきましては、女性にとりまして、精神的にも肉体的にも抵抗があると感じていらっしゃる方も多いと言われておりますので、少しでも安心して受診いただけるように、女性スタッフによる対応を検診機関に働きかけているところであります。

また、検診の待ち時間に、動画やパンフレット等を御覧いただくなどしながら、丁寧な案内にも努めているところであります。

また、議員の質問にもありましたとおり、これらのがん検診に限らず、これまでの肺がん・大腸がんのワンコイン検診に加えまして、胃がんや前立腺がんにおきましても、本年度からワンコインの一律500円で実施しているところであります。

手応えといたしましては、受診者数につきましては、令和3年度と比較しますと、子宮がん検診は971名に対しまして、令和4年度は1,018名と47名の増となっているところでございます。

また、乳がん検診につきましては、令和3年度が787名に対しまして、令和4年度が979名ということで192名の増となったところでございます。

この受診者を年代別で比較しますと、これまで受診率が低かった若い年代の方々のうち、子宮頸がん検診、乳がん検診共に40代の方々が特に増えているところであります。主に、仕事や子育てで忙しく、教育費等にお金がかかる年代ではなかろうかと考えているところでございます。

そのような女性の方々にとりまして、同時に受診できる機会にそれぞれワンコインで受診できることが受診しやすい環境になり、受診率の増加につながったのではなかろうかと考えているところであります。

これらを考えますと、乳がんと子宮頸がんのセット検診の機会の増加による効果や、ワンコインがん検診の効果は出てきているものと私は考えているところであります。

この受診状況の検証をしっかりと行いながら、今後の検診の在り方につきまして、引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の町役場女性職員の受診状況の把握の件でございます。

毎年、年度末に町民の皆様へ実施しております「各種健診の意向調査」におきまして、乳がん・子宮がん検診について回答された方のうち、約4割の方々が「他の受診機会あり」と回答されているところであります。

そのうち、「通院中・病院で受診する」と回答された方が50%から60%で最も多く、次に「職場で受ける」と回答された方が約30%、「人間ドックで受診する」と回答された方が約15%となっているところであります。

このように、町が実施する検診以外の機会を受診された方々の受診状況につきましては、町で把握することは難しい状況下にあります。

また、職員が人間ドックを受診している状況については把握はいたしておりますけれども、詳細な受診項目を全て把握することは難しい状況下にあります。また、町が実施する検診におきましても、職員を区別し、受診状況を把握することは個人情報保護の観点におきましても、なかなか難しい状況下にあるところであります。

しかしながら、さつま町職員の職務に専念する義務の特例という条例がございます。これに基づきまして、検診を受けるために欠勤、遅参または早退し受診することや、人間ドックを受診する場合におきましてオプションを受けた場合には、市町村共済組合の助成を受けることが可能であることなど、職員における乳がん・子宮がんなどの婦人科検診を受診しやすい環境整備を行っているところであります。

町の検診に限らず、それぞれの方が受診しやすい機会に受診していただくことが大切ではなからうかと考えているところであります。

そのようなことから、町としましても、一人でも多くの方がこれをしっかりと受診していただけるよう検討し、受診しやすい環境づくりにさらに努めていきたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

#### ○教育長（原園 修二君）

次に、学校の樹木の管理についての質問であります。

初めに、1点目の9月から10月にかけて、町などで行った安全対策はどのようなものかについて、回答させていただきます。

8月9日に曾於市の高岡小学校において、校庭のイチョウの大木の枝が折れて、木の下で作業をしていた校長先生が下敷きになり死亡するという痛ましい事故が発生しました。

この報道を受けて、さつま町教育委員会では、同様の事故の防止と学校環境の安全確保に万全を期すため、8月のうちに倒伏や落ちた枝等により重大な事故につながるおそれがある樹木がなにか、学校へ点検を指示するとともに、教育委員会職員も臨時の学校訪問を実施して確認を行ったところであります。

点検の結果、危険と判断された樹木については、作業班による伐採が行われたところであります。

次に、2点目の11月に樹木専門医がそれぞれの学校で診察を行ったと思うが、その結果を受け、今後行っていく安全対策はどのような計画であるかについてであります。

高齢化・大木化が進行し、重大な事故等の発生リスクが高い樹木については、専門家による点検が必要であることから、11月に樹木医による点検を全小中学校を対象に行っております。

点検は、樹木の病気や枯れの状況及び倒伏等の危険度判定が行われ、今月報告いただくことになっております。危険度が高いと判定された樹木については、伐採及び剪定作業を本年度から順

次進めてまいります。

また、学校では毎月、学校安全点検を実施しておりまして、点検の結果とその対応について、教育委員会にも報告を頂いております。

今後も、児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、引き続き学校と連携をしながら、学校環境の安全確保に取り組むとともに、定期的に専門家による樹木の点検を継続して実施してまいります。

[教育長 原園 修二君降壇]

#### ○上別府ユキ議員

御答弁いただきました。全国的には「婦人科検診」の名称を使っていますが、さつま町では「女性検診」と早い時期から改めて、未婚の女性にも主眼を置き取り組んでいるところは大変よいことだなあと思っているところです。

質問ですが、ワンコイン検診についてももう少し説明をしてほしいのですが、500円で受けられる検診と理解していますが、特に女性検診は高額な費用がかかる検診なので、受診者が増えれば増えるだけ予算も膨らむと思われませんが、その点についてはどのようになっていますでしょうか。

#### ○町長（上野 俊市君）

今年度から、このワンコイン検診ということで、一律500円でこれを進めているわけがございます。

これまでがそれぞれの検診に応じて費用が違ったわけですが、より受診しやすいようにということで、このワンコインで済む形で今、取組を進めているところであります。

必要なことは、この一定程度の費用負担はかかりますけれども、やはりこれを早期発見につなげて医療費を抑えていくということになれば、これがまたその医療費の関係等について抑えられていくことにつながりますので、それはもうしっかりとこれは確保できるんじゃないかなろうかと私は考えているところであります。

大事なことは、やはりこの検診結果に基づくあとのアフターケア、フォローです。ここをしっかりとやっぱりやっていくことで、この早期発見をしながら医療費を抑えていくと、私はこれにつながっていくものと考えているところであります、この取組を始めたところであります。

#### ○上別府ユキ議員

はい、判りました。

それで質問ですが、令和2年度のがん検診受診率表がここにあるんですけれども、鹿児島県が発行しております。その中で大腸がん・肺がんの受診率は県平均よりも上回っていますけれども、胃がん・子宮がん・乳がんは県平均を下回っています。しかし、検診受診により、がんをはじめとした疾病の発見や治療につながっている精密検査受診率は、どれも許容値を全て達成しているというすばらしいことになっているようです。

だから、なおさら最初の受診率を上げることは意味があると思われませんが、いかがですか、課長。

#### ○保健福祉課長（甫立 光治君）

ただいまの御質問についてでございますが、がん検診受診率等は、先ほど議員が言われたとおり、県平均を上回っている状況にあります。

私どもとしまして、先ほどから町長が申し上げますとおり、検診の機会を増やして、このようにワンコイン検診等を受診していただいて、その後に出てきました結果に基づいて早期発見・早期治療につながるような相談、あと訪問等による受診勧奨等をしていただいて、そういう形で

少しでも医療費の抑制につながるような活動につなげていけるようにやっていきたいと思っております。

以上です。

#### ○上別府ユキ議員

はい、判りました。それでは、このワンコイン検診の最初の予算が足りなくて、ぜひ補正が組めるぐらいの受診率が向上することを望みたいと思います。

次の質問ですが、私はいろんな女性の方にいろいろ話を聞いてみました、この受診についての。

「受ける時間がないから」とか「あまり自分ががんになるとは思わないから、まあ、いいかと思っています」と、「勤務時間に受診できたらいいなあ」という意見もありました。「男性医師だったら嫌だあ」という声も聞きました。「婦人科の定期健診をもっと気軽に受けられる制度があればいいのに」という意見、それから「生理休暇が当たり前が取れるようになるといいなあ」という意見もありました。「性別に関係なく、女性特有の問題を正しく学べるところが欲しい」という意見もありました。

そのような意見を聞いて思ったんですけども、そういう意見の中で、やっぱりそういう思いを持っている人たちの背中を一步押せるような一言というのが大事なかなあと思っているところです。

そのような意味で、課長のほうに何か考えられるところはありますでしょうか。

#### ○保健福祉課長（甫立 光治君）

上別府ユキ議員のただいまの質問についてでございますが、生理休暇等とか気兼ねなく取れたらいいとか、女性健診等を気軽に受けられる制度が欲しいというようなお話を聞かれて、このような質問をされているのだと思います。

役場の関係では生理休暇等も実際に取得される方等もいらっしゃいましたし、私自身もそういうのは聞かされておりますので、そういった方々はいらっしゃると思います。ただ、ほかの職場ではそういう制度自体がないかもしれないので、なかなか言いつらい環境があるのかもしれないとは思っています。

また、担当された医師が男性だったら嫌だなあとかいうのは、先ほども町長の答弁の中にありましたとおり、女性検診に携わる方については極力、女性を配置していただくようお願いをしておりますので、そこら辺については解消されているというか、女性の方々に極力配置をいただいていると考えております。

また、生理休暇等とか、こういったことに関しては、性教育等も関係をしてくると思っております。小学校のほうでも「いのちを育む教育」等をされておったり、また最近では「フェムテック」といって、女性特有の病気に対していろいろな製品の開発とかがあると思います。そういったのも含めて、町長の言う「産み育てる安心して暮らせるまちづくり」につながっていくのではないかなあと思っているところです。

以上です。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね10時50分とします。

---

休憩 午前10時36分

---

再開 午前10時50分

---

## ○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

## ○上別府ユキ議員

婦人科検診受診率向上についての2番目の質問については、町長のほうから丁寧な答弁をしていただきました。

自分の健康が第一優先なんですけれども、日々の忙しさに追われ、目の前のことをまず片付けていかなければならないという忙しさに追われる女性たちが、気軽な感覚で受けられる女性のヘルスケアの一環として捉えることができれば、この婦人科検診というのも身近になっていくんじゃないかと思うので、本当に地道な取組だとは思いますが、町長も担当課長もおっしゃったとおり、行く行くはこれが大きな医療費の削減につながっていくと思われま。

そういうのも考えまして、女性職員の検診については、ある意味、今まではオプションだからとか、個人情報だからという部分で踏み込んでいけなかった部分もあろうかとは思いますが、科学技術の進化でいろんな意味でフェムテックというのがよく聞かれるようになりました。

個人の問題、個人の悩みは社会の問題と言われるような時代ですので、ぜひ職場環境改善の一つ、また福利厚生の一環として、女性の健康課題の解決ということで、この町の女性職員の受診率の向上に向けて、どういう状況であるかというのは把握していただけるように検討していただくことを要請とさせていただきたいと思えます。

地道な取組ではあるということを行いましたけれども、今この国の制度である婦人科検診を、現在は一般的な健康診断には位置づけていないところですが、ぜひ制度を、こういう国の制度を変えていただきたい。末端から、現場の当事者からの声として積み上げていくことが大事なんじゃないかと思うので、あえて一般質問でさせていただきました。一般健康診断の項目に加えていただきたいという、そういう国への要請も含めて、この項目を質問させていただきました。

この質問については、これで終わりたいと思えます。

次に、学校の樹木の管理についてですが、先ほど教育長のほうから、さつま町においては、この事故を受けて8月からいち早く着手したという報告を受け、大変心強く感じました。

そこで質問ですが、巨木あるいは大きい木、大木、背の高い木、高木などの安全対策は、専門業者の作業になると思いますが、それがどれぐらいの予算になるのか試算されたと思うんですが、それはどのように進められるつもりでしょうか。

## ○教育総務課長（大平 誠君）

それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

11月に専門の樹木医をお願いをしまして、小学校8校、中学校1校、全校の樹木、大木につきまして調査をさせていただきました。

詳しい結果につきましては今月報告ということになりましたけれども、概要につきましては、速報値として樹木医の方にお聞きをしております。

全小中学校で樹木の管理をしなければいけないというのが88本ございました。そのうち樹木の撤去というのが8本ございます。それから枯れ枝の除去、2本、枯れ枝撤去、1本という形で、まだ概要でございまして、危険な3段階のランクづけで、今申し上げましたのが一番高い3という数字の内訳になります。

今後、詳しい報告を頂いて、そしてまた現地調査をして、それからまた業者による見積りということで進めていきたいというふうに考えておりますので、今後そういった予算の確保なり、既存の予算を活用して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○上別府ユキ議員

そのような樹木はその学校のシンボルツリーであったりとか、記念樹であったりとか、子供たちや地域の町民にとって心のよりどころになっていたりする樹木であったりすると思われます。危険だからといって、すぐには手を入れることができないのではないかと思います、その点についてはどのように進めていけますか。

○教育総務課長（大平 誠君）

学校の樹木につきましては、ほとんどがそういったシンボルツリー、卒業生の記念樹だというふうに理解しております。

そういった中で、子供たちあるいは先生方の安全を守るという観点から、学校それから卒業生、関係者の方々、そういった方々に丁寧に説明をさせていただきまして、やはり安全を守る観点から撤去をする、あるいは伐採をする、あるいは剪定をする、そういったものを話をさせていただいて作業に取りかかっていたいというふうに考えております。

以上です。

○上別府ユキ議員

分かりました。危険の段階が違っていても、その順番に作業が進むというわけにはいかないとのことですね、理解しました。

次の質問ですが、先に報告のあった薩摩地区3小学校の再編計画案については、令和6年からの開校で進めるという計画でしたが、それらの小学校の中にも対象樹木はあると思われませんが、令和6年から使われなくなるからあと回しにするという考えをされないとは思いますが、ぜひ等しく扱っていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

○教育総務課長（大平 誠君）

薩摩地区3小学校の永野、求名、中津川につきましても、今回、樹木医による診断をさせていただいております。それをあと回しにするということはまずないと思いますので、危険度を判定しながら、見極めながら、そういった作業を進めていくということになります。よろしく願います。

○上別府ユキ議員

理解しました。それでは樹木専門医の経費は幾らぐらいかかりましたか。

○教育総務課長（大平 誠君）

今回初めて樹木医による診断をしていただきましたけれども18万7,000円の委託料となっております。

以上です。

○上別府ユキ議員

その予算規模であれば、町内の子供たちの安全対策として、継続的な計画で予算計上ができると思われませんが、今後継続した取組にされますでしょうか。

○教育総務課長（大平 誠君）

教育長の答弁でもございましたけれども、継続して実施していくということになります。

ただ、この樹木医の方にもお聞きしましたが、1年おきに実施することが望ましいのではないかと御助言を頂いておりますので、1年おきにこういった樹木の診断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○上別府ユキ議員

理解いたしました。

我がさつま町内の小学校で起きた痛ましい事故を教訓に、二度とそういうことが起きないようにということで、学校安全の日というのが10月1日に設定されています。

ぜひ未来を担う子供たちに、安全で安心できる教育環境をつくっていただくということも含めまして、その子供たちを見守ってくださる教職員の方や、そこに集う地域の人々の安全、安心もぜひ守っていただきたいと思います。

最後になるかと思いますが、町内の公共施設の樹木の安全対策も十分に行っていただくことを要請して、この質問を終わりたいと思います。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、上別府ユキ議員の質問を終わります。

次は、5番、中村慎一議員に発言を許します。

[中村 慎一議員登壇]

#### ○中村 慎一議員

それでは、私もマスクを外させてください。

昨年、私の一般質問におきまして町長が回答された取組につきまして、再確認をしたい項目がございます。その項目と町勢振興のための施策について質問をさせていただきたいというふうに思います。

前向きな回答を頂いた項目の中で、町長の答弁にもかかわらず、担当課のほうにおきましては、ちぐはぐな受け答えがあったりするところもありましたので、この議場で答弁されたことについて、再度ただしてみたいというふうに思っております。方向づけができたのか、考え方や方針なり定められたのか、簡潔に回答いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

まず、昨年12月議会での質問でございます。この町の地域公共交通における乗合タクシーの運行につきまして、宮之城エリアで乗換えが必要になる点について、鋭意見直しを図ると回答された件がございます。

この運行エリアの問題ですが、町民からの問合せも多いというふうに聞きます。どのような見直しを図られたか、お答えを頂きたいというふうに思います。

次に、6月議会で2025年問題におけるこの介護保険事業所や社協への支援、対策について質問をいたしました。

専門職の確保や事業者への支援の問題、そして農福連携による地域を支える支援者への支援、人材確保等、財政支援の問題、町長はこれに対しまして、この事業所の問題については受入体制には懸念があるので、事業所等との意見交換をしながら進めたい。地域福祉については、高齢者を支えるまちづくりを進めるおたすけ隊等の取組が広がるように支援する、前向きな答弁を頂いています。今季座談会資料にもそのような支援をするということが掲載をされていたようであります。

同時に中山間地域における集落協定の中で、この単独加算、これにつきましても質問をいたしました。町長は町の単独支援としての新たな加算制度は内容を研究をしたいんだという、そういう答弁でございました。

これら介護保険事業所とか社協、集落支援の取組について方向づけができたのか、それにつきまして進展があったのか、お答えを頂きたいというふうに思います。

次に、この町勢振興の一つの施策として、10月にSDGsとカーボンニュートラルの取組につきまして宣言をされております。さきの6月議会で、この抽象過ぎて具体的な説明が欲しいという質問をいたしましたが、町長はまだ計画は地固め中だと、しっかりとした計画で次につなげたいというお答えでございました。

抽象的な表現しかなくありませんので、具体的にどういう方向づけで取組をされるのか、これらの概要につきましても、やっぱり町民にしっかりとお示しをされるべきだというふうに思います。

対外的にも、この説明をしていって取組を進めていくということが大事ではないかというふうに思うんですが、さき子ども議会でも環境問題とかSDGsの問題等も提起をされております。地球規模で進められている問題ですけれども、やはりこれにつきましては、協働をしてこの賛同者と共に展開をしていくということが一番大事ではないかというふうに思っておりますが、これにつきまして御答弁を頂きたいというふうに思います。

最後に、さき子ども議会でも取り上げられておりましたが、通学路の草が伸びて歩きにくいという質問でございました。

この通学路等の主要な道路の清掃管理についてですが、やはり憂慮をされている方々は多いというふうに思います。さつま町は景観行政団体です。国、県道、町道を問わず、まちづくりの観点から、この景観とか美観とか、こういったものを生かした取組を進める考えはないかお聞きをしたいというふうに思います。

せんだって、長島町で地域の取組を聞く機会がございました。道路を中心に20年来、景観計画の下に、国・県・町道関係なく、行政と一体となった取組をしているという説明でした。

長島のほうは年に何回か行きますが、今回は改めて道路沿線をずっと見てきましたけれども、島内一周しましたけれども、感心するほどきれいに維持管理されています。気持ちよく帰ってまいりました。赤土のバレイショ畑がきれいに耕運されまして、青い海に映えます。

さつま町は平成18年12月に景観団体の認定を受けておりますが、景観計画をつくるまでには至りませんでしたけれども、これはひとつ、まちづくりの大きな指標になるというふうに思うんですけれども、町長の答弁をお願いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

〔中村 慎一議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

## ○町長（上野 俊市君）

中村慎一議員のほうからの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の乗合タクシーとの運行の関係等についてでございます。

乗合タクシーのこの運用の当初から出前講座を通しまして、住民への利用啓発を行ってまいったところございまして、その際にも御意見や御要望など頂いているところであります。そのような経緯から、鶴田地区と薩摩地区の運行エリアの見直しを行い、また令和3年7月から宮之城地区へ乗り入れができるエリアを拡大したところでございます。

しかしながら、エリアとエリアを接続する交通体系としましては、路線バス、あるいはタクシーとの接続しかないのが現状であります。エリア間のこの接続につきましては、路線バスとの接続、あるいはタクシーとの併用を想定した運用になっているところであります。

このことにつきましては、路線バスと接続時間の調整、タクシーとの併用になりますと、また運賃など、利用者にとりましては負担となっているのが現状であります。

ただいま述べました利用者のこの負担軽減策としまして、自宅からお住まいのエリアを超えた目的地まで直接乗合タクシーを走らせる方法もあろうかと思っております。仮にこの方法を運用した場合、路線バス事業者、それからタクシー事業者の利用の減少が予想されるというようなことでもあります。

このことは路線バス事業、それからバス、タクシー事業の経営を圧迫することにもなりかねないことございまして、特にこの乗合タクシーを運行していただいております町内のタクシー事

業者にとりましては影響が大きく、引いては、この乗合タクシーの運行にも影響与えかねないということを認識しているところであります。

このようなことから、当分の間は現在設定しておりますエリアと共用エリアを結ぶ運行を維持していきたいと考えておりますけれども、平成30年10月に乗合タクシーの運行を開始してから4年が経過しており、これまでの利用者ニーズや課題も出てきておりますことから、ちょうど今年度は新たな地域公共交通計画の策定に向けて準備も進めておりますので、よりよい運行の構築に向け検討していきたいと考えているところであります。

その中には、住民等によります自家用有償旅客運送、これなどについても可能性を含めて検討しているところでございます。

次に、2点目の2025年問題の関係でございます。

このことにつきましても、昨年の6月議会で御質問いただいております。

現在、第8期介護保険事業計画の中で、介護サービス事業者との協議、連絡会等を開催して、事業者の課題を把握して支援策を検討していくとの回答をいたしたところでございます。

これを受けまして、介護保険事業所の経営者と職員に対し、令和3年9月に居宅介護支援事業所と訪問介護事業所へのアンケート調査を実施した上で、11月に事業所のサービス提供責任者からの意見聴取も行ったところでございます。

その中で出された問題点としては、介護人材不足についての御意見が多く、具体的な事例として、訪問介護事業所にて訪問介護型サービスを行う際、ごみ出しや掃除等の生活援助に関する業務が多いために身体介護業務への対応が不足しているというようなことでございました。

これらの対応といたしまして、ごみ出しや掃除等の生活援助については、シルバー人材センターや社会福祉協議会の支え合いネットワーク事業等の利用や、そのほか民間事業所の活用等について提案を行ったところでございます。

そのほか地域住民による支え合い活動での対応が考えられるところでございますけれども、これらの支え合い活動については、現在実施しております町政座談会におきましても、3つの地域から意見が出されているところであります。

社会福祉協議会に委託している生活体制整備事業により、地域のボランティアグループの立ち上げ支援について、連携、強化を図りながら推進していくことといたしているところであります。

介護保険事業への支援につきましては、他の自治体におきまして、人員確保の他の処遇改善策として、資格取得等の支援、初任者研修、実務者研修、介護福祉等々の介護支援専門員等の資格取得の支援と、それから、介護業界への新規就労者への支援、就職報奨金などが行われている例がございました。

町内の事業所においてどのような対策が必要なのか、事業所等とも連携を取りながら協議を進めていきたいと思っているところであります。

町の社会福祉協議会につきましては、地域福祉を推進する上で、町の中核的団体として位置づけ、地域福祉の向上のため、高齢者、障がい者の支援が必要な方に対する各種のサービス提供や相談活動事業を実施しており、町としてもこの運営補助を行っているところであります。

今後、事業実施状況、人員の配置の適正化も含めまして、それに見合った補助となっているか精査しながら、しっかりとここについては支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

3番目の中山間地域の受ける農福連携の御質問でございます。

これにつきましても、昨年の6月議会で出されているところでございまして、この件につきましては、どのような形で町が関わっていけるか今後研究していきたいと、議員がおっしゃられた

とおりに回答いたしましたところでございます。

本町におけるこの中山間地域等直接支払制度につきましては、令和2年度より第5期の対策が始まり、93の集落協定が締結されているところであります。この中で、中山間地域の活性化に向けた取組を進めているところであります。

また、第5期のこの対策から新たな加算として3つの加算制度が制定されました。その中の1つに、農福連携やサロン活動、高齢者の見回り、送迎、買い物支援等、地域の自治機能を強化する活動に対し、協定農用地10アール当たり3,000円の加算が受けられるということで、この集落機能強化加算がメニューとして加えられたところであります。これはもう議員も御存じのとおりでございます。

ただし、この交付された加算金につきましては、活動の目標達成に向けた活動のみしか使えず、また、協定農用地面積に3,000円を乗じた交付金全てをその活動に使用する必要があるというようなことから、協定農用地の面積が広い集落協定においては、交付金を全額利用することが非常に難しいというようなことで、取り組みづらい加算制度になっているところでございます。

このようなことから、この加算金の一部を利用する制度に変更できないかということで、今、県や国に対しまして、この部分をお願いを、要望いたしているところであります。

また、通常の交付金の中におきましても、共同の取組活動において、集落の合意があればこのような農福連携等の活動にも交付金を活用することができますので、まず、この現行制度の中でどういう使い方ができるかということも御検討をいただきながら、各集落の特色を生かした取組を進めていただきたいと考えているところでございます。

次に、町政振興の取組のSDGsとゼロカーボンの宣言の関係でございます。

先ほど議員からもございましたが、9月に町の独自の宣言ということで2つの宣言を行ったところであります。SDGsにつきましては、5つの推進項目を掲げ、誰一人取り残さない持続可能な地域社会の実現と希望輝くまちの未来に向けて取組を推進することといたしているところであります。

また、カーボンニュートラルにおきましては、7つの推進施策を掲げ、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを目標に、町民の方々や事業者、団体、行政が連携した取組を推進することといたしているところであります。

SDGsの具体的な取組としましては、まず、町民の皆様や事業者の皆様にSDGsの理解と行動を促すということから、出前講座や勉強会などを通じた周知啓発に努め、地域、学校、事業所等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

また、SDGsに積極的に取り組む事業所等を登録いたしまして、その取組の見える化を行い、情報発信等に取り組む鹿児島県SDGs登録制度を積極的に推進し、事業所等のさらなる取組を促進するとともに、自発的な取組を町内に広げていくことにつなげていきたいと考えているところでございます。

カーボンニュートラルの具体的な取組としましては、適切な森林整備や森林資源の循環利用の推進による二酸化炭素吸収源の確保、再生可能エネルギーの地産地消の確率、未利用スペースを利用した太陽光発電設備導入促進などに加えまして、町内における電気自動車等の普及の促進に向け、電気自動車及び充電設備の購入補助を含め、今、検討を進めているところでございます。

最後に、町政振興の2番目でございます。道路の維持と景観、美観の関係でございます。

町内には国道が3路線、延長が71キロ、それから、県道が14路線、延長が9キロ、主要地方道が2路線、延長73キロ、また、町道が1,199路線、延長が801キロということでございまして、非常に多くの道路が存在しておるところでございます。非常に維持管理についても、

なかなか要望等に応えられていないというのが現実のところであります。

議員御質問の景観行政団体として、景観、美観を生かした道路維持の取組ということでございますけれども、各地域におきましても、地域づくりの活性化計画によりまして、それぞれの地域の景観に関する、資する取組も進められてきているところでもあります。道路管理者としまして、道路の維持管理を行う上では、地域と行政の協働による取組が不可欠であり、その点では、景観づくりと共通する部分があるのかと認識いたしておるところであります。

現在、町道、河川については災害復旧等が進む中、各地域からも様々な御要望をいただきながら対応している状況でございますけれども、地域づくりの一環でもある町道や河川の維持管理につきましても、本町としまして、道路及び河川愛護作業補助として、地域活動の支援を行いながら今後も協働による維持管理に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

また、昨今、国県道、町道を問わず、道路沿いの草木の繁茂している状況、さらにはごみのポイ捨てが非常に多くなっている現状等もあります。ここら辺も踏まえまして、まず、身近な場所から景観、美観に取り組む必要があるかと考えているところでもあります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○中村 慎一議員

非常にたくさん項目につきまして、早口で回答をいただきまして、ちょっとメモを取りづらかった面もありますが、乗合タクシーの運行エリアの問題につきまして、再度お尋ねをしたいというふうに思います。

新しい計画を作るんだということでございますが、これからそういう取組をするという話であります。ただ、昨今、この高齢者の自動車運転事故というのが後を絶たないということでもあります。

過疎高齢化が進む私たちのまちで、公共交通網が縮小をして、周辺地域では病院の診療とか、それから、生活に移動手段というのは欠かせないということでありまして、高齢者の車の運転というのは日常のことになっています。昨年は、質問の中で高齢者の免許保有、運転等の実態ということにつきまして質問をしましたがけれども、状況は分かっていないといったようなことでもあります。これにつきまして、交通施策の担当のほうで、私たちのまちの高齢者の運転の実態、免許証の保有者の人数とか、高齢になりながら車の運転をせざるを得ない人たちが何人ぐらいいらっしゃるのか、そういう実態、これを調べていらっしゃるのか。そこら辺について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

#### ○高齢者支援課長（久保田春彦君）

ただいま御質問ありました高齢者の状況でございます。

昨年度、中村議員からの御質問を受けまして、例年4月から6月に実施しておりますさつま町の高齢者の状況ということで、高齢者の生活状況につきまして、民生委員等を通じまして調査をさせていただいているところでございます。

今年度、令和4年度の調査におきまして、免許証保有の実態を調べようということで、免許証がないことで生活の困っている方という項目を設けましたがけれども、新たな項目をつけ加えた内容の説明もしましたがけれども、地区によっては、このアンケート結果に全く数値が反映されていないところもございまして、免許証なしの方の数値というのが1,400人ほど上がっているんですけども、実際は、これぐらいの数値ではないと思われるところございまして、この内容での調査が正確な数値を表していないという状況になっております。

この内容につきましては、再度調査をして、実態を把握してまいりたいと思います。

#### ○中村 慎一議員

今、交通施策の担当のほうは分かっているかというふうに質問をしたんですが、高齢者支援課のほうで御答弁をいただきました。

この高齢者実態調査というのは毎年されますので、民生委員の皆さん方が調査をされます。ただ、こういう交通施策をする中で、実態が分からなければ施策は取れないというふうに思いますので、交通施策のほうで、こういった調査等を高齢者支援課等と連携しながら、やっぱり押さえるべきじゃないかというふうに思っております。それにつきましては、今回の計画づくりの中にぜひ反映をさせていただきたいというふうに思います。

乗合タクシーにつきましては、一旦、宮之城まで乗ってきてリセットをされて、そして、引き続きそのタクシーに乗って、タクシーの賃走をして目的地に行かれるといったような実態があるようであります。ですので、事業者とされては、乗合タクシーを運行する中で、運行経費が赤字になるんだといったようなことであれば、そういう部分につきまして、ある程度、町費で支援をしながら、しっかりとエリアをまたいで運行できるような、そういう制度をつくれないうふうに思うんです。

介護のほうで、介護支援タクシーで支援の方々が利用できるようにしたのは、介護タクシーを運行される事業者のほうに車両とか、運行に係る費用を、ある程度、助成をしているんです。ですから、ある程度、支援の方々が利用できると、非常に便利な制度になってきているんです。そういった部分等は、事業者とやっぱり協議をされながら、事業者が赤字を被って事業が破綻するといったようなことは、ぜひやめなければいけないというふうに思いますので、そういった意味では、こういう交通事業者というのは、しっかりとあとあとまで残ってもらえるような、そういう取組をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

高齢者の皆さん方の地域にお住まいの方々は、医療機関とか、生活必需品の購入とか、外出を楽しむとか、高齢者の方々にとって住みやすいまちなのかということをしっかり押さえていただきたい。そしてまた、そういう交通機関を使われる高齢者の方々は、車の運転に不安があって車の運転をやめようと思ったり、どうしようかというふうに、そういう不安に思っている方々なんです。そういった方々に手を差し伸べるといったような、そういう取組をぜひやっていただきたいというふうに思います。

これにつきましては、これで終わりたいというふうに思いますが。

次に、介護保険事業所の問題でございますが、社協が今年8月いっぱいまで居宅介護支援事業所を廃止をされております。ケアマネ事業所です。それと、もう一つ、ヘルパー事業所、訪問介護をされているところが11月末で廃業をされました。これに対しては、町内のほかのサービス事業所のほうがカバーをされたり、それから、町外の事業所がいいですよということで参入をしてきていただいて、何とか地域の在宅介護に必要なヘルパーの確保というのできる状況です。

何でこういったことになるかと言いますのは、やはり高齢化が進んで周辺地域に点在する皆さん方のところに周りきれないということです。経費がかかって費用がかさむという問題。それと、あとは事業者、介護職員を確保できないと。昨年、1年前から募集をかけていたけれども応募がなかったと。これは事業所を廃止せざるを得ないといったようなことで廃止をされたということでもあります。

在宅介護の2025年問題というふうに言いますが、在宅の介護が必要な方々がサービスを受けられないとどうなるかということです。家族もいない、どうなるかといったようなことです。

専門事業所が入れない、地域の支え合いとか、ボランティアを育成しますとおっしゃいますが、

実際、そういう身体介護とか、生活介護という部分は、なかなか皆さん手を出しづらい部分、ハードルが高い部分がございます。そこをどういうふうにしてそういう人材を育成をしていくかというのが、このまちの喫緊の大きな課題だというふうには私は理解をしているんですけども、この介護保険サービス、民間事業者がされていらっしゃるんですが、これは、法律の中で介護保険事業という公の会計の中でする公共サービスなんです。その公共サービスをしっかりと実施できないといったような結果になってきているような感じがするんですけども、これについて、町長、何かありますでしょうか。

#### ○町長（上野 俊市君）

この介護保険事業をめぐる人材の不足、これが、今、一番大きな課題であろうかと思っております。これを確保するために、様々な資格取得の関係や処遇改善というようなことも進めているわけですが、中村議員がおっしゃるように非常にここが進んでいかない。これはもうさつま町だけの問題でなくて、近隣の事業所においてもしかりだろうと思っているところであります。

この公共サービスを委託をして、お願いしてやっていただいているということでもありますし、ここについて、どういうふうな形で町が関わっていけば、よりよい事業所の改善、ここあたりの人材確保等につながっていくのが、非常にいろいろと検討もしますが、なかなか効果的な対策ができない部分であります。

これについては、また、先ほどありましたように、この事業所等との連携を深めまして、こういうものが本当に必要であると求められているのかも調査しながら、的確にこのポイントで支援をしていければと思っているところであります。そのようなことで御理解いただきたいと思えます。

#### ○中村 慎一議員

そういう取組をぜひしていただきたいというふうに思います。

やっぱり、基本は現場回りだというふうに思うんです。担当者におかれても、やっぱり現場の声を聞きながら対策を講じる必要があるというふうに思います。やっぱり顔を覚えてもらって、名前を覚えてもらってという、それから始まるんじゃないかというふうに思います。

この職員の確保とか、後継者問題、費用も合わせまして、この問題は幾ら検討をしても介護保険事業の中では対応ができません。私の経験から言って、この問題は保険事業の問題じゃなくて、このまちの全体の問題です。そこを切り替えて取組をすすめないことには始まらない。

ちょっといろいろ話を私も聞く中で、事業者の賃金単価の問題とか、それから、介護の従事者の育成の問題、それがちょっと昔と変わってきているという部分もございます。これまで育成をされてきた機関が、病院があるんですけども、なかなか全体的に、町全体を賄えるような育成というのが、ちょっとできていないというようなこともあります。やっぱりそれは費用の問題等もあると思うんです。そういう部分は、一般会計で支援をしていかないといけないというふうに思います。それがないと、この問題は打開できないというふうに思います。

社会福祉協議会に年間相当な金額を投入されていらっしゃいます。運営補助であれ、事業支援であれ、委託事業であれ、相当金額が入っておりますので、それと同じように、このまちの福祉、介護、そういったものを高齢化率の高いこの町でしっかりと担っていくという、そういう気持ちで取組を進めていただきたいなというふうに思っております。これについて何か町長のほうで御答弁がありますか。

#### ○町長（上野 俊市君）

議員のほうからいろいろと御示唆を頂きました。これについては、しっかりとまた受け止めて対応していきたいと思えます。

## ○中村 慎一議員

それでは、大変ありがたい御答弁を頂きました。気持ちが高ぶってきておりますけれども。

次に、この集落支援に係る問題です。単独加算のことをちょっと御説明しましたが、町長からもこの集落協定のこの第5期の集落加算の問題。これが、反当3,000円ということですから、特に50町歩ぐらいあれば、三五、十五で年間150万円を使えるんですよという話なんだけど、これ集落支援だけに使いなさいと、それを全部使い切りなさいという話で、もうそこ30万円、40万円ありゃ足りるのに、その150万円もちゃ戻さんにやいかんなよと、いけんするのという話ですね。

ですから、これについては、要請をしているんだという話なんです。国がいつ動くかといったようなことですね。

この集落でこういう生活支援等をされているところは、まだ白男川と紫尾と。そして、永野がちょっとこう支援が始まりました。ただ、生活支援というのは、ある程度半分ぐらいで、あとはこの間の人材、人を紹介するぐらいだといったような話であります。

中津川もありますけど、これはもう町道だけだといったような話なんです。なかなかこれが広がらないんですね。それと、その集落協定のあるところはいいんだけど、ないところは、それはもう単独でといったような話になりますから、個人でという話が始まらないんですね。そこらを何とかできませんかという話なんです。

この地域福祉を私が言いますのは、この地域の皆さん方が、よくなれば、私は町にやっぱり活力が生まれるんじゃないかなというふうに思うからなんです。

地域が活動的になると、全体に相乗効果があるんじゃないかという、そういう希望を持って話をしているんです。

実際、地域を回ってきますと、疲弊しているところが結構たくさんあります。そこらを何とか打開できないかなというふうに思いますが、町長はどうお考えですかね。

## ○町長（上野 俊市君）

この集落支援の関係等については、この中山間の話もちょっとさせていただきました。議員のおっしゃるとおり、非常に加算金はあるものの非常に使いにくい制度となっているのは現実であります。ですから、ここについて今現在、県を通じて国にも要望しているということでもあります。

回答の中で、まずここらあたりの、この通常の交付金の中で対応できる部分もありますけれども、なかなかそこあたりの周知と、その取組に至るまでの経過といいますか、プロセス等がなかなか、もう面倒くさいというのも恐らくあるかと思っていますところでもあります。

またこの今白男川のお助け隊を含め町内に4、5つ、そういうボランティアグループという、有償ボランティアグループも含めまして、そういうのがありますけれども、ここに対して運営の一部なりとも支援できないかということも今検討するよう指示もいたしているところでもあります。

どのような形であればできるかどうか判りませんが、そのような形で少しでもその活動が進みますように取組が増えるような町としての支援というのはしていきたいと思っていますところでもあります。

まずは、そういうこともしながら、またこの中山間の国県等の補助等も使いやすいような形でできるように、これは改めて、また私もいろんなところでまた要望もしていきたいし、また、これも町村会等を通じながら、一体となってやっぱりこれは進めていきたいと思っております。

## ○中村 慎一議員

ぜひ、そういう取組を進めていただきたいというふうに期待を申し上げたいと思います。

次に、この今年このSDGs、ゼロカーボン、この大きな柱を町長が掲げられて宣言をされま

した。

これはやっぱり大事なことだというふうに思います。もう今、全国、もう世界がこういうふうに進んで来ていますので、ぜひそうあるべきだと。ただ、これにつきましては、そのまちづくりを進める町内の皆さん方が、事業所も含めて、その気持ちの一つにして、一体感を持って進めるというのが一番肝要かなというふうに思いますので、これにつきましては、今後、期待をしたいというふうに思います。

それと、もう一つは、今度、今期この総務厚生のこの所管事務調査で行ったところの調査の内容であります。昨日も出ましたけれども、この林業の6次化を進めて、これが成功している、そういう地域があります。町が、村がありまして、その話を聞かされまして、目からうろこじゃないんですが、すごいなあと。これは、やっぱりゼロカーボンのほうも絡めて、やっぱり物すごい取組を進めているなというふうに思います。

森林の問題が、相当、昨日も議論をされましたけれども、これから先は、やっぱりこの私たちの町も、この部分は一番大事になっていく部分じゃないかなというふうに思いますので、そういう先進事例等をぜひ参照にされて、取組を進めていっていただきたいなというふうに思うところです。これにつきましては、こういうことでご期待申し上げたいというふうに思います。

最後に、この道路の維持管理についてでございます。

さきの子ども議会で、この通学路の清掃管理の問題、先ほど言いましたが、まあそういう質問が出されました。これは、私は単純にその小学生の方が、草が伸びて歩きにくい通学路だと。これは誰に言やいいんだろうかなという、そういう純粋な疑問からの質問。

そういう質問に対しまして、町長も教育長も、これはもう町道じゃないからできないんだという、そういう御答弁をされていらっしゃる。そこはもうやむを得んかなと思うんですが、ただ子供さんにしてみれば、どういう気持ちになられたかちょっと判りませんが、私たちから見れば、この子供さんたちが卒業をして、この町に帰ってきて、そして、また家族をつくって、町政の発展に寄与してもらえらる大事なキーパーソン、大事な人材だというふうに思うんですけれども。

この先ほどの子ども議会の中、何かこう大人の大きな壁があったんじゃないかなと、そういうのを感じられたんじゃないかなというふうに思うんですね、制度のはざままで。どうしても、でけんよということだったんですね。

いや、そうじゃないんじゃないのというふうに思うんですね。長島のお話をしましたけれども、あそこは国道がずっと通っていらして、そして、主要地方道も県道もあります。そして、町道があるんですね。

どこがきれいかちゅうと、国道とか県道がきれいに整備されているんですね。草がきれいにとられて、これはもうきれいだなと。

そしてまた、景観がいいですね。やっぱ赤いバレイショ畑、畑をきれいに打ってあります。非常にこの景観がよくて、気持ちがよくて、すごいなと。ここやったら、美しい島づくりになっているなという話なんですね。

長島町は、そういうふうに景観行政団体として、そういうプロジェクトをつくられて、20年来、進められてきたという話であります。

私たちの町も、かつてこの自転車の競技があつたり、駅伝もずっと走っていたんですが、今回、駅伝の関係で、町道をきれいにされたんだけど、それに隣接する県道はそのままでした。町道だけきれいにして、あとはそのままでした。

地域も、じゃそんなら、県道を草をとってくれとか、そういったような話もなかったようで、公民会長もちょっとそういったところまでは管理がいかないということもありました。

やっぱりこれは、ひとつ大きな旗を掲げて、そのSDGsとかゼロカーボンとか、宣言はされているんだけど、その中に、やっぱりそのさつま町としての一つの方向づけ、そういったものを組み込めないのかなというふうに思います。

景観行政団体というのは、合併当初、ほとんどこの自治体も、鹿児島県内ほとんどそういう取組をされました。43市町村、全部がそういう団体になっているようであります。

この景観計画やら、いろんな形でプロジェクトとか、できるんでしょうけれども、国とか県とか、協議をしながら、折り合いをつけながら、やっぱり進められる計画ですので、ぜひ、そういうのを取り組みながら、子供さんたちが、草ぼうぼうで歩けないと、歩きにくいといったようなことがないように、そういう取組ちゅうのが必要じゃないかなというふうに思いますけれども、どうでしょう、町長。

#### ○町長（上野 俊市君）

さきの1日議員の関係等について、そういう質問が出されてきて、できないと言ったあれはないんですけども、国県道、国だったら県がしていただくということと、お答えをしたんですけども、危険な箇所については、それを問わずやるということでお答えしたつもりでございます。

この道路の関係等につきまして、特にですけれども、昨日も質問がいろいろと出ております。維持、管理に相当やっぱり広いエリアでございますし、本当になかなか思うようにいかないというのが現状でございます。特に、町道よりも国県道のほうがかえって、草木がもう茂っているというような状況でありまして、長島を例に出されましたけれども、長島の国道については、道路の維持管理の事務移管を受けられて、あそこは町全体が、町を挙げてそういう取組もされております。非常にすばらしい取組かと思っております。

なかなかこれは、そっくりそのまま我が町でできるかというのはなかなか今難しい現状でもありますし、非常に交通量が多いところでもございますので難しいわけですが、ここについては昨日もありましたように、今、作業班の体制整備を図りながら進めていきたいと、こう思っております。

SDGsのこの取組でも、環境の関係等についても、しっかりとここあたりもまた具体的な取組とシェアして、うたい込んでいながら、今後、そういう取組もしていきたいと思っております。

これは、もう行政だけではできないことではございません。先ほど議員がおっしゃいましたように、町民挙げて取り組んでいく必要があるかと思っておりますので、ここを煮詰めて、しっかりと進めていきたいと思っております。

#### ○中村 慎一議員

ぜひそういう取組をしていただきたいというふうに思います。

最後に、このさつま町の文化、かつて文化の町という標榜をしていた頃もあったと思いますが、このこういう取組が生活の中に根付いて、受け継がれていくようなそういう新しい町の文化として、美しい自然に満ち満ちた地域づくりを進めるということと、さつま町のこれからのやっぱりファンを増やしていく。そして、地域づくりに生かして、移住定住に生かしてという、そういう取組にやっぱりつなげていく必要があると。景観からの観点というのは、やっぱり大事だと思いますので、これをぜひやっていただきたいというふうに思います。

そして、一番最初でも申し上げましたけれども、本日のこのやり取りの中でまた私だけでなく、ほかの議員さん方とのやり取りの中で、その担当のほうが、どうもちぐはぐだと。町長の言っていることがうまく伝わっていないといったような部分なんかも感じますので、この議会で議

論をして、方向づけをするというところにつきましては、やっぱりその地方自治の原点だというふうに思います。議会で出されたことは、そのとこ大事に真摯に受け止めていくといったような、そういう姿勢を、やっぱり持っていただきたいというのが、最近つくづく感じますので、そこらのその体制のとり方というのをしっかりとやっていただきたいなど。そういったのを含めて、町政の執行に努めていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、中村慎一議員の質問は終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時5分とします。

---

休憩 午前11時50分

---

再開 午後 1時05分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、10番、有川美子議員に発言を許します。

[有川 美子議員登壇]

○有川 美子議員

皆様、お疲れさまです。

私、議員番号10番、有川美子。昨年度、議員とならせていただいてから7回目の一般質問でございます。

先日、ちょっと違う話なんですけど、出水市の知人から、こういう連絡が入りました。

「鳥インフルエンザの発生で多くの小さな野鳥、ナベヅルがその命を終えているんだ。大変悲しい光景なんです」と連絡をいただきました。

本当に拡大が止まることを願いつつ、そして本町で、さつま町にこの鳥インフルエンザの感染が来ないように今交代で24時間の交代制で働いてくださっている皆様がいることを本当に感謝申し上げて、私は私の議員としての立場でしっかりと町民の皆様とこの我が町のために働いてまいります。

それでは質問に参ります。

今回は大きく4つの項目を質問いたします。

大項目1、みどりの食料システム戦略について。

農林水産省が令和3年5月に策定した、みどりの食料システム戦略について、本町の考えを2つに分けてお聞きします。

(1) 本町の有機農業の現状についてお示してください。

(2) 本町は、みどりの食料システム戦略をどのように捉えていますか。また、今後取り組む考えはないでしょうか。

大項目2、高齢者の健康増進における支援者育成について。

本町は高齢者向けサロン・ころばん体操など高齢者の健康増進について取り組まれる地域・団体が多くあり、一定の効果も見られています。しかし、支援者側の高齢化による活動継続への不安や、担い手不足という従来の仕組みの中で解決できていない課題がコロナ下で顕在化したことにより活動中止を考えている団体もあるようです。

本町は、このような支援者からの不安や要望を把握しているのでしょうか。また、今後の支援

者及び指導者の育成についての考えをお聞かせください。

大項目3、通学バスの安全管理と今後について。

本年10月とある朝、求名地区から宮之城中学校へ向かう通学バスが遅れて来たそうです。さらに、到着後には、運転手がバスの乗降、乗り降りをするドアを開閉ができず、通りかかった保護者が急遽学校へ生徒を送り届けたというトラブルが発生しました。

このことを踏まえてお聞きします。

(1) この件について、学校や教育委員会は、状況把握をしたのはいつなのか。また、この件をどのように受け止め対応をしたのでしょうか。

(2) 運転手への研修や指導内容及び業務連絡等の体制はどうなっていますか。

(3) 中学校並びに小学校の通学バスの運行課題を解決する体制はどうでしょうか。

最後に、大項目4、住宅改修等費用助成について。

私が令和4年3月定例会について質問いたしました、在宅介護における住宅改修等の費用助成について、償還払いのほかに受領委任払いを選択できるように準備を進めていきたいと町長が回答されました。進捗状況をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

[有川 美子議員降壇]

[町長 上野 俊市君登壇]

#### ○町長（上野 俊市君）

それでは、有川美子議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の本町の有機農業の現状についてでございます。

有機農業につきましては、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本としながら、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業と定義されているところであります。

また、日本型直接支払制度の中の一つに、有機農業等の環境に優しい農業に取り組む農業者グループに対しまして、交付金の支払われる制度としまして環境保全型農業直接支払制度がございます。

町内では、さつま町環境保全型農業者グループの6名がこの交付金事業に取り組んでおられ、取組面積は令和3年度末実績で23.5ヘクタール、282万円の交付金を活用して環境保全型農業に取り組んでおられるところでございます。

内訳としましては、お茶農家が3名、野菜農家が2名、水稻農家が1名となっております。

また、この農業者グループには所属しておりませんが、有機JAS認証を取得している農家は4名いらっしゃいまして、合計すると約25ヘクタールほどで有機農業に取り組んでいる現状でございます。これは、本町の耕地面積の約0.8%に当たる面積となっております。

2点目の、本町は、みどりの食料システム戦略をどのように捉えているかということで、今後の取組を考えないかという御質問でございます。

この戦略につきましては、環境保全と矛盾することなく農業経済を活性化するためのビジョンでございまして、農林水産業の生産性の向上と持続性の両立を実現するための支援策と捉えているところであります。

2050年までに達成する目標として、化学農薬の使用量50%の低減や化学肥料の使用量30%の低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%に拡大するなどの大きな目標が立てられているところであります。

また、農業を取り巻く環境は厳しく、高齢化、それから肥料価格の高騰、異常気象など、多く

の問題もあります。そこで、このように持続可能な農業のための施策は必要不可欠であるということも理解しているところであります。

しかしながら、一方で、有機農業に取り組むに当たりましては、土づくりのために2年から3年以上前から化学肥料や化学農薬を使用することができないことなど、また、雑草対策など非常に多くの手間や労力がかかることから、敬遠される農家の方が多いことも現実問題としてあるようでございます。

今後におきましては、肥料高騰等を踏まえ、堆肥などの有機質肥料の施肥や減農薬栽培などを手始めに、国の施策に歩調を合わせながら環境に優しい農業に取り組む農家へ、環境保全型農業直接支払制度への加入促進や栽培技術の指導などの農家支援に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の高齢者サロン、それから、ころばん体操の関係でございます。

高齢者サロンにつきましては、住民主体の運営によりまして、町内113か所において、ころばん体操、これは44か所でございますけれども、そのほかレクリエーション活動、交流等を実施され、高齢者の方々の身近な場所で、心身機能の維持・向上や交流を図っていただいているところであります。

御質問の不安や要望につきましては、現在、サロン代表へのアンケートを実施しているところであり、その結果について、まだ出ていないところではございますけれども、保健福祉課が実施しました、ころばん体操の代表者へのアンケートの結果によりますと、有川議員から御質問のありましたように、「支援者の高齢化等による担い手の不足」のほか、「参加者の不足」、「参加者の減少による運営費の不足」など問題点が上げられているところであります。

これらの要因としまして、参加者の高齢化や新型コロナウイルス感染拡大による影響があると思われるところでありまして、コロナ感染予防対策は現在も行われているところではございますけれども、高齢化による参加者の減少については、隣接する団体との集約や区単位など広く地域単位で「通いの場」を運営することなども検討しているところであります。

また、支援者、指導者の育成につきましては、専門的知識を有する保健師や、外部の機関からの指導者による研修等について研究してまいりたいと考えているところでございます。

4番目の住宅改修等費用助成についてでございます。

令和3年度介護保険事務調査によりますと、県内では、住宅改修で24市町村55.8%になります。福祉用具購入費で17市町村37.2%がこの受領委任払い方式を採用しておりまして、住宅改修及び福祉用具購入費ともに採用している市町村につきましては17市町村という状況であります。

本町におきましては、住宅改修と福祉用具購入費の両方で受領委任払い方式の導入を検討しておりまして、令和5年4月からの実施に向け、今現在、準備を進めているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

#### ○教育長（原園 修二君）

次に、大項目3、通学バスの安全管理と今後についての質問であります。初めに1点目のこの件について、学校や教育委員会は状況把握をしたのはいつか。また、この件をどのように受け止め対応をしたのかについて、回答させていただきます。

町教育委員会では、本年10月から新たにバス1台をリースし、児童生徒の通学バスとして利用しております。

新しい車両であることから、走行に支障がないか事前に運転手に確認をいただきましたが、ド

アの開閉について、操作に不慣れなこともあり開閉できず、安全装置が働いて、エンジンがストップしてしまい運行ができなかったということで、生徒・保護者・学校の皆様へ御迷惑をおかけしたところであります。

状況の把握については、トラブル発生後、運転手から教育委員会へ連絡が入り、教育委員会から学校へ即座に報告をいたしました。

併せて、他のバスを向かわせるよう手配したところでしたが、バス停で待っていた生徒の保護者に町職員がおり、状況を見て、他の保護者1名にも協力をお願いし、中学校へ送迎していただいたところであります。

このようなことはあってはならないことで、事前の点検・準備確認や、緊急時の連絡体制等について、教育委員会・運転手・学校で、緊急時の連携について再度確認を行ったところであります。

次に、2点目の運転手への研修や指導内容及び業務連絡等の体制についてであります。

運転手はシルバー人材センターへ委託を行っておりますが、毎年、町・シルバー人材センター・運転手で、交通事故防止や交通安全の徹底について意見交換会を行うとともに、町でも運転手を対象とした研修会を随時実施しております、安全運転や緊急時の対応について指導を行っております。

最後に、3点目の中学校並びに小学校の通学バスの運行課題を解決する体制についてですが、交通事情等によりバスが遅れることはあるかもしれませんが、予定時間を大幅に過ぎてバスが来ない場合、生徒の皆さんは相当な不安に駆られるというふうに思います。そのような場合は、まず学校に連絡を入れていただくことが必要となりますが、電話がなくて連絡ができないことも想定されますので、有効な連絡方法については今後引き続き検討してまいりたいというふうに思います。

通学バスの運行については、中学校開校当初から様々な御意見や御要望等もあり、改善できるものについては改善に努めてきているところであります。

例えば、通学バス路線は、開校当初から民間路線4路線と町の公共交通機関7路線の計11路線で運行されておりましたが、新型コロナウイルス感染防止対策としては、バス車内の密接・密集を避けるために、令和2年9月から、町公用バスを1台、本年からさらに1台増便しているところであります。

ほかに、宮之城屋地市街地バス停の停車場と安全対策のため、令和2年度からバス停発車時刻の軽微な変更を行うとともに、交通整理員をシルバー人材センターに委託し、バス停周辺に配置をしております。

また、本年度からは、宮之城屋地市街地の交通渋滞を少しでも緩和するため、町公用バス2台は下校便に限り中学校へ乗入れを行っております。

教育委員会といたしましては、通学バスのスクールバス化や交通事故防止のための検討、通学バスの小型化による中学校への乗入れなど、関係課や公共交通事業所との協議を重ねているところであります。

今後におきましても、これまでの経緯や状況を踏まえ、各関係機関・団体との検討、協議を行いながら、民間路線バス活用の在り方や町公共交通バスの在り方を含む総合的な見直しや、スクールバスへの転換など、学校、保護者からの要望や宮之城市街地交通事情の改善に向けて、安全で安心して児童生徒が登下校できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

発言中、大変失礼いたしました。

[教育長 原園 修二君降壇]

## ○有川 美子議員

乾燥していますね。ちょっとね。私もちょっと喉があれなんです。

今、御答弁いただいた、まずは最初のみどりの食料システム戦略について、これについては皆さん耳にされたことはあると思うんですが、去年ですね、令和3年度、農林水産省がこういった国としての国策ですね、農業についての。しかも有機農業というところだけではないんですが、これもSDGsですとか、持続可能なまちづくりと一緒に、農業もそういった生産だけでなく、最後の販売とか、そういったことまで、ずっと、あと消費ですね、それもぐるっと転換していこうというような取組であります。

また、この有機農業というのは、この取組がぽつと出て、こんな声もありますよね、「こんなのもう机上の空論だ」と「できません」という方もいらっしゃいます。けれども、私があえて今回このように一般質問に上げてきたのは、それを言っただけで、高い目標だからできませんと言っただけでは何にも始まらないんじゃないですかというふうに私は思っています。

先ほど町長の答弁の中で、本町でも有機農業に取り組んでいらっしゃる団体、個人がいらっしゃるということがお示しいただきました。ということは、私たちゼロからのスタートではないということではないでしょうか。

そして、この有機農業のほうでも課題があるとおっしゃっていました。高齢化であるとか、あと、特に土づくりに2年から3年かかるそうですね。あと雑草対策。慣行農業と違ってと言っただけではいいのでしょうか、手間がかかるというのは本当に私も聞いている話ですし、実際に畑などにも行ってあります。

ですが、これはですね、やはり、している団体だけでなく、若い方の新規就農者も、あるデータでは2割3割が有機農業をしたいと言っているというデータもあるので、一つの取りかかりとして、どうだろうかと思っています。

この有機農業の現状について、あと課題を聞こうと思ったんですが、課題もおっしゃってくれたので、1番目の質問を終えて、②の質問に移りますが、簡単に申し上げますと、このみどりの食料システム交付金ですね、これは手挙げ方式と言っただけではいいのでしょうか。はい、私の町はいたします。私の市はいたしますと手を挙げたところがこの交付金というものと携わるということか、していきます。

これは2025年までに農林水産省が全国で100か所モデル地域をつくりたいんだと言っているんです。全国で100か所。そして、これは既に今年度から、南さつま市、お隣り湧水町、南種子町、徳之島町、この4市町は取り組んでいらっしゃいます。

私が把握しているのは、この4市町ですが、そのほかにも、例えば、町のほうで取組が始まるよとか、始まっているところがあるというような情報をいただいているものではないでしょうか、知っていたら教えてください。

## ○農政課長（山口 泰徳君）

モデル市町村の質問であると思っております。

さつま町のほうでは、先ほど言いましたとおり環境保全型の直接支払制度のほうに取り組んでおられて、モデル市町村までは、まだ取り組んでいないところがございます。今議員さんが発言をされた市町村のほかには、把握をしていないところがございます。

## ○有川 美子議員

承知いたしました。ほかには、まだ把握されていないということです。

これ、なぜ聞いたかということ、昨年度、これが策定された時点で、多くの自治体で、私、あとになって知ったんですが、議員の方からとか、いろんな中で質問が上がったりとか、検討してい

るところがあるというふうに聞いておりますので、あえてお伺いをいたしました。ということは、本町では、まだ検討はしていないということによろしいのでしょうか。

環境保全型の交付金事業があるというのも存じ上げておりますけれども、先ほど申し上げたみたいに、これ手挙げ方式で、そして私が言うまでもなく、これから20年、30年後の農業を、本町の農業を考える上で大切な転換期になると私自身は思いますので、いま一度、考えていただきたいんですが、既に、この有機農業者の方、本町の、意見を聞いたり意向を聞いたり検討会などはされているのでしょうか。

#### ○農政課長（山口 泰徳君）

環境保全型農業に取り組んでいらっしゃる農家の方のお声をお聞きしますと、例えば、国によって非常に農薬の残留基準が厳しい国等がございまして、お茶の農家さん等につきましては、ドイツのほうへ輸出もされているということで、非常にオーガニック農産物ということで、世界的に見ますと非常に取引が、引き合いが強いというふうになっております。そういうことで、手間もかかりますけれども、やればやるほど、やっぱり、価格のほうでも反映できるということで考えておりますので、今後も取り組んでいかれる農家については、そういう技術的な支援等をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○有川 美子議員

今後取り組まれていく農家の皆さんには技術的な支援をとということですが、今回は、すみません。まず、あえて取り組まないのかというのが、一番の私の訴えであります。皆様のほうに申し上げないと、これも今、100自治体の手挙げ方式の中で50、今年はまだ4自治体でしょうか、55ですね、既にもう手を去年から挙げて取り組まれています。

もう残りが少ないということで、できる限りいろいろな事業に取り組む予定があられるとは思いますが、これ今後のSDGsであったり、農業の危機的な状況の一つ対策、対応していく新たな事業というところで検討をしていただくことを強く要請をいたします。

そして、第2項目へ移らせていただきます。

2項目めは、高齢者の健康増進における支援者の育成というところをポイントとしてお伺いしております。

先ほど、町長が保健福祉課のアンケート結果、教えていただきました。コロナ禍で高齢者の参加者が不足をしているとか、それに伴って運営費の不足、そういった悩み、不安というものを町のほうが把握はしているということによろしいかと思えます。

それに対して、集約していく区単位でとか広くサロンをすとか、いろんなことを検討をされているということだと思います。ただ、1点、ちょっとこの外部講師、講師の部分で保健師の研修をととか、外部へのというような発言があられたんですが、健康増進であるとか、介護予防であるとかというこういうキーワードを出すと、必ず保健師の方であるとか専門家というところのお話が出てくるんです。その人たちが外部で検証をして、それを本町に持ち帰ってとかというふうに、これはそれですばらしいことだけれども、マンパワーには限度があると私は思うんです。限界が。

なので、その方たちが学ぶのはもちろんお願いをしたいところだけれども、今、私がサロンの皆様が困っている、今現場で困っているの、そのところをきめ細やかに指導をしていける人を要請をしないかというところの、私の提案であります。

既に、担当課の高齢者支援課のほうには、私ども総務厚生常任委員会が11月に所管事務調査で参りました兵庫県養父市の健康増進についての取組の資料はお渡しをしております。フレイル予防というものに取り組まれておりまして、ここが時間があまりあれなので長くは話しませんが、

笑いと健康を届けるということで、お届けたいというものを女性の皆様だけではありませんが、一般の素人の方をシルバー人材センターの福祉事業と組み合わせて、そういう健康のためのお伝えしていく体操とか、食事のこととかを自分たちが学んで、その方たちが専門家じゃなく要請をされた人として、指導者として巡回をしていく予防の教室のようなことをしています。

この取組が大変すばらしかったので、既に提案を町長にもということでお願いをしていますが、現在、私たちこのサロン活動とかを担当、高齢者支援課のほうではどうなんでしょう、このままの状況でしていったいいのか、どういうふうにしていけばいいのかって課題と方向性というのを、どのように思っているのか、町長にまずは伺いたします。

#### ○町長（上野 俊市君）

今、有川議員のほうからおっしゃられた兵庫県の養父市のことも、私も報告を受けているところでございます。早速、シルバー人材センターの事務局長にもこの内容も紹介し、こちらのほうでもこのような対応ができないかどうか、担当課のほうで聞いておりますけれども、今の段階ではちょっとシルバー人材センターのほうでは今は難しいという回答があったようでございます。

いずれにしても、やはり今までのやり方では今後もやっぱり維持していくというのは、維持できないところが出てくると。現実に出てきておりますので、やはりある程度変えていかないと、このままで維持できないのかなというのは、私も認識しているところであります。

そのようなことから、本当にありましたようにどうしたら一番いいのかというのを、やはり現場に入って現場の声を聞きながらいいほうに転換を図っていく必要があると、私は考えているところがあります。

#### ○有川 美子議員

早速、すみません。存じ上げませんでした。シルバー人材センターの皆様の方にお聞きくださったということなんですが、これ今細かい説明は避けていますが、大変仕組みはすばらしいんです。なぜかというシルバーセンターも会員が増える、ウィン、町のほうも健康増進ということで、保健師の皆様の人パワーを補完する形で市民の方が出て行って、巡回してくださる。もう町のためにもいいわけですね。

そして、それを体操を受ける町民の方、御高齢者の方だけではないんですが、フレイル予防ですね、年を、失礼しました。年齢を重ねていく中で知らず知らずに筋力が落ちてくる、だんだん私のもう年代では10%とかどんどん落ちていく年代です。それを気づかないうちに落ちていく筋力が、そのままにしておくと健康づくりをする前にしていなければ、早く介護とか、例えば人の手を借りないといけない状況になってくる。それを先送りしましょうというような形ですので、ウィン・ウィン・ウィン三方よしの、この仕組みをそのまま本町とは思ってません。それは無理です。けれども、本町がこの仕組みを聞いて、何か取り入れられるものはないかというふうに転換ができればと思って提案をいたしました。

私たちはさつま町ですので、さつま町の町民の皆様健康づくり、これ若い方も一緒ですね。そして私、50歳なので50代、その前後の方も上の方も今元気だけれども年々体力が落ちていく、健康寿命を少しでも伸ばそうというような活動ですので、これは行く行くは先ほど中村議員も介護のお話ししていらっしゃいましたが、介護を受ける要支援とか要介護を、受ける方を少しでも減らすだけでなく、受ける年齢を少し1年でも2年でも遅らせる。80歳で要支援になるのを81歳にできないか、82歳にできないか、そういった小さな積み上げの活動の根っこの部分になりますので、どうぞ今後も私も提案をしながら、先例の事例だけでなく、さつま町の現場でどう落とすか研究を、調査をしてまいりますので、どうか御協力をいただければというふうに考えております。

最後に、この中の質問で実際に私がサロンサロンって申し上げましたが、私の記憶では平成29年度ぐらいに120を超えていたと思います。数字で現実として、現在は今このサロン幾つであるでしょうか。数字をお示してください。

#### ○高齢者支援課長（久保田春彦君）

現在のサロンの数ということでございますが、令和3年度の末における数につきましては、サロンにつきましては町が行うサロンと社会福祉協議会が行うサロンがございます。

町サロンとしては45団体、社協サロンとしては68団体ということで、113団体が今現在、活動を行っているところでございます。

#### ○有川 美子議員

現在113の団体ということですね。それでは、若干ではありますが減っているということですね。これはやはり支援者側の高齢化もあります。先ほど町長の答弁の中にも出てまいりました、やっぱりコロナ禍での高齢者の参加が減ったということが、実はとっても大きいんです。

なぜかという、支援をする方も御高齢、やはり60代が一番若いぐらい、私が知っている中ではですね。大体65歳以上の、御自分の高齢に差しかかっているんだけれども、みんなで健康づくりしていきましょうという雰囲気大きいので、このコロナ禍で参加者、支援者側のやはり気持ちが、簡単な表現でいいますと落ちてしまっているというところが現実であります。これは全てではありません。

もうこのサロンがどれだけ自分たちにとっての居場所なのか、地域の大きな大きな御高齢だけじゃなく一人暮らしの方とかの、皆さんの心のよりどころなのかというふうに判っていらっしゃるので、続けていきたいという思いが皆さんございますので、どうかどうか先ほど町長がいい言葉をおっしゃってくださいました。現場のほうをよく知っていただいて、大きな取組に最終的になるかもしれませんが、きめ細やかに、せっかくこれだけのサロンを立ち上げたさつま町ですので、これ私、鹿児島市内で言ったらすごく驚かれたんです。3年ほど前です。

すごいですねって、さつま町は本当に健康づくりよくやってらっしゃるんですねって、褒めていただいたものですので、どうぞ持続できますように、今後ともおっしゃっていただいた今までのやり方ではなくて、変えていかななくてはならないというところを形にさせていただきますように要望をいたします。

そして、この質問を終えまして、三つ目の質問へと移ってまいります。

通学バスの安全管理と今後についてということで質問をしておりますが、求名地区で10月、とある朝というふうに申し上げました。日にちも判っているんですが、そこまで言わなくても思いましたって言っておりません。

なぜかという、この求名地区だけの話ではなくて、やはり中学校が統合しましてバスで通う子供たちが増えた、路線も増えているというところに、やはり来なかったということがあります。遅れてきたはあります。これは絶対あることなんです。特に、公共の交通のバスを使っていると遅れてきたというのはあるんですが、来なかったということも実際あるんですよ。これはもう把握してらっしゃることだと思います。

保護者の方から大変怒りではなくて、大変不安だということでこの声いただいたんです。なぜかという、この求名で遅れた中に自分のお子さんがいらっしゃった。滅多に何か弱音じゃないけれども、困ったんだとかそういったことは話されないお子さんなんです。大変不安だった。怖かったということ、すぐ学校が終わってお母さんのほうに伝えてきたということです。こんなことは本当になくて、その生徒さんがなぜ怖かったのかっていうと、遅れてきたものもちろん、

これ15分ぐらいは遅れてきたようでありますね。でも、そのドアを開けることができなかった。安全装置が働いてということでしたが、この間がやはりとっても長かったそうです。

開いてからもやはり安全装置が働いて、手でドアをこじ開けたっておっしゃっていましたが、安全装置働いて動けないということは、運転手さんが悪いといってるんじゃないですよ。焦っている気持ちはよく判ります。でも、その大人が自分の体、命を運んでくれるであろう安全であるバスを運転してる人が、がちゃがちゃがちゃがちゃやっぱりこう操作ができない、どこかに電話をして聞いている。それでも開かないという状況って、もう想像するだけでその不安が大きくなっていくさまは判ると思います。

まず、状況を把握したというところは判りましたが、一つなぜ遅れてきたのか、このところは判りますか。まずバスが遅れてきました。そのところを教えてください。

#### ○教育総務課長（大平 誠君）

10月にそういったバスの遅れが発生したということでありまして、リースバスを10月から新しいものに変えまして、実際運行は9月からだったんですけれども、正式な新しいリースバスが届きまして、初めてその運転手さんがそのバスを運転するというような状況にあったところがございますけれども、遅れてきた理由につきましては、そのドアの開閉についてちょっと戸惑ったということになります。

通常は、普通であればボタンを1回押せば開く、あるいは閉じるというような状況にあるのが多いんですけれども、押し続けると閉まらない、あるいは押し続けると開かないというようなバスの仕組みになっておりまして、その辺が戸惑って遅れたというふうに理解しております。

以上です。

#### ○有川 美子議員

そういう仕組みということですね。よく判りました。判りやすく御説明をいただきました。

ということは、その時点で運転手の方はどちらかに、先ほどの回答でも運転手の方がまずは教育委員会に電話をしてきたんだというふうになっていました。そして、学校へ連絡がいったという、この連絡に関しては特に申し上げることはありませんけれども、やはりもう言うまでもありません。

研修はなさっているわけですね、走行車両をするのに問題はないと確認はしたんですけども、こんなふうにはおっしゃっていませんね、私の言葉ですよ。うっかりバスのドアの開け閉めをする操作のところまでは、うっかりなんでしょうか、確認ができていなかったということですね。これは、私が言った言葉なのであれなんですけど、ただうっかりでは困るということが今回はっきり判りました。事故はなかったけれども、大きな不安につながったので、その点はお伝えをしておきたいと思います。

このことを受け止めているいろんな対応をされているんですが、一つこんな声がありました。中学生を2台乗せて、遅刻させちゃならんといって送ってくださった方、本当にありがたいことでした。でも、そのあと保護者の方から教頭先生に口頭で言ったとか、こういうことがあったんですよってバスのことを言ったんですけども、保護者には教育委員会からも学校からもどこからも電話がなかった、連絡がなかったんですって、どうしてなんでしょう。どうしてなんでしょう。

#### ○教育長（原園 修二君）

ただいま御指摘がありました。これはもうこちらのほうからおわびをいたしたい。また、お礼とおわびときちんとすべきことであったというふうに思います。

#### ○有川 美子議員

よろしく願いをいたします。やはり中学生13、14、15歳、多感な時期に、例えば朝寝

坊して遅刻しそうになっても、近くに中学校があれば自転車でいけたかもしれない。でも、どうしてもバスに乗らないといけない子供たちが、さつま町にはいますので、その子供たちが安心、不安を与えないように、ただそういうことが私たち人間なのであるかもしれない、じゃあどうしておこうか、このことをきっかけに見直しをしていただきたいと思います。

では、1番を終えまして、(2)番の、ちょっと重複、同じようなことでありますが、運転手への研修や指導内容及び業務連絡等の体制はというふうに、どうなっていますかって、ちょっと聞いて、一部は聞いているんですが、運転手の方がシルバー人材センターの方もですが、1か月いろんな行事がありますよね。

中学校ってテスト期間があつたりとか、土曜日の授業があるとかいろんなことがあって、すごくダイヤっていうんでしょうか、難しくなっていると思うんですが、そのたびにこの運転手の方にはやはり連絡といいますか、変更とかをお伝えを毎月されていると思うんですが、どのような組み立て方といいますか、どこがそういうシフトとっていいんでしょうかね、運転手さんのシフトを組んでいて、運転手の方にそういう変更とかというのを伝えたりとか、例えば運転手の方が急病で、風邪で今日は来れませんとか、そういったのはどこが受付をされるんでしょうか。

#### ○教育総務課長（大平 誠君）

町のバスのシフトというところでございますけれども、12月あるいは1か月先のこのシフトにつきましては、今町の公用バスが5台おります。この全ての公用バスにつきましては、例えば月の手前の10日前には1か月分のシフトを全て組みます。こちらのほうは教育総務課のほうで組まさせていただきます。

当然、通学優先バス、この町公用バスを2台使用しておりますので、そういった形で主体性を持って取り組んでいただいておりますが、その通学以外に途中、朝と夕方以外にまたさらにいろんな研修でありますとか、高齢者の大学でありますとか、そういうものがあります。そして、学校の校外授業という形でいろんな企業訪問したり、いろんな社会科見学を行ったりというようなところがありますので、その辺も非常に1か月にたくさんあるわけですが、そのような調整を教育総務課のほうでしておりますというところであります。

#### ○有川 美子議員

教育総務課のほうでなさっているということで、本当に私も見せていただいたこともありますし、中学校のホームページにも全ての路線が出ていますので、何回も確認したんですが、本当に大変なダイヤを組むことであります。

公用バスの5台分も大変御苦労がいろいろあられることとお察しいたしますけれども、やはり研修そして指導内容、業務連絡という体制のほうをこれからしっかりと見直しをする部分はしていただきたいと思っております。

ですので、この2番に関連をいたしまして、3番の質問へと移ります。

中学校並びに小学校の通学バスの運行課題を解決する体制はどうなっているのかというふうに、あえて小学校を入れさせていただきました。それはもちろん、盈進小学校であるとか、流水小学校は今、失礼いたしました。柏原小学校は来年の1月には引越しとは聞いておりますが、この流水小学校へ一時的に移ったということで、また、そこもバスを使っていますので、小学生というのも、やはり私どもの中では大変不安な材料であります。

この運行課題、例えば土曜日に、中学生でいきます、土曜日、中学生が、これまでであったことです、帰ろうと思ったらバスが来なかったってことがあったそうです。一度ではないと聞いています。もう回数は置いておきます。土曜日って、役場はやっていませんよね。教育委員会もいません。もちろん私たちもなんです。

そうすると、どうするんですかって聞きました、保護者の方と生徒さんと。そうすると、まず学校は、学校も早く帰りなさいじゃないけど、用がなければ帰るので、バス停のほうに下りてしまえば、先生に伝えることもできないので、土曜日、本当に困るということがあったそうです。

こういう課題に対しては、どのような対応がされているのか、教育委員会のほうで判ればお示してください。

#### ○教育総務課長（大平 誠君）

土曜日の運行につきましても、基本的には、保護者の予約をもって土曜日の運行を事業者が受け付けて車を走らせるというのが基本でございますけれども、そういう連絡のミスでありますとか、そういうことで、車が、バスが来なかったという事案もあったということも私も聞いております。

その対応につきましては、事業所とともにいろいろと話し合いを進めているところでございますけれども、例えば、タブレットを使用した事前予約のやり方でありまして、そちらのほうを中心に、今2年間かけて、長期休業中におきましてはそういった取組をしておりますので、通常の学校の時間におきましても、期間におきましても、そういったやり方ができればというふうに考えております。

#### ○有川 美子議員

私がタブレットの話を出そうと思ったら、先に言われてしまいました、そうなんですよね、今、実証実験というか、なさっております。

今後、どうなんでしょう、先ほど、教育長も別の議員の回答の、タブレットのお話が出ましたけれども、ぜひ、このタブレットも決してお安いものではなく、一台一台しっかりと、生徒・児童の皆様の授業のこともですけれども、いろんなことで活用ができるように、できることを、特に、こういう問題といいますか課題が出たときに利用ができれば本当にいいことだなと思えます。夏休み、あれですよ、「ハイ乗ります！」というやつですよ、新聞にも載りました。大変こういうのは、こういう言い方はあれですが、我がまち、正直田舎ですから、私は、田舎ほどいろんなAI、テクノロジー、いろんなものを使って、デジタルを使って、よりよく、便利だけじゃなくてトラブルが、こういった課題が解決できるようにしていくべしと考えておりますので、ぜひ、そちらも御検討を要請をいたします。

それでは、最後に、このバスというもの、私自身は、鹿児島市の家から直線で150メートルぐらいに中学校がありました。遅刻なんてありませんよ。8時に出ても2分で着きますから。でも、さつま町は、本当に鹿児島県内の中でも、広い広い校区になりました。これもどうしてか、合併したことがどうかということではなくて、私たちは宮之城中学校に行く生徒、そして、今から、今もですが、小学生でバスを今、使っている児童、そして、これからは使っていく、もし統廃合ということがまたありましたら、合併がありましたら、また、さらにバスの台数も、使う児童も増えますので、そこに、どうぞどうぞ体制を、保護者の皆様の声が学校にも教育委員会にも届くような体制づくりというのをさせていただきたいというのが最後の私の要請なんです、いかがでしょうか。保護者の声を吸い上げて一緒に語り合うような、そういう協議会というのは検討できないでしょうか。

#### ○教育総務課長（大平 誠君）

保護者の声あるいは学校の先生たちの声、そういうものを聞いて、教育委員会としても一緒に進めていくということでありまして、今現在、さつま町の3小学校におきまして、再編の話はしております。まさに、学校とPTAと教育委員会が一緒になって、同じテーマについて真剣に議論を重ねているところでありますので、そういったものを引き続き、全ての学校において

できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○有川 美子議員

そうですね、本当に真摯に語り合っていくというのは、もう本当に、それはそのとおりでございます。とにかく、本当に、子ども、さつま町の子供たちの安全を守って、保護者の皆様がバスでも安心して通ってくるよということを、私たちは、保障と言うとあれでしょうが、そういうふうに思っただけのような仕組みづくり、体制というのを整えなければなりません。これは、私どもの、大人もですし、町政側も責任であると思います。

一つだけ、最後に申し上げたいことがあります。

保護者の皆さんは、何でしてくれないんだ、学校はどうなっているんだ、教育委員会はどうかというふうに、最初はすごくおっしゃるんですけども、私は、全体的なお話も、簡単ですがさせていただいております。交通政策のことですね。我がまちは高齢者の、出ました、ほかの議員の話でも、運転免許を返納したりとか、運転しない方がどうやって移動をするのか、タクシーの乗合タクシーであるとか、いろんなことがあります。バスの話、いろんなことがあって、とにかく交通というのは、私どものまちの、我がまちのまた一つの大きな課題ですので、このところも保護者の皆様にもお話を私はするようにしています。ですので、どうか交通政策の部分も、担当課のほうも、町長、副町長も合わせて、教育委員会とじっくりと協議をさせていただいて、本当に、早く確実に子供たちの安全を、安心してバスを運行をということを進めていただきたい、それを要請をいたします。

さて、最後になりました。4番目に質問をいたしました住宅改修等の費用助成についてということで、先ほど町長のほうからは、私が、令和4年、今年の3月、前年度なんですけど、定例会で質問したときに、仕組みをつくっていただけないかということで申し上げましたら、先ほど、令和5年、来年度からの実施に向けて準備を進めているという回答を頂きました。本当にありがとうございます。

何も予算だけ、これにはいろいろかかることはあると思いますが、何も予算を必ず助成をしてください、補助金を出してくださいとかいうことだけじゃなくて、大変、役場の職員の皆様、御担当の方にはお仕事を増やすかもしれませんけれども、仕組みを変えることで、将来自分にも、自分が年を重ねて老いたときにも役に立つ、そういった仕組みづくりができるのではないかと、その一つではないかと思っています。

そして、この制度は、実は旧鶴田町にはあったというふうに、あとで私のほうはお伺いしております。

ぜひ、御高齢の方が、例えば20万円としても、すぐさま、あとで返ってくるって思っても、やはり大きなお金を高齢になってから準備するのは難しいので、そうではなくて、もう補助を頂けるのであれば、その分を差し引いて、業者のほうへ御高齢の方は工事代をお支払いになって、業者の方は町のほうからその補助金を町から直接振り込んでいただくというような仕組みづくりであります。

ただ一点、最後にお伺いします。

これ、今まで合併してからしていない仕組みですから、少し何か課題というか懸念されるようなこと、何かありましたら教えてください。

#### ○高齢者支援課長（久保田春彦君）

今、議員からお話がありましたように、この受領委任払いの大きな違いというのは、これまで被保険者が負担をしてきた10割の改修費用あるいは介護用品の購入費用につきまして、自己負

担の1割から3割を支払うことで、その業者が立て替えて、業者があとに受け取るという制度で  
ございます。

今後、スケジュールとしましては、各介護保険事業所へのケアマネ等の説明会も今、1回目を  
済ましたところですが、2月にまた計画をしておりますが、改修業者等の登録をした上で、  
その事業の説明会を行っていくということでございます。

特に、この住宅改修業者につきましては、町内の業者も含まれておりますので、登録をした上  
での事業を執行していくという形になりますけれども、先ほども説明をしましたように、これまで  
改修事業をするときに、被保険者、サービスの利用者が全て事前に支払いをされていたものが、  
支払いが遅れるということもございます。デメリットの一つと思われますけれども、そういう意味  
で、全ての業者が登録されるかどうかという部分についてはちょっと懸念をいたしているところ  
でございます。

いずれにしても、受領委任払い、それから、償還払いという2つの制度で住宅改修、それ  
から、福祉用具の購入費の事業を推進していくということでございますので、いろいろと組合せ  
をしながら対応していきたいと考えております。

#### ○有川 美子議員

仕組みを変えるということは、何もメリットだけではないということですよ。デメリット、  
やはり業者の皆様には御協力を頂かなければならない、登録をしてからというふうなことでござ  
いますが、どうかどうか、将来そして今の御高齢の方、あと、さつま町の将来、高齢者の方だけ  
じゃなく、お困りの方に長くこの仕組みがあってよかったなって思っていただけのものだと思  
いますので、どうかよろしく願いをいたします。

これもちまして、私、有川美子の質問を終わります。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、有川美子議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね2時15分とします。

---

休憩 午後2時03分

---

再開 午後2時15分

---

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、8番、新改秀作議員に発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

#### ○新改 秀作議員

最後になりましたけれども、よろしく申し上げます。

私は、次の2点について通告どおり質問します。

1点目、本町出身画家の周知について。

本町出身で日展審査員や日展評議員を務め、武蔵野美術大学の講師であった画家がおり、画家  
として有名な方であるが地元では知名度は低いです。作品の展示等を行い、広く町民に周知する  
考えはないか、町長に伺います。

2点目、ふるさと文化教育について。

本町出身者の中にも文化面で貢献した人たちがいる。自分たちのまちを知る上でもふるさと文

化教育（仮称）として学校等で取上げ、子供たちに学びの機会を与える考えはないか、教育長に伺います。

1回目を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

#### ○町長（上野 俊市君）

新改秀作議員からの御質問にお答えいたします。

今回、御質問いただいております画家は皆さん御承知の方もいらっしゃるかと思いますけれども、東俊行様でございます。昭和27年に宮之城屋地にお生まれになり、昭和46年に県立宮之城高等学校を卒業されているところであります。その後、武蔵野美術大学日本画学科を卒業され、数多くの作品を世に出されておまして、多くの受賞歴もある日本画家としては著名な方でございます。

御質問にありましたとおり、この東様につきましては日本美術展示会、通称、日展と言っておりますけれども、その審査員も4回され、また評議員も務められた方でございますけれども、残念ながら今年の7月にお亡くなりになられたところでございます。

生前中、私も2回ほど東様とはお会いいたしたところでございまして、その話の中では、宮之城を出てから何もふるさとに恩返しができていないと、できれば何とかさつま町に恩返しをしたいというお話をされたところでございます。その中で、できれば自分の作品を町内の学校等にも寄贈したいということも話されていたところでございます。

そのような話をされながら、今年の7月にお亡くなりになる前、長野県諏訪市におきまして個展を開くということで準備をされておりました。その直前にお亡くなりになったということでございます。改めて御冥福をお祈りいたしたいと思っております。

東様の作品につきましては、今、役場の本庁の町民ホールに「風の音」という作品と宮之城ひまわり館の玄関に「花影流水」という作品が展示をされているところであります。皆さん、見られたこともあろうかと思っております。

そういう中でございますが、この御質問にあります展示会等につきましては、今現在、多くの作品が東京のアトリエなどにございまして、御遺族の方々が、現在、今後の対応を検討されておられるところでございます。

先ほど申しましたように、故人のさつま町に恩返しをという意味も含めまして、広くさつまの町民の方々に知っていただくためにも、今後、御遺族の方々からの御相談があれば、これをしっかりと協議しながら周知を図っていきたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

#### ○教育長（原園 修二君）

続きまして、本町出身者で文化面で貢献した人たちを学校教育で取上げ、子供たちにふるさと文化教育として学びの機会を与える考えはないかという御質問に回答させていただきます。

文化面で貢献された方では文化勲章を受章された帖佐美行氏をはじめ多くの方がいらっしゃいます。帖佐氏の作品につきましては役場本庁町民ホールに展示されているところであります。

文化面で貢献された方々の功績を子供たちが学ぶことは、子供たちの郷土愛を醸成するためにも極めて大事なことでと考えております。学習する教材として、さつま町郷土史研究会が発行されています「さつま町人物伝」というものがありまして、この中に文化面でも御活躍された先人の功績が記録されておりますので、町のホームページへの掲載を検討するなどして、その有効活

用を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、学校において、ふるさとを学ぶことは伝統や文化を尊重し郷土を愛する態度の育成につながるのみならず、国際化する社会の中で異なる文化や歴史、生活習慣を持つ相手に敬意を払い、協働して課題解決をすることができる持続可能な社会づくりの担い手の育成のためにも大切であります。

さつま町では、さつま学の推進による人間性豊かなまちづくりに取り組んできており、各小・中学校においては、さつまカルタを核としてふるさとを学ぶ機会を設けているところであります。さつまカルタには、彫金師の帖佐美行氏や作家の古木鐵太郎氏が取り上げられております。

また、毎年、11月から1月の期間に各学校で実施しているさつま検定は、この方々がどのような業績を残されたのかについて学ぶよい機会となっており、昨年度からはタブレット端末を使ってデジタル技術を活用した検定を始めているところでもあります。

今後は、この取組を基に郷土を学ぶ場として、タブレット端末のさらなる活用についても検討を進めるとともに、引き続き文化芸術の分野において秀でた方々がさつま町にもいることを学び、郷土に誇りを持つことができるようさつま学の推進を各小・中学校に働きかけてまいります。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

## ○新改 秀作議員

まずは、一応、町長も履歴を説明されたわけでございますけれども、私も一緒に酒も飲んだこともあったし、連絡を取ったこともございますので、彼の履歴等を補足という感じで説明したいと思えます。

彼は、2000年頃から寺院の天井に龍の絵を描く天空龍図というのを3か所ぐらいですかね、あと50枚ぐらい描いたということは聞いているわけでございますけれども、一番、皆さんが知っている四国八十八箇所の霊山寺の一番札所の天井に描いたと、その3.5メートルの正方形の板を見つけるのに苦労したと、天竜川の一番奥のどこかの寺院の神木を分けてもらってそれに描いたということを聞いております。

すごく高価なもので、下地にプラチナを埋め込んで、その上に龍を描いたと、八十八箇所の一番札所だったら、大体、年間に何十万人ぐらい参拝者がいるのか、私も大体の想像はつくわけですが、やっぱり多いですから、そういう経歴の持ち主であります。

九州管内にはあまり御縁はなかったんですけども、彼が何で龍を描いたかというのは、非常に自分が辰年であるということと、1つは中国の四神説というところで東という字をすごく重んじられるので、どうしても描いてみたいということで描いたら、そういうところにどうしても描いてくれと言われて描いたということをいろいろと彼から聞いたことがございます。

そうした中で、先ほども町長から説明がありましたように、最後の最後まで個展にこだわって、やっぱり好きな酒蔵の倉庫で最後の個展を開いて、自分は入院、あとは弟子さんたちがみんなを手伝って個展を成功させたと家族に聞いております。そういう方でございました。

講演活動も、相当、行っていたらしく、私たちはそういうところも、全然、講演の話は聞かなかったんですけど、相当、後世の育成のほうでも御尽力されていた方でございます。今年、そういう人生も終わったわけでございますけど、さぞ心残りのことだったと思う次第でございます。私たちがこの講演は聞けなくなったんですけども、本町としてもこのような日本画家をしのび、東氏の作品はあらゆるところに寄贈もあるわけですが、可能な限り展示等を行い広く町民に知ってもらうことは大事なことと思う次第でございます。

そういうことで、今回、家族の方が11月にもう1回、東京に行かれたということは聞いておるんですけども、その後、家族からの町長に対する連絡とか、そういうものはなかったのか、

ちょっとお伺いいたします。

#### ○町長（上野 俊市君）

その後ということでございまして、先般、民生児童委員の臨時総会がございまして、ちょうど妹さんがいらっしやいまして、この話もしたところでございます。

今回、新改議員が一般質問もされますと話をしまして、その中でも、今はどうですかという話もしたところでありますが、東京のほうのアトリエに行って、やっぱり作品が100点以上あるらしくて、その取扱いに非常に苦慮されておったところでもあります。こちらに持ってくるにも相当なお金の費用もかかるということやら、また額に入っているもの、額に入っていないものといろいろあるようでございまして、ここについては、また町と相談をさせていただきながら、何とか先ほど申しましたように故人の兄の意思を酌んでいただきたいというような話もしたところでもあります。

このように本町から出られた立派な画家でございますので、何とか広く町民に知っていただくためにも、今後、また話をして詰めていきたいと考えているところでございます。

#### ○新改 秀作議員

大体、私も判りました。そういうことで家族の意思を酌んで検討ということがあったものですから、私も言われたものですから、もちろんやっぱり家族の意思が一番大事だと思うんですけども、町としても取り組んでいただきますよう要請して、一応、町長に対する質問は終わりにしたいと思いますが、あとでちょっと1点ぐらいあるかもしれませんが、とりあえず、次は教育長にちょっとお伺いいたします。

この東氏は日本画で日本の文化に貢献されたわけでございますけれども、今、私は（仮称）ふるさと文化教育ということで言ったんですけれども、さつま町もやっぱりやっているんですね、たくさんは知らなかったんですけど、いろいろとさつまカルタ、さつま検定、私はタブレットでやっているというのは知らなかったですね、そういうことをやっていらっしやるんだなということに感謝を申し上げるところでございます。

その東氏は画家であったわけでございますけれども、私が1つ気になるのは、湯田に湯之神社というのがございまして、そこは岩谷莫哀という方の川内川を詠んだ歌碑があります。その方を調べてみれば、川内まごころ文学館というところで自分の歌集をたくさん出して物すごく重宝されている方で、何でさつま町の出身なのにここでは何もしないのかなと思って、今回、生まれがやっぱりさつま町湯田なものですから、担当課にこういう方がいるから、どうかそのさつまカルタに掲載したり、人物として人物伝に名を連ねたほうがいいんじゃないかと思うわけでございませぬけれども、その辺を教育長としてはどのように考えていらっしやいますか。

#### ○教育長（原園 修二君）

岩谷莫哀の話が出てきましたが、私も名前は存じ上げております。早世でかなり若くして亡くなられたというような有名な方で、先ほど申しました人物伝の中にも掲載されていたのではないかなというふうに思っております。湯田の中にあるというのも確かそれに書かれておりますので、私もまだ見に行くチャンスがないんですが感心を持っておりました。

そういった方や、まだほかにも、今、出てまいりました東先生や掲載されていない方が随分おられます。さつまカルタは御承知のとおりかるたですので、いろはかるたですので48枚ぐらいの数で構成されますが、一版を作ってからまた少し見直しをするときになっているんだろうと思います。

そういう中で、東氏とか岩谷莫哀とか、ほかにもまだありますので、そういった方をもう1回検証して、数はちょっと増えてもいいんじゃないかなと思っています。数に入ると誰かを入れ

ると誰かを外さないといけないということになりますので、そうではなくて豊富にありますよといったことで、たくさんそういった物を作ってあげばいいというふうに思っております。

ぜひそういったところは、今まで知らなかったことは新たに調べて、またこういう人が活躍をしてくださったということは、私たち、今、生きている人間にとりましても励みになる、元気の出る話でもありますので、ぜひそういったところは実現をさせていけるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

#### ○新改 秀作議員

私はその人がちょっと気になったものですから、やっぱり東氏と同様に岩谷莫哀も、たくさんいらっしゃるということでございますけれども、人物伝もですけども、私は古木鐵太郎とか帖佐美行さんとか、そういうことが載っているとは判ったんですけども、それも含めて、やっぱり小学校及び中学校等で、高校もですけども、子供たちに広く知ってもらいたい、子供たちが文化ということに少しでも関心を持ち、町の文化活動に頑張ってもらうことが大事なことではないかと思えます。私はスポーツのほうだったんですけども文化のほうもやっぱり両方大事ですから、車の両輪と同じで文化のほうも頑張ってもらいたいと思うところでございました。

それから、この作品の管理に対してですけれども、寄贈された作品の取扱いについて、もし取扱いに関するものがあつたら、その課題とかがあつたらお示し願いたいと、作品を取扱うことに対して、私はいろいろと頭の中では廃校跡地とか、セキュリティの問題があつたりするものですから、どんなもんかなと思って、やっぱり寄贈となった場合に何が問題なのか、課題があつたらお示し願いたいと思えます。

#### ○社会教育課長（永江 寿好君）

今、新改議員からの質問で、保管場所、管理の面でどういう課題があるかというような問いだと思いますけれども、先ほど言われたように閉校した校舎とか文化の歴史資料館、そういうところが対象となってこようかとは考えております。

ただ、そういう中で管理についても学校に寄贈していただく分、それと町で管理する分、それと、できれば県の歴史資料センターなどでできるものはお願いしようかというようなことは考えております。

ただ、町で管理となると、先ほど言いましたようにいろんな問題がございまして、その中で一番は、絵というのは湿気、直射日光が当たるといけないということで、湿気は50%から60%が適切であるというようなことです。それと温度につきましても1年中変わらない、18度から20度が最適な温度である、それから管理するためにはスペース等が必要になるということを考えております。

その中で、先ほど申しましたように1年間通して一定の環境で管理ができるような施設を、今後、寄贈があれば確保して対応していきたいというふうには考えております。

以上です。

#### ○新改 秀作議員

そこで、この絵だけではなくてほかの美術品も展示、管理となった場合に、私は日高町長のときに文化施設を新しく造るのではなくて、文化施設の一角をちょっと確保してそこに造って展示したらとか管理をしたらとかいろいろと一般質問でも言った経緯があるわけですけども、文化施設の周辺に新しく造るのではなくて、あの建物を利用して造る計画とか思いとか、多分、今はまだ新築とか何も決まっていないと思うんですけども、その辺を教育長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

#### ○教育長（原園 修二君）

今、議員がおっしゃられたようなことを教育委員会の中でもどういうふうな形がいいだろうかと時々話題にすることがあります。やっぱり一番気にしているのは、先ほど社会教育課長からもありましたけれども作品の管理で、そのすばらしい作品を持っている間に劣化してしまうというのは非常にもったいないわけですね、ベストな状態でないと保存がなかなかできないということもありますので、そういうところも考えて十分吟味していかないといけないと思います。

また、仮に寄贈という話がありましたけれども、作品が何点ぐらいになるのか、量的なものやどういった物か、仮にスペースがあるとしたら、それに入るのはどういう物が何点ぐらいかとか、そういったことをいろいろと研究しながら進めていかないといけないというふうに思っております。

今、ここでここがどうこうということを具体的に申し上げるということではできないわけですが、そちらの前向きな検討ということで進めていきたいというふうに考えております。

#### ○新改 秀作議員

前向きな検討を要請するわけですが、1つ私も気になったのは、この下に展示してあるものが幾つもあります。広報でどこかの美術展であった子供たちのも飾ってあると思うんですけども、果たしてここに展示するのが本当に住民が見るのかなと思って、住民は庁舎に用事があって来てわざわざ見て帰る人は、自分の知っている人だったらいいんですけども、私はあまり意味がないように、それよりもまだちょっと建物の中でいろいろな物を飾って公開したり、文化係も大変ですけども、それがあって初めて、うちは美術館はできないわけですが、やっぱりいろいろ財政的な問題がありますから、その代わりにそういうことをするか、果たしてこの庁舎がいいのかこの辺も十分に、セキュリティーはありますよ、果たして住民で見る人が何人いるのかなと思ったり、そういうのもありますから、よくもう1回検討して、例えば文化センターでするにしても計画をしっかり立てて最善の方法で展示、それと管理まで、これも要請しておきますので、ひとつ考えてみてはいかがでしょうか。

もう大体言うことは言いましたが、これをするには文化係、あるいは教育委員会ももちろんですけども、文化係も必死になってその展示会、あるいはいろんな企画をされたり大変ですけども、町の文化の発展のためですので、文化係にもエールを送りながら、子供たち個々の心に文化として芽生えるものであると信じるものであります。子供たちの情操教育の一環として取り組んでもらえますよう要請いたしまして、これで終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、新改秀作議員の質問を終わります。

---

### △散 会

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日12月7日は、午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後2時42分

令和4年第4回さつま町議会定例会

第 4 日

令和4年12月7日



令和4年第4回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和4年12月7日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議場

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 新 改 幸 一 議員 | 2番  | 平 山 俊 郎 議員 |
| 3番  | 上 圀 一 行 議員 | 4番  | 橋之口 富 雄 議員 |
| 5番  | 中 村 慎 一 議員 | 6番  | 上別府 ユ キ 議員 |
| 7番  | 森 山 大 議員   | 8番  | 新 改 秀 作 議員 |
| 9番  | 平八重 光 輝 議員 | 10番 | 有 川 美 子 議員 |
| 11番 | 古 田 昌 也 議員 | 12番 | 岸 良 光 廣 議員 |
| 13番 | 上久保 澄 雄 議員 | 14番 | 川 口 憲 男 議員 |
| 15番 | 柏 木 幸 平 議員 | 16番 | 宮之脇 尚 美 議員 |

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

|        |           |       |         |
|--------|-----------|-------|---------|
| 事務局 長  | 早 崎 行 宏 君 | 議事係 長 | 西 浩 司 君 |
| 議事係 主任 | 杉 元 大 輔 君 |       |         |

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|           |           |          |           |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 町 長       | 上 野 俊 市 君 | 副 町 長    | 高 田 真 君   |
| 教 育 長     | 原 園 修 二 君 | 総 務 課 長  | 角 茂 樹 君   |
| 企画政策課長    | 小野原 和 人 君 | 財 政 課 長  | 富 満 悦 郎 君 |
| 町民環境課長    | 松 山 和 久 君 | 保健福祉課長   | 甫 立 光 治 君 |
| 子ども支援課長   | 藤 園 育 美 君 | 農 政 課 長  | 山 口 泰 徳 君 |
| 担い手育成支援室長 | 山 口 良 浩 君 | ふるさと振興課長 | 米 丸 鉄 男 君 |
| 建 設 課 長   | 原 田 健 二 君 | 水 道 課 長  | 出 水 隆 君   |
| 消 防 長     | 下 村 晴 彦 君 | 教育総務課長   | 大 平 誠 君   |
| 社会教育課長    | 永 江 寿 好 君 |          |           |

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第73号 さつま町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 2 議案第74号 さつま町個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 3 議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 4 議案第76号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 5 議案第77号 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について
- 第 6 議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）
- 第 7 議案第79号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第80号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）

議案付託表

| 委員会              | 議案番号 | 件名   |
|------------------|------|--|
| 総務厚生<br>(第1委員会室) | 73   | さつま町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について   |
|                  | 74   | さつま町個人情報の保護審査会条例の制定について  |
|                  | 75   | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について   |
|                  | 78   | 令和4年度さつま町一般会計補正予算(第10号)(関係分)<br>第1条 歳入歳出予算の補正<br>歳入<br>11款 地方交付税<br>15款 国庫支出金(関係分)<br>16款 県支出金(関係分)<br>17款 財産収入(関係分)<br>19款 繰入金<br>20款 繰越金<br>21款 諸収入(関係分)<br>歳出<br>1款 議会費<br>2款 総務費(関係分)<br>3款 民生費<br>4款 衛生費<br>9款 消防費<br>12款 公債費<br>人件費全部<br>第2条 繰越明許費の補正(関係分)<br>第3条 債務負担行為の補正(関係分) |
|                  | 79   | 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)   |
| 文教経済<br>(第2委員会室) | 76   | さつま町営住宅等条例の一部改正について  |
|                  | 77   | 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について   |
|                  | 78   | 令和4年度さつま町一般会計補正予算(第10号)(関係分)<br>第1条 歳入歳出予算の補正<br>歳入<br>15款 国庫支出金(関係分)<br>16款 県支出金(関係分)<br>17款 財産収入(関係分)<br>21款 諸収入(関係分)<br>歳出<br>2款 総務費(関係分)<br>6款 農林水産業費<br>7款 商工費  |

| 委員会 | 議案番号 | 件名  |
|-----|------|---|
|     | 80   | 8款 土木費<br>10款 教育費<br>第2条 繰越明許費の補正（関係分）<br>第3条 債務負担行為の補正（関係分）<br>令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号） |

## △開 議 午前9時30分

### ○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第4回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

これから、12月2日に提案がありました議案第73号から議案第80号までの議案8件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

---

△日程第1「議案第73号 さつま町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、日程第2「議案第74号 さつま町個人情報保護審査会条例の制定について」、日程第3「議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、日程第4「議案第76号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」

### ○議長（宮之脇尚美議員）

まず、日程第1「議案第73号 さつま町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」から日程第4「議案第76号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」までの議案4件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案4件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

### ○新改 幸一議員

おはようございます。議案第74号のことについてお伺いいたします。

74の1ページの中で組織の関係で第3条、委員会は委員5人をもって組織するという、第3条に組織の委員の人数を決めてあるわけですが、この委員の5名の中には当然だと思うんですが、男女平等参画を含めてですね、縛りを細かく、5人のうち女性を最低何名は組織の中に委員として任命せないかとか、そういう細かい縛りはないものなのかというのが一点と、次のページの第4条、委員は優れた識見を有する者ということで町長が任命するというところでうたっているんですが、この優れた識見、5人の中で優れた識見という言葉で整理をしてあるんですけども、具体的に優れた識見という流れの感覚といいますか、我々素人にどういうふうな、できれば一つの例があれば、そういうところの中身をちょっと教えていただければありがたいと思います。

### ○総務課長（角 茂樹君）

ただいまの御質問でございますが、設置する審査会につきましては、今現在、現行の個人情報保護条例等に基づきます審査会につきましては、県内の市町村及び広域組合において共同で設置している審査会を活用しているところでございます。これが新しい改正法に基づきましても同じ審査会に移行するというふうには思っているところでございますが、今その審査会におきましては、女性につきましては、女性それぞれの今回の中では住民代表の中として女性の委員の方も選出をされているというような取組をされているところでございます。併せまして識見につきましては、弁護士等、あと学識経験者として大学の教授を選出しているというようなことで5名で委

員として構成をし、審査会を形成しているというような状況でございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案4件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

---

#### △日程第5「議案第77号 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第77号 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について」を議題とします。

本件の提案理由については、説明済みであります。

これから本件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号については、配布してあります議案付託表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

---

#### △日程第6「議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第6「議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○中村 慎一議員

総体的なことでのお尋ねをしたいと思います。今回燃料高騰に伴う予算を追加費用を各施設指定管理の関係、計上してございますけれども、これらの施設に係る運営経費、管理経費の中で、今回追加費用として計上された燃料高騰に係る部分が何%ぐらいになるのか、そういったのを計算をしているのがあればそのところをお知らせを頂きたいというふうに思います。

○財政課長（富満 悦郎君）

今回の燃料高騰に対する補正につきましては、電気料金が主なものになります。庁舎の例で例えますと、前年度決算と今年の見込みを比較すれば50%から多いところは70%ぐらい上がる。電気料金の契約によっても違うところがあるんですけれども、5割以上は上がっているような状況でございます。

○中村 慎一議員

ただいまの庁舎経費で半分ぐらい上がってきているということでもあります。町内のこういう有する町有施設等の維持管理の中で全体の管理経費の中で幾らぐらい増えてきているのかといったようなところは、ある程度計算をしてもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思います

ので、これにつきましてはまた後ほどでもいいですので、お知らせ頂きたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○川口 憲男議員

財政課長に一点だけ。歳入のところの繰越金ですけれども、以前説明があったかと思うんですけども、7,102万8,000円、これが最終的なのか。その後はどうなるのか。全額でこひこなのか、ちょっとその説明をもう一回お願いします。

○財政課長（富満 悦郎君）

本年度の繰越金につきましては、総額で4億7,426万6,000円でございます、今回の10号補正に財源を充当した残りの金額はゼロということで、全て充当、今回の補正でしたということになっております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号については、配布してあります議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第7「議案第79号 令和4年度さつま町国民健康  
保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第8「議  
案第80号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予  
算（第4号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第7「議案第79号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」及び日程第8「議案第80号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

本日から12月9日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

---

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月23日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前9時41分

令和4年第4回さつま町議会定例会

第 5 日

令和4年12月14日



令和4年第4回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 令和4年12月14日 午後1時05分

---

○会議の場所 さつま町議会議場

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (16名)

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 新 改 幸 一 議員 | 2番  | 平 山 俊 郎 議員 |
| 3番  | 上 圀 一 行 議員 | 4番  | 橋之口 富 雄 議員 |
| 5番  | 中 村 慎 一 議員 | 6番  | 上別府 ユ キ 議員 |
| 7番  | 森 山 大 議員   | 8番  | 新 改 秀 作 議員 |
| 9番  | 平八重 光 輝 議員 | 10番 | 有 川 美 子 議員 |
| 11番 | 古 田 昌 也 議員 | 12番 | 岸 良 光 廣 議員 |
| 13番 | 上久保 澄 雄 議員 | 14番 | 川 口 憲 男 議員 |
| 15番 | 柏 木 幸 平 議員 | 16番 | 宮之脇 尚 美 議員 |

欠席議員 (なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

|        |           |       |         |
|--------|-----------|-------|---------|
| 事務局 長  | 早 崎 行 宏 君 | 議事係 長 | 西 浩 司 君 |
| 議事係 主任 | 杉 元 大 輔 君 |       |         |

---

○本日の会議に付した事件

第 1 岸良光廣議員に対する処分要求の件

△開 議 午後1時05分

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまから、令和4年第4回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。  
本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「岸良光廣議員に対する処分要求の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第1「岸良光廣議員に対する処分要求の件」を議題とします。

有川美子議員から地方自治法第133条の規定によって、岸良光廣議員に対する処分の要求が提出されております。

地方自治法第117条の規定によって、岸良光廣議員の退場を求めます。

[岸良 光廣議員退場]

○議長（宮之脇尚美議員）

ここで、有川美子議員から説明を求めます。

[有川 美子議員登壇]

○有川 美子議員

初めに、私が処分要求書を提出したことに伴い、議会運営委員会の開催や会期日程を変更して本日御出会頂いておりますこと心より感謝申し上げます。

それでは、趣旨説明をいたします。

12月7日の定例会開会前の議場内及び総務厚生常任委員会の審議中並びに協議中において、岸良光廣議員より私有川美子に対して、憲法第21条第1項の保障する表現の自由を侵害する圧力行為と、さつま町議会基本条例第1章第3条第1号及び第5章第8条第1項並びに第2項に違反をして侮辱をされました。

具体的な内容の説明については、書面にて詳細な記録報告書を既に提出しておりますので、この場では省略させていただきますが、岸良光廣議員から私に対して、議案審議前にもかかわらず、この議場において私に常任委員会にて質疑をしないようにさせようとする趣旨の発言や威圧的な態度、そして委員会運営中には、総務厚生常任委員会の委員長として、その立場を逸脱し、私の質疑を遮るばかりか質疑をやめさせようとした、この言動を私への侮辱と捉えました。

議員への処分要求書とは、議員個人で提出ができますので、私一人で熟考の上提出いたしました。そして、提出するか否かにおいては、私たちの任期はまだ2年以上あること、そして、今私が声を上げず、岸良議員の違反、侮辱をそのままにしておけば、今後の議案審議における議員同士の自由闊達な意見交換や町民の代表として十分に議論を尽くして合意形成を図ることなど、同じ議員同士支障が出ないか。今後も健全で透明性のある議案審議を行い、町民の皆様への説明責任を果たせるのか、このような点を十分に考慮し、今回は処分要求という形でその是非を問うべきとの判断に至りました。よって、地方自治法第133条、侮辱に対する処置に基づき、岸良光廣議員への処分を要求いたします。

最後に、私は言うまでもないこととは思いますが、私はこの処分要求と補正予算等の議案審議においては、一線を画すものと考えております。

以上、私の趣旨説明を終わります。

[有川 美子議員降壇]

○議長（宮之脇尚美議員）

ここで、岸良光廣議員から、本件について一身上の弁明をしたいとの申出があります。

お諮りします。これを許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。したがって、岸良光廣議員の一身上の弁明を許すことに決定しました。  
岸良光廣議員の入場を許します。

〔岸良 光廣議員入場〕

○議長（宮之脇尚美議員）

岸良光廣議員に一身上の弁明を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

私のことで皆様には大変御迷惑をおかけしまして申し訳ありません。

ただいま有川委員のほうから説明がありましたが、今日の午前中の一番最後のときに古田議員のほうから、これは審議を止めたということでありますよねちゅうことでありましたんで、そのことについて私の弁明をいたしたいと思います。

審議を中止したのは事実です。これは、今まで私は議員になって約10年、様々な先輩議員の方々が委員長を務められて、各委員の審議の中で委員長が、これは一旦休憩にして自由討議をしてからまた審議に入ったほうがいいなちゅうときには、審議中止をされておりましたし、また私も委員長になりましてから、審議をこれまで何回か止めてというか、休憩をして自由討議をした上でまた審議を再開して進めるというほうが審議がうまくいくんじゃないかというふうに考えたときにはそういうふうにしてきました。

今回も有川委員が質問されている中で、有川委員が質問される内容と関係課長の答弁される内容がなかなかうまくみ合わないなというふうに私は感じておりました。その中で上野議員から、今有川委員が質問されている債務負担行為の見直しについては、私もちょっとおかしいと思うがどうなっているのかという質疑がありましたので、これは一旦休憩をして自由討議にして、その中で私が知り得る内容説明ができればそのほうがほかの議員の皆様も内容がよく判ってそのあとの議案審議がうまくいくのではないかなというふうに考えて、私の委員長としての自分の考えで審議を中止し、その中で自由討議に入ったというのが真実であります。

その中で私が審議を止めて休憩に入ったことによって、有川委員が侮辱されたとか、自分の発言を阻止されたというふうには感じられたのであれば、私の説明もしくは配慮が足らなかったのかなというふうには私も考え、この件についてはおわびを申し上げたいと思います。

ただ、総務厚生常任委員会のそういう審議をスムーズに運ぶためには休憩が必要じゃないかというふうに私が考えたものですから、そういうふうに審議を一旦中止してというのが事実です。

これには、今申し上げましたけど、有川委員の発言を遮るとか、あるいは侮辱するという考えは毛頭ありませんでした。

以上です。

〔岸良 光廣議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ここで、岸良光廣議員の退場を求めます。

〔岸良 光廣議員退場〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○古田 昌也議員

質疑になるかどうか判らんですが、先ほどの有川議員の答弁の中で熟考したという形になっているんですけど、こういった形になる前に御本人さんにはそういった相談みたいなのはやったのか、そういったことを訴えはしたのかということをお聞きしたいです。

○有川 美子議員

失礼いたしました。ただいま古田議員より、私がこのように処分要求書を提出する前に熟考したということですが、本人へのそのようなことをお伝えしたかどうかということではありますが、詳しく私のほうで記録報告書に記入をしておりますので、正直この場で細かいことをお答えするのは適当ではないかと思えますけれども、それができないような状態に私自身がそのような身体的な、そして精神的な影響を受けた状況であったこと。ただし、それであっても議案審議、そしてこの処分要求書を出す件については冷静に、そして十分に熟考して決断をいたしましたことをお伝えします。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。懲罰の議決については、会議規則第111条の規定によって、委員会付託を省略することができないことになっております。よって、本件については8人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、岸良光廣議員に対する処分要求の件については、8人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、懲罰特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより懲罰特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、懲罰特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

当本会議終了後に懲罰特別委員会を招集します。委員会の場所を第1委員会室と定めます。

---

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月23日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後 1 時 2 0 分

令和4年第4回さつま町議会定例会

第 6 日

令和4年12月23日



令和4年第4回さつま町議会定例会会議録

(第6日)

○開議期日 令和4年12月23日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議場

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 新 改 幸 一 議員 | 2番  | 平 山 俊 郎 議員 |
| 3番  | 上 圀 一 行 議員 | 4番  | 橋之口 富 雄 議員 |
| 5番  | 中 村 慎 一 議員 | 6番  | 上別府 ユ キ 議員 |
| 7番  | 森 山 大 議員   | 8番  | 新 改 秀 作 議員 |
| 9番  | 平八重 光 輝 議員 | 10番 | 有 川 美 子 議員 |
| 11番 | 古 田 昌 也 議員 | 12番 | 岸 良 光 廣 議員 |
| 13番 | 上久保 澄 雄 議員 | 14番 | 川 口 憲 男 議員 |
| 15番 | 柏 木 幸 平 議員 | 16番 | 宮之脇 尚 美 議員 |

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

|        |           |       |         |
|--------|-----------|-------|---------|
| 事務局 長  | 早 崎 行 宏 君 | 議事係 長 | 西 浩 司 君 |
| 議事係 主任 | 杉 元 大 輔 君 |       |         |

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

|           |           |          |           |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 町 長       | 上 野 俊 市 君 | 副 町 長    | 高 田 真 君   |
| 教 育 長     | 原 園 修 二 君 | 総 務 課 長  | 角 茂 樹 君   |
| 企画政策課長    | 小野原 和 人 君 | 財 政 課 長  | 富 満 悦 郎 君 |
| 町民環境課長    | 松 山 和 久 君 | 保健福祉課長   | 甫 立 光 治 君 |
| 子ども支援課長   | 藤 園 育 美 君 | 農 政 課 長  | 山 口 泰 徳 君 |
| 担い手育成支援室長 | 山 口 良 浩 君 | ふるさと振興課長 | 米 丸 鉄 男 君 |
| 建 設 課 長   | 原 田 健 二 君 | 水 道 課 長  | 出 水 隆 君   |
| 消 防 長     | 下 村 晴 彦 君 | 教育総務課長   | 大 平 誠 君   |
| 社会教育課長    | 永 江 寿 好 君 |          |           |

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第73号 さつま町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 3 議案第74号 さつま町個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 4 議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 5 議案第76号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 6 議案第77号 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について
- 第 7 議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）
- 第 8 議案第79号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第80号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第82号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第11号）
- 第11 発委第 3号 さつま町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第12 報告第10号 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について
- 第13 岸良光廣議員に対する処分要求の件
- 第14 所管事務調査報告の件
- 第15 議員派遣の件
- 第16 閉会中の継続調査の件

## △開 議 午前9時30分

### ○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第4回さつま町議会定例会第6日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

ここで、12月2日に提出されました令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）について、執行部から訂正の申出がありましたので、これを許可し、発言を許します。

### ○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」につきまして、議案の説明資料に誤りがありました。まずもって、誤りがありましたこととおわび申し上げます。

訂正箇所につきましては、予算書の10ページをお開きください。あわせて、正誤表をお配りしてございます。

予算書の10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

上段の11款1項1目地方交付税の説明欄、表の右側になります。

普通交付税の金額「44830」を「53856」に訂正。

次は、11ページであります。

下段の20款1項1目繰越金の説明欄、これも表の右側になります。

前年度繰越金の金額「80054」を「71028」に訂正をさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

---

## △日程第1「諸般の報告」

### ○議長（宮之脇尚美議員）

次に、日程第1「諸般の報告」を行います。

教育委員会から、令和3年度教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の提出がありましたので、その写しをお配りしてあります。

口頭報告は省略します。

これで、諸般の報告を終わります。

---

△日程第2「議案第73号 さつま町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、日程第3「議案第74号 さつま町個人情報保護審査会条例の制定について」、日程第4「議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、日程第5「議案第76号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第6「議案第77号 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について」、日程第7「議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」、日程第8「議案第79号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第9「議案第80号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）」

### ○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第2「議案第73号 さつま町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」から日程第9「議案第80号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）」までの議案8件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。  
まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔岸良 光廣議員登壇〕

#### ○総務厚生常任委員長（岸良 光廣議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第73号 さつま町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」「議案第74号 さつま町個人情報保護審査会条例の制定について」「議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」「議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」の関係分及び「議案第79号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、以上の議案5件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第73号であります。

今回の条例制定は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合され、個人情報保護制度に一元化されることに伴い、町として新たに条例を制定するものであります。

質疑の中で、既納の手数料については還付しない。ただし、町の機関が正当な理由があると認めたときは、この限りではないと記載してある。正当な理由とはどのような場合かただしましたところ、災害事案が発生し、対応ができなくなった場合の返金等が想定される。しかし、様々な事案が想定されるため、案件があった際に、その都度判断していくとのことであります。

次は、議案第74号であります。

今回の条例制定は、地方公共団体の個人情報保護制度について、令和5年4月1日から改正後の個人情報の保護に関する法律の適用を受けることから、同法に基づく審査会設置のための条例を制定しようとするものであります。

質疑の中で、審査会の構成メンバーはどのようになっているか、また、さつま町のこれまでの案件は何件ほどあったのかただしましたところ、県内市町村の共同で審査会を設置し、弁護士や大学の教授、住民代表などが構成員となっている。また、さつま町での案件は、これまでに発生していないとのことであります。

次は、議案第75号であります。

今回の条例制定は、国家公務員の定年が段階的に引き上げられることにより、地方公務員の定年についても、60歳から65歳まで段階的に引き上げられることから、さつま町職員の定年等に関する条例をはじめとする関連の条例11本の関係条項を、本条例にて改正するものであります。

次は、議案第78号の関係分であります。

まず、2款1項14目庁舎管理費の本庁費及び鶴田支所費、薩摩支所費について、165万5,000円が計上されております。これは、燃料価格高騰に伴う電気料金の増加分であります。次に、2款1項16目諸費の一般管理費に1,648万7,000円が計上されております。こ

これは、令和3年度障害者自立支援給付金の国庫負担金返還金と県負担金返還金を、利用者の減による確定通知に伴い、負担金を返還するものであります。

次に、3款1項2目老人福祉費の緊急通報体制整備事業費について、9,000円が計上されています。これは、緊急通報用の電話設置の需要が多く、今後も新規の申込みが見込まれることによるものであります。

質疑の中で、緊急通報体制整備事業の申込み件数が増加している要因についてただしましたところ、心疾患や転倒リスクの高い方の申請が増えているとのことであります。

次に、3款2項4目児童福祉施設費の児童遊園地管理費について、25万円が計上されています。これは、若竹児童遊園地のトイレの建て替え計画による解体工事積算とアスベスト調査業務の委託料であります。

質疑の中で、アスベスト調査が必要なほど老朽化していたのかただしましたところ、トイレは昭和62年に建設されており、今回台風で破損したもので、築年数に関係なく、建物を解体する際にはアスベスト調査が必要となるとのことであります。

次に、4款2項3目ごみ処理費のごみ処理管理費について、569万8,000円が計上されています。これは、ごみ収集業務委託について作業安全確保の観点から、積算作業人数の見直し及び物価高騰による燃料価格の改定を含め、業務委託料の変更を行うものであります。

質疑の中で、積算作業人数をどのように見直したか、また、作業人数の見直しを行った時期についてただしましたところ、宮之城地区は7.5人から9人へ、鶴田・薩摩地区は当初の5人から6.5人に見直しを行った。また、4月から業務を行う中で、4月から9月までの履行状況をそれぞれ事業者を確認をし、当初の積算人数で可能かどうか判断したところ、作業自体は積算した人数で可能と考えるが、昨今のごみ分別が徹底されていない状況や、収集作業所等で1人で作業をする際の交通事情もあり、危険を伴うことが想定されることから、原則2人1組での作業が適正ではないかという見直し等を行い、作業人数については、当初契約の約款に基づき、10月以降の積算を見直したとのことであります。

次に、9款1項1日常備消防費の消防業務費に116万9,000円が計上されています。これは、火災・救急出動の増加に伴う燃料費増加分及び救急出動の増加と新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療用廃棄物処理袋の不足分を購入するものであります。

質疑の中で、医療廃棄物処理袋はどのようなときに使用するものかただしましたところ、感染防止衣等を処分する際に使用し、発熱等がある場合の救急出動時は着用することから、使用した感染防止衣等は産業廃棄物として医療用廃棄物処置袋で処分しなければならないとのことであります。

次に、債務負担行為について、さつま町地方公共交通特別対策事業補助として、1,140万円が計上されています。これは、鹿児島交通株式会社が運行する本町と薩摩川内市を結ぶ路線バスが、国の地域公共交通確保維持改善事業の補助要件を満たさなくなり、さつま町と薩摩川内市で共同で運行する県単補助事業のバス路線となったとのことであります。

質疑の中で、国の補助要件を満たさなくなった理由についてただしましたところ、国の補助要件は1日当たり15人から150人の乗車数であり、コロナ禍、1日約10人の乗車数であったことから、国の補助要件を外れたとのことであります。

なお、歳入についてであります。今回の補正予算に際し、各小学校特別教室の空調設備に、公共施設整備基金から繰入金5,000万円が計上されております。

次は、議案第79号についてであります。

歳出では、葬祭費の支払い不足が生じる見込みがあるとして、30万円が計上されております。

最後に、改めて一括質疑で、業務開始から半年でゴミ収集業務委託の見直しを行ったのは、受託業者からそのような声があったのか。また、民間業者の事情や現場、働き方改革等も考慮し、業務内容の積算を慎重に行うべきではないかたまたまのところ、ゴミ出しのマナーが非常に悪く、再三防災無線等で放送している。収集作業員に相当な負担を与えており、収集作業に時間を要し、幹線道路での駐車時間が長くなるということにもつながることから、マナー向上の啓発はもちろんであるが、このような事情も考慮しながら、今回変更することにした。また、積算に当たっては、十分に法令等を遵守しながら、町として行わなければならないと考えており、当初の入札についても十分に考慮した上で執行していると考えているとのことであります。

以上、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔新改 幸一議員登壇〕

○文教経済常任委員長（新改 幸一議員）

おはようございます。マスクを外して報告させていただきたいと思えます。

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査を踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第76号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」「議案第77号 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について」「議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」関係分及び「議案第80号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）」、以上の議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、概要を申し上げます。

まず、議案第76号であります。

今回の改正は、上向東団地の一部用途廃止及び湯之元団地の用途廃止に伴うもので、火災による一部焼失及び経年劣化による計画的な用途廃止を行うものであります。

質疑の中で、湯之元団地について、用途廃止後の建物及び土地活用等についてただしましたところ、住宅については解体の方向で検討しており、土地については普通財産に変更してから活用方法を検討していくとのことであります。

次は、議案第77号であります。

今回の議決事項の変更は、さつま町平川郷の指定管理者を任意団体である平川郷管理組合から一般社団法人ひらかわ屋に変更するもので、法人化することで酒類の販売や各種補助事業等に取り組むなど、組織の経営強化を図ることを目的とするものであります。

質疑の中で、町内の他の直売所における法人化についてただしましたところ、町内直売所のうち、出荷者等が組織している任意組合については、法人化の動きを想定しながら注視していきたいとのことであります。

次は、議案第78号の関係分であります。

歳出の6款1項6目農業農村施設管理費に115万4,000円が計上されております。これ

は、電気料や燃油等の高騰による指定管理料の追加委託料であります。

質疑の中で、薩摩農産物加工センターについては、燃料価格高騰分として使用料を増額する考えはないかたまたましたところ、現在のところ、使用料の増額は考えていないとのことでもあります。

次に、6款1項9目農地中間管理事業費に336万1,000円が計上されております。このうち経営転換協力金は、経営面積の縮小や農業をリタイヤされる方に対して交付されるものであります。

質疑の中で、経営転換をされる方は多いのか、また、その後の農地はどうなるのかたまたましたところ、今回の補正予算では4戸の交付を計上しており、農家は減少しているが、農地の貸出しにより新たな担い手が引き続き管理していくとのことでもあります。

次に、8款4項2目公園管理費に2,209万6,000円が計上されております。このうち、かぐや姫グラウンド国体関連施設改修工事は、芝、散水栓、得点板について整備するものであります。

質疑の中で、グラウンド芝部分の整備内容についてたまたましたところ、来年度開催予定の国体に向けて施設の点検を行った結果、グラウンド内に陥没箇所が発見されたため、その補修を行うとのことでもあります。

次に、10款2項1目小学校共通管理費に1億3,878万5,000円が計上されております。これは、特別教室の空調設備の設置に係る経費、価格高騰に伴う2小学校の電気料金を増額するものであります。

質疑の中で、他の小学校の電気料金については増額しなくてもよいのかたまたましたところ、山崎小学校と盈進小学校は高压電力の設置があるため補正予算を計上するが、他の小学校については既存予算内で執行できると考えているとのことでもあります。

次に、10款6項2目宮之城屋内温泉プール等管理費に76万5,000円が計上されております。これは、価格高騰に伴う電気料金と水質検査手数料であります。

質疑の中で、水質検査手数料が当初予算で計上されなかった理由についてたまたましたところ、令和4年第3回定例会の一般質問において、宮之城屋内温泉プールからの排水が藻の発生原因ではないかという質問を受け、今回補正予算を計上し、水質検査を行いたいと考えているとのことでもあります。

次に、歳入の17款2項1目不動産売払い収入に752万円が計上されております。これは、佐志ニュータウン2区画分の売払い収入であります。

質疑の中で、佐志ニュータウンの売払い状況について、また、温泉区画の販売促進対策についてたまたましたところ、佐志ニュータウンは今年度2区画売却しており、現在は一般区画が2区画、温泉区画が2区画残っている。また、温泉区画は売却価格が高いため売払いに苦慮しているが、令和元年度から温泉を配湯しない一般区画としての購入を選択することができるようにしているとのことでもあります。

次は、議案第80号であります。

収益的収入については、11款水道事業収益を474万円減額し、収益的支出については、21款水道事業費用を486万2,000円増額しようとするもので、資本的支出については、41款1項4目固定資産購入費の予算組替えを行うものであります。固定資産購入費は、青芝野配水池の築造予定地の購入費用であります。

質疑の中で、青芝野配水池を新たに築造する理由についてたまたましたところ、佐志水源池は取水量が計画に迫っていることから、安定的な供給のために、水量に余裕のある地区から新設す

る配水池に貯留し、佐志地区の一部に給水する計画であるとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔新改 幸一議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○有川 美子議員

それでは、ただいま文教経済常任委員長よりございました報告について、1項目、2点をまとめて質問をいたします。

現在、報告書では、資料の2ページ一番下、下段の項目でございます。

10款2項1目小学校共通管理費における特別教室の空調設備設置について、審査の過程において、町内全ての小学校で空調設備がない教室がゼロになるとの説明が、担当課よりあったのでしょうか。全ての小学校です。

次は、薩摩地区の小学校統廃合について関連して質問いたします。

現在、話合いが進められてきておりますが、薩摩地区3小学校全ての特別教室にも、今回、空調設備が整備されるとの説明があったのでしょうか。

この点をお答えをお願いいたします。

〔新改 幸一議員登壇〕

○文教経済常任委員長（新改 幸一議員）

有川議員より質疑がありましたので、回答を申し上げます。

文教経済常任委員会における小学校共通管理費についての審査の過程において、特別教室の空調設備については、今回補正予算で計上されている小学校のほか、現在、大規模改修工事を行っているため、来年度予算で計上する予定の柏原小学校を含めると、100%の教室で空調設備が整備されると、教育総務課より説明がありました。

また、薩摩地区3小学校の空調整備については、委員会審査の中で意見等も出なかったため、執行部からの説明はありませんでした。現在、統廃合の話合いがなされている最中であり、非常にデリケートな問題であるため、ある程度の結論が出てから執行部に確認し、場合によっては要請をしていきたいと考えております。

〔新改 幸一議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

ここで、議案第78号に対して、有川美子議員外1人から、お手元に配布しました修正の動議が提出されております。これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

〔有川 美子議員登壇〕

○有川 美子議員

皆様、おはようございます。

それでは、「議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」に対する修正動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、修正案を添えて提出いたしましたので、趣旨説明をさせていただきます。

修正案については、本日お配り頂いております、こちらの冊子の中に一般会計の修正したもの

を出しておりますので、そちらのほうをお開け頂きまして、確認をお願いを申し上げます。

そして、説明をさせていただく前に、まず、文教経済常任委員会に所属をする委員の皆様、総務厚生常任委員会では上程された議案に真摯に向き合い、公明正大な審議が行われたことは言うまでもありません。

しかし、私は異議ありとの反対の立場を表明いたしました。

そして、総務厚生常任委員会の委員の皆様、まずもって私はおわび申し上げます。それは、委員会審議の中での私自身を振り返ったとき、これから御説明することは、本来なら委員会審議中に皆様へ全て私の考えを御説明するべきでありました。申し訳ありませんでした。

それでは、御説明に移ります。

私は補正予算の資料が配布をされてからすぐ、さつま町ごみ収集業務委託の予算の増額、こちらに注目をいたしました。なぜなら、債務負担行為、この金額が2,800万円増額される内容だったからです。

そして、今月初日の本会議、執行部の説明頂きました。ですが、お恥ずかしながら正直、それだけでは入札関連の全てを理解ができませんでした。

そこで、初日の本会議後、委員会審議をしっかりとすべく、財政課と町民環境課で内容の説明を受けました。そのときから、なぜ人件費の見直しがなされたのか、入札とは、業者側も5年間の人件費を詳細に計算をされた上で入札に参加をなされ、落札なされたのではないのかと疑問を持っておりました。委員会審議で執行部からの納得のいく説明がされるのかという点を重要視しておりました。

皆様のお手元に配布されております、先ほど、こちらをと申し上げた資料の中、下のほうの左のほうに、3、歳出とある資料を御覧ください。こちらは、一般会計の予算書を修正したものであります。

歳出、4款衛生費2項清掃費の中の3目ごみ処理費12節委託料の145万1,000円を全て削除し、歳入や債務負担行為等の金額もそれに倣い、訂正したものを提出いたしました。

ただし、人件費は削除。しかし、燃料高騰分である10節需用費、この424万7,000円については、私は賛成であります。なぜかと申しますと、執行部の説明では、燃料高騰分を今年4月に遡って補正予算として計上してありますと説明がありました。

皆様、昨今の社会情勢の著しい、この大きな変動の中の燃料高騰分、これには私は現在、ごみ収集を委託して下さっている2つの業者の皆様には大きな御負担となっていること、察するに余りあることと存じております。

しかしながら、本年10月分からの人件費を3人分、2つの業者合わせて3人分の増額、このことについては、私の考えるところでは、執行部からの説明で明らかになっていない点がございます。

3点申し上げます。

1、4月からの6か月しか経過をしていない時点で人数を増額する。ならば、4月の入札の時点での執行部の積算に問題が生じます。積算人数に誤りはなかったのでしょうか。必要以上に積算人数が少なくなっていた可能性はないでしょうか。

2点目、10月から鹿児島県も最低賃金が32円アップとなりました。このことにより人件費の増額、このことはもしかすると考えることなのかもしれません。

しかしながら、やはり各業者に対して、1.5人分ずつ増員せねばならない、1.5人分ずつです。このことについて、私は委員会審議で何度も質問をいたしました。正直申し上げて、執行部からの答弁は少々つじつまの合わないものであったと、後に振り返ってそのように考えており

ます。

なぜならば、当初の積算人数は合わせると、入札のとき12.5人なんです。これで、先ほど委員長からの説明でもありました、最後のページです。積算に当たっては、十分に法令等を遵守しながら町は行わなければならないと考えており、当初の入札についても十分考慮した上で執行していると最後の答えにもありましたけれども、審議の中でも、積算の12.5人で十分に業務ができると、そのように説明があったんです。けれども、3人どうしても増員しなければならない。ここの説明が正直、説明不足を感じております。

そして、3点目、先ほどつじつまが合わない私が申しと思いますが、なぜなら、こんなふうにも説明がありますね。ごみ出しのマナーが非常に悪く、これ今年に入って急にそんなに多く悪くなったのでしょうか。去年までもあったでしょう。私が捨てる、ごみステーションでもございました、シールが貼っていたり。その御苦労はもちろんお察しいたします。

けれども、ここの部分、やはり町のほうが放送するだけでなく、何らかの形でもっと周知する、努力する。なぜごみ出しのマナーを守っていただかなければならないのか。ここの部分、私は欠けているものであると思います。

そして、2人1組で作業をする安全性というような説明も頂いています。判ります。それでは、どうなんですか。さつま町は、ごみ収集をお願いするときに、業務委託するときに、1人で収集をしなければならない、そういったことを状態化させる、そのようなことがあったのでしょうか。

安全、この確保はもちろん大切です。これは今年度から4月から始められた業者の皆様だけでなく、これまで請け負ってくださった、令和4年3月までしてくださった業者の皆様にも言えたのではないのでしょうか。

もしかすると、以前請け負ってくださっていた業者の皆様は、もしかすると自分の会社のほかの人員とかそういったもの、企業努力をしてくださって、やりくりしてくださって、私たち町民のごみ収集努めてくださっていたのかもしれない、そんなふうにも考えております。

今日は傍聴にも来ていただいている方がいらっしゃいますので、簡単に申し上げて積算人数を最後にもう一度、ごみ収集業務委託は今年の3月までは、町民環境課の説明では14人の積算であった。入札のときは12.5人、1.5人少なくして入札の積算をしたと説明を受けております。

そして、半年見直して今回の見直しは、さらに1.5人ではなく、倍の3人の増員だと、そのように執行部は申し出ています。見直しで今度は3人増やす。このことをもう少し執行部は、私ども議員に真摯に丁寧に、そして誠意を持って説明をする責任があるのではないのでしょうか。

このことを私自身が未熟であるがゆえに、総務厚生常任委員会の委員会審議で全て御説明ができなかったことは、私の不徳の致すところであります。

しかしながら、議会のこの予算の採決は、本日最終日、全員で採決がなされる。ここまで時間がある。そういうふうを考えて、私、調査と、そして本日の修正動議へと動いてまいりました。

最後、課長一括質疑で、私は大変重い言葉を申し上げました。ダンピング、そんな疑いがどうですか。ダンピングという言葉は、とても重い言葉です。課長一括質疑で申し上げたので、皆さん覚えていらっしゃると思います。

しかしながら、そういった疑義が生まれないようにしていく、そのことが重要であります。私たち議会は、住民の皆様のご代表でありますので、執行部を監視・評価し、そして、もし執行部が私ども議会議員に対して誠意ある、真摯ある、そして、データ、資料を出して説明をしないのであれば、正していく必要があると考えております。

どうぞ皆様、私の力不足を私自身も認めておりますけれども、どうぞもう一度お考え頂きまして、どうか私が本日提出いたしました修正動議に御賛同、賛成の表明をしていただきますよう、

お願い申し上げます。

長くなりました。失礼いたします。ありがとうございました。

〔有川 美子議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、修正案に対する質疑を行います。修正案の説明について質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これで質疑を終わります。

なお、本案については、議案第78号と関連がありますために、そのときに討論、採決を行います。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第73号から議案第75号までの議案3件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第73号 さつま町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」から「議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」までの議案3件について、一括して採決します。

議案第73号から議案第75号までの議案3件に対する総務厚生常任委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第73号 さつま町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」から「議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」までの議案3件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第76号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第76号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する文教経済常任委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第76号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第77号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第77号 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について」を採決します。

本件に対する文教経済常任委員長の報告は、可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第77号 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号について討論を行います。

討論の順序について、本案に対する修正案が提出されていますので、まず、原案に賛成者の発言を許します。

〔上久保澄雄議員登壇〕

#### ○上久保澄雄議員

私は、今回提案がなされております「議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」について、賛成の立場から討論を行います。

今回問題となっております、ごみ収集業務委託料に関する補正予算についてであります。

本件につきましては、当初の段階の入札発注時点では、町及び業者双方において予知できなかった問題として、現在の契約上における所要人員数で業務を遂行するには限界が生じ、運営稼働後、作業現場におきまして、特に事業従事者が運転業務と収集作業を1人体制で兼ねて処理せざる得ないという、人員不足による問題が発生していることの実態が明らかとなったことから、発注側であります町としては、事業従事者の事故防止、また安全管理面に関わる重大な問題と捉え、これが早期解決策として、今回、補正措置を取ろうとされているところであります。

町としては、このことが起因して重大な事故が発生した場合、実態を知りながら、そのまま放置すると。これはあくまでも受託事業者の責任とだけでは、私は片づけられないという問題であるというふうに思います。当然、発注者側の責任も問われると。

また、人員不足により、ごみの収集業務が遅延、停滞することで、町民の生活面や衛生管理面においても、直接影響が生じてくる可能性も否定することはできません。

したがって、今回の町の対応は緊急を要することから、時宜を得たやむを得ない措置であると理解をするものであります。

なお、契約条項には、疑義が生じた場合、その都度、双方協議により決定する旨の規定もなされていることも付け加えておきます。

以上、申し上げましたが、議員各位の賢明なる御判断を頂きますようお願いを申し上げまして、賛成の側の討論といたします。

〔上久保澄雄議員降壇〕

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔上別府ユキ議員登壇〕

#### ○上別府ユキ議員

私は、修正案に賛成です。

燃料価格高騰のため、電力料金増加などに対する増額は認めることとしますが、ごみ収集業務委託に対する業務委託料変更については、積算作業人数見直しなど、もっと詳しい説明があってもよかったのではないのでしょうか。まだ議論が足りていないと考えます。十分な議論を深める意

味で、修正案に賛成です。

町が行うごみ収集業務は、町民の生活に密着した、町民にとって大事な部分です。心あるほとんどの町民は、町の指導に基づき、日々のごみの分け方、出し方に誠実に対応していらっしゃると思います。一部の心ない、マナーを逸脱したごみ出しがあることには心痛の思いがありますが、それを改善していくためにも、我が町の環境行政が胸を張って、一点の曇りもないと言えることが大事です。町も大事、業者も大事、そこで働く方々も大事です。そして、町民の思いも大事です。

これから一丸となって町を盛り上げていくために、我が町はSDGs宣言を9月に行いました。持続可能な地域社会実現のため、一番手に、人と環境に優しいまちを目指してと掲げています。だからこそ、町全体が1つになるためにも、ここで立ち止まって、もう一度熟慮してみる必要性を感じます。

終わります。

〔上別府ユキ議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかに討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これで討論を終わります。

これから「議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」を採決します。

まず、本案に対する有川美子議員外1人から提出された修正案について、起立によって採決します。本修正案に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮之脇尚美議員）

着席ください。起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮之脇尚美議員）

起立多数です。したがって、「議案第78号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号及び議案第80号の議案2件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第79号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」及び「議案第80号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）」の議案2件について、一括して採決します。

議案第79号及び議案第80号の議案2件に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第79号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」及び「議案第80号 令和4年度さつま町上水道事業会計補正予算（第4号）」の議案2件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

---

**△日程第10「議案第82号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」**

**○議長（宮之脇尚美議員）**

次は、日程第10「議案第82号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

**○町長（上野 俊市君）**

それでは、「議案第82号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」について御説明を申し上げます。

これは、母子保健事業費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ988万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億9,966万6,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

**○財政課長（富満 悦郎君）**

「議案第82号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

**○議長（宮之脇尚美議員）**

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

**○有川 美子議員**

では、今、説明頂いた出産・子育て応援交付金について質疑をさせていただきます。

まず、これは財源として、国が3分の2、そして、県6分の1、町6分の1という説明を受けておりますが、こちらの交付金が出されることに対しては大変喜ばしいことかと思っているんですが、少し細かいところ。

まず、これ令和4年の4月以降、4月に遡って出されるものですね。そうすると、もしかすると町内で妊娠届を出して出生をするまでの間に引っ越しをしてしまった方、町外に行かれた方というのは、私どものさつま町の対象にはならないのかということと、もう一点、大変ちょっと聞くに忍びないことで申し訳ないんですが、出産というのは、母親になる方が大変命をかけて出産するリスクの高いものであります。必ず安心して生まれてきてほしいけれども、生まれて直後に息を引き取る乳幼児がやっぱりいますね。乳児がいます。

もし、このときに、例えば出生届を出す方のほうが多いとは思いますが、その方々が出生届を出されたら、赤ちゃんがそのような状態で生まれてきても、そのところに給付はされるという理解でよろしいでしょうか。お願いいたします。

**○子ども支援課長（藤園 育美君）**

2つの御質問を頂きました。

1つ目の質問に関しましては、妊娠のときと出産のときと自治体が違うという場合です。こちらにつきましては、現在1回だけ国からの説明会がございまして、その中を私どもが考えているのは、必ず妊娠のときも出産のときにも面談をなさいと。アンケートを取りなさい。必ず自治体のほうから母親のほうへアクセスしなさいというようなことがございましたので、現在のような場合は、妊娠届をさつま町でされた場合は、さつま町でお支払いし、出産を違う市町村に転出してからされた場合は、またそこの市町村でと考えております。

ここの詳しいことは、来週開催される第2回目ではつきりされるかと思えます。

また、今言われました、生まれました、悲しくもというところがありますが、やはり出生届を出された方に関しては、お支払いするということをございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第82号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第82号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね10時45分とします。

---

休憩 午前10時33分

---

再開 午前10時45分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

△日程第11「発委第3号 さつま町議会の個人情報の保護  
に関する条例の制定について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第11「発委第3号 さつま町議会の個人情報の保護に関する条例の制定につい

て」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○議会運営委員長（森山 大議員）

おはようございます。

ただいま議題となっております「発委第3号 さつま町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

本町議会における個人情報の適正な取扱いについては、現在、さつま町個人情報保護条例において規定されておりますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、町条例が廃止され、改正後の法律は議会が対象とされていないことから、本町議会としての新たな個人情報保護条例を制定しようとするものであります。

個人情報の開示等に係る規定については従前と同様で、改正個人情報保護法に沿った内容となっております。また、罰則規定については、鹿児島地方検察庁と協議をし、「貴案を相当と思路する」旨の回答を得ております。

以上で趣旨説明を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○有川 美子議員

1点だけ確認というか、要請という形になるかと思えます。

個人情報を制定というのはもちろんなんですけれども、1点、こういうことが議会でございます。例えば、いろいろな町のお役を引き受けてくださった方のお名前とか住所とか、やはり読み上げて公開、ユーチューブでこれ中継されているので、自動的に公開されているということがあります。

また、議会だより等でも、例えば陳情とか請願が上がったときに、その方のフルネーム、そして住所を掲載するというのを今は通常しておりますけれども、私、制定のこれを機に、少しこの部分を、もう少しデリケートにお考えする必要があるのかと思っております。

ユーチューブは皆様御存じのとおり、世界どこでも見られるところ、それで住所を言ったり、フルネーム言うということにもなります。そして、議会だよりについては、町民に全戸配布ほぼされておりますので、そこの部分を少しお考え頂ければということで、要請という形でお願ひしておきます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発委第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託は行いません。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「発委第3号 さつま町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を採択します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第3号 さつま町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第12「報告第10号 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第12「報告第10号 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」の報告を議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。何かお聞きしたいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

---

△日程第13「岸良光廣議員に対する処分要求の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第13「岸良光廣議員に対する処分要求の件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、岸良光廣議員の退場を求めます。

〔岸良 光廣議員退場〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、懲罰特別委員会に付託した本件について、委員長の審査報告を求めます。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○懲罰特別委員長（柏木 幸平議員）

令和4年第4回定例会において懲罰特別委員会が設置され、令和4年12月14日に委員会付託されました岸良光廣議員に対する処分要求の件について、審査の概要と結果を御報告申し上げます。

12月14日の本会議で委員8人が選任され、同日の委員会で、委員長に私、柏木幸平が、副委員長に中村慎一委員が選任されました。

本案件は、令和4年12月7日に開催された総務厚生常任委員会において、有川美子議員が岸良光廣議員から侮辱を受けたという申出によるもので、地方自治法第133条の規定に基づく処分要求書が令和4年12月9日に提出されたものであります。

また、処分要求書の内容としては、委員長である岸良光廣議員から質疑を遮られたことで、議員活動の中心となる発言権を行使できなかったことが侮辱行為に当たるとするものであります。

本委員会は、12月14日及び16日に開催し、慎重に審査を行いました。

まず、12月14日の委員会審査では、本案件の経過を確認したあと、有川美子議員へ質疑を行ったところであります。

質疑の中で、当時の状況はおおむね把握したが、当時の心因的な状況はどうだったのかただし

ましたところ、委員会の審議前に、有川議員の「委員会で聞きます」という発言に対し、岸良議員から「言わないほうがいい」と声をかけられ、驚きとともに体が震え、圧力を受けたと感じ、恐怖を覚えたとのことであります。

また、有川議員から提出のあった報告書によると、委員会審議中にも大きな精神的ストレスがかかり、頭痛と手足の冷え、胃痛、顔の紅潮、引きつりがあったようであります。

この日の審査では、会議録等の資料を十分精査できないことから延会し、16日に再度審査することになりました。

次に、12月16日の委員会審査では、委員会の審議中において岸良委員長が有川委員の質疑を遮り、発言権を行使させなかったことは、さつま町議会基本条例第3条及びさつま町議会会議規則第67条に違反し、委員長としての責務である議事の整理を怠ったことは、さつま町議会委員会条例第10条に違反することなどについて、委員間で協議したところであります。

十分な論議を重ねた上で、岸良議員への処分の是非及びその内容について採決した結果、全会一致で公開の議場における陳謝とすることに決定したところであります。

また、陳謝文の案についても協議し、決定いたしましたので、別紙陳謝文を添えて提出いたします。

以上で、懲罰特別委員会の審査報告を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、岸良光廣議員に対する処分要求の件を採決します。この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長の報告は、委員会起草による陳謝文により、岸良光廣議員に陳謝の懲罰を科すことです。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮之脇尚美議員）

起立全員です。よって、岸良光廣議員に陳謝の懲罰を科すことは、可決されました。

岸良光廣議員の入場を求めます。

〔岸良 光廣議員入場〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの議決に基づいて、これから岸良光廣議員に懲罰の宣告を行います。

岸良光廣議員の起立を求めます。

〔岸良 光廣議員起立〕

○議長（宮之脇尚美議員）

岸良光廣議員に陳謝の懲罰を科します。

これから岸良光廣議員に陳謝をさせます。

岸良光廣議員に陳謝文の朗読を命じます。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

陳謝文。

私は12月7日の総務厚生常任委員会において、議案審査中に議員の権限である発言権を遮り、委員長としての責務である議事の整理を怠ったことにより、委員会の審査に影響を及ぼしたことは、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責を果たさず、誠に申し訳ありませんでした。ここに深く反省し、誠意をもって陳謝いたします。

令和4年12月23日、さつま町議会議員岸良光廣。

申し訳ありませんでした。

〔岸良 光廣議員降壇〕

---

△日程第14「所管事務調査報告の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第14「所管事務調査報告の件」を議題とします。

各常任会が調査中でありました事項について報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岸良 光廣議員）

それでは、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

令和4年11月9日から11日にかけて、兵庫県三田市においては、さんだ里山スマートシティ構想・三田市ICT推進計画について、兵庫県養父市においては健康増進の取組について、岡山県西粟倉村においてはローカルベンチャーについて調査を実施しました。

まず、三田市は兵庫県の南東部に位置し、面積210.32平方キロメートル、人口は約10万8,000人で、1980年代からニュータウン開発とJR福知山線の利便性向上により、大阪・神戸の衛星都市として急激な発展を遂げ、過去には人口増加率日本一を10年連続で記録したこともあります。

三田市は、令和2年4月に市独自で三田市ICT推進計画を策定し、市内のICT推進を図り、令和4年4月には、さんだ里山スマートシティ構想を策定しております。

スマートシティ構想では、デジタルを活用し、「市民一人ひとりが幸せを実感しながら住み続けられる三田」を目指し、1、市民生活の質の向上、2、都市機能の最適化、3、官民共創の基盤の構築と強化、4、市役所のスマート化の4つの取組を推進しております。

市内のデジタル化の取組では、電子申請と、平成31年から国が先行する児童手当、妊娠届、介護保険など11項目手続、翌年令和2年からは市独自のL o G oフォームを開発し、道路・公園の不具合通報、職員採用のエントリー、コロナワクチン接種予約などを開始し、本年10月からは住民票、所得証明、戸籍謄本など79項目手続が電子申請できるように整備されております。

しかし、電子申請の利用率は低く、普及・啓発が課題であるとのことであります。

また、市役所窓口での電子決済の導入や市民向けのサポート事業として、スマートフォンの使い方をサポートするデジタル活用支援員を地域で養成するなど、デジタル社会への市民サポートや大学と連携して観光アプリや防災アプリの開発、地域企業と連携したファンドの創設など多様な取組を行っております。

三田市では、今後デジタルをさらに活用させ、行かなくてもいい市役所の実現を目指し、外出

困難者へのサービス向上、窓口での待ち時間の負担軽減、24時間対応など市民ニーズが高いものを優先して、利便性の向上と業務の見える化・見直し、人手不足の解消を図り、組織内の推進体制を整備し、システムの操作研修などに取り組んでいくとのことであります。

次に、養父市は兵庫県北部の但馬地方の中央に位置し、面積422.9平方キロメートル、人口は約2万200人で、ヤブライフとして移住定住の取組で就農・就職、子育てや住宅に対する支援体制を強化され、2021年住みたいまち近畿エリア1位でもあります。

養父市は合併時から住民の健康づくりを推進し、健康体操の普及・啓発に力を入れており、シルバー人材センターと連携をして、専門職を中心にした巡回型介護予防教室の取組に自治会を対象として進めております。健康体操では対象者や用途に合わせて、やぶからぼう体操を中心に4種の体操に取り組み、体操指導者の養成も行っております。

サロンやミニデイなどの活動を推進しながら高齢者に対する実態調査を行い、その結果を分析し、毎日の運動と併せ、多種類の食品摂取により生活の自立度が高くなることや、地域内の信頼関係が健康レベルに左右し、加えてソーシャル・キャピタル（家族や地域への信頼やつながり）が健康状態に寄与することが判ったとのことであります。

この結果を踏まえ、効果検証された複合プログラムを行うことで、プログラム参加者のフレイル発症率が、参加しなかった人に比べ低くなっております。

このような養父市の取組は、WHOの機関誌への掲載や、厚労省の「健康寿命をのばそう！アワード」の受賞にも表れております。

次に、西粟倉村は岡山県・鳥取県・兵庫県の3県境に位置し、面積57.97平方キロメートル、人口は約1,400人で、豊富な森林資源を活用した起業や移住定住に取り組み、現在ではローカルベンチャーのまちとして全国的に評価されております。

西粟倉村では、50年受け継がれてきた森林を、今後50年守り育て、100年の森林にして良い山を育て、100年の森林に囲まれた上質な生活環境をつくり、行政と民間の川上・川下分業を目指し、村有林・民有林2,800ヘクタールの森林施業を役場が行い、民間企業が6次化し、付加価値をつけて売るという仕組みを構築しております。

木材はできるだけ高く買って山主に還元し、木材としてではなく、机・椅子・テーブル等の付加価値をつけた商品として高く売る仕組みづくりができており、森林管理費用は役場が負担するが、村の産業や雇用、住民の林業所得や地域経済として転換し、還元が行われております。

平成21年の百森事業をスタートし、外から人材誘致を行い、村としてローカルベンチャーを推進し、産業と人口問題に取り組みながらも、2019年にSDGs未来都市認定を受け、2022年には脱炭素先行地域・デジタル田園都市の選定を受け、持続可能な地域実現に取り組んでおります。

ローカルベンチャーとしては、16年間で46事業体52の事業に311人の雇用が生まれ、多種多様なローカルベンチャーが誕生しており、小さな村に新たな可能性を見いだした移住者が多く集まっております。

最後に、今回の研修を通じて、いずれの自治体も従来の考え方にとらわれない、柔軟な発想・アイデアを積極的に取り入れておりました。その上で、しっかりと調査・研究を行い、ブラッシュアップし、行政施策を展開しておりました。

また、一事業であっても、行政だけでなく、民間業者等多角的な視点から調査・研究することで、より自治体に合った施策や補助事業等を模索し、活用されており、改めて官民の連携が必要だと感じましたところであります。

なお、今回の調査において、デジタル化を所管している総務課及びローカルベンチャーを所管

している企画政策課の担当職員も同行し、短い時間ではありましたが、視察先の取組内容について意見交換を行っております。

また、健康増進の取組についても、担当課に研修資料の提供を行ったところであります。

視察した3自治体の活動内容については、それぞれの課内でも十分に情報共有が図られながら、本町の施策に活用できるものは積極的に取り入れるなど、今後の取組に反映できることを期待するものであります。

以上、調査の概要を申し上げます。所管事務調査の報告といたします。

〔岸良 光廣議員降壇〕

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

これから、ただいまの総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。

次に、文教経済常任委員長の報告を求めます。

〔新改 幸一議員登壇〕

#### ○文教経済常任委員長（新改 幸一議員）

文教経済常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

令和4年10月27日から28日にかけて、佐賀県有田町においては移住定住への取組について、福岡県糸島市においては有害鳥獣対策について、調査を実施いたしました。

まず、有田町は佐賀県の西部に位置し、面積65.85平方キロメートル、人口は約1万9,000人で、陶磁器の生産地として全国的に有名なまちであり、歴史的重要性の高い家が軒を並べる地区でもあります。

有田町の移住定住の取組については、移住者への支援金や新築住宅の取得に係る奨励金などを交付しているが、特にNPO法人灯す屋と連携し、空き家物件についてのインフォメーション、見学ツアー、相談対応などを行っており、移住者の希望に応じたきめ細かい対応をしているようであります。

灯す屋は、地域おこし協力隊としてUターンして来られた代表理事が、空き家の利用促進、まちの情報発信、地区の活性化などを目標に立ち上げ、アトリエつきのシェアハウスづくり、ものづくりをしながら暮らせる空き家活用を行っております。

また、伝統的建築物群保存地区に存在する複数の空き家店舗を活用し、出店希望者と空き家店舗オーナーをつなげる取組や、陶器市などのイベントを活用した空き家店舗の短期貸しを行っており、これらの取組を通して徐々に信頼関係を構築し、年間貸しをすることで、空き家店舗の解消や若者の移住定住につなげていきたいとのこととあります。

灯す屋が実現したい社会は、「一人ひとりがおもしろい未来を描ける社会」であり、「出会う、学ぶ、試す、お披露目する」のサイクルを回し、灯す屋でしかつくりえない関係人口を生み出すため、大人たちの学び舎、子供たちへのサードプレイスの提供、各種イベントの開催を精力的に行っているとのこととあります。

次に、糸島市は福岡県の西部に位置し、面積215.70平方キロメートル、人口は約10万3,000人で、福岡市へのアクセスがよく、都市近郊型の農業や畜産業が盛んな市であります。

糸島市にある糸島ジビエ工房では、年間を通して約1,000頭の獣肉処理が可能であり、1時間以内の持込みなどを条件に、1日10頭を限度として受け入れているとのこととあります。

また、安定的な個体確保のため、糸島市を中心とした近隣の市町からの搬入にも対応し、代表自ら狩猟も行っており、1キログラム100円で購入することで、猟師は埋設処理する手間がなくなり、喜ばれているようであります。

ジビエ食肉処理の運営は、搬入量と販路を確保していることが条件であり、福岡市内で運営しているジビエ専門飲食店も経営していることから、ニーズに応じた加工も可能であるとのことであります。

また、昨今のペットブームに乗じたペット用ジャーキーの製造販売では、食用に適しにくい部位をペット用に改良して販売しているほか、各種イベントへの出店やイノシシ丸焼きイベントの開催、専門業者を通じた革製品の製造販売、堆肥生産組合へ動物性残渣を提供して有効活用を図るなど、事業展開を行っているところです。

ジビエ事業は、公設民営で行っているケースも多いが、行政からの補助を受けて運営すると補助ありきの運営となり、補助金が縮減されたときに対応ができなくなるケースが多いとのことであります。

最後に、今回の研修を通して両市町に共通して言えることは、まずはチャレンジしてみるという強い姿勢の下、民間法人の視点や発想により、多岐にわたる事業展開がなされているところです。それぞれの強みやノウハウを最大限に活用し、行政だけではなし得ない事業運営に取り組んでおりますが、行政側の理解と強い支援体制の下に連携した取組が必要だと感じたところであります。

なお、今回の調査において、移住定住を所管しているふるさと振興課及び有害鳥獣対策を所管している農政課の担当職員も同行し、短い時間ではありましたが、視察先の取組内容について意見交換を行っております。

視察した2自治体の活動内容については、それぞれの課内でも十分に情報共有を図りながら、本町の施策に活用できるものは積極的に取り入れるなど、今後の取組に反映できることを期待するものであります。

以上、調査の概要を申し上げ、所管事務調査の報告といたします。

〔新改 幸一議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、ただいまの文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。

これで所管事務調査報告を終わります。

---

### △日程第15「議員派遣の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第15「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、配布しましたとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配布しましたとおり派遣することに決定しま

した。

---

△日程第16「閉会中の継続調査の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第16「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお配りしました申出書の各事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 橋之口 富 雄

さつま町議会議員 中 村 慎 一